一般社団法人
第二種金融商品取引業協会
Type Ⅱ Financial Instruments Firms Association

令和８年 11 月 20 日

「犯罪による収益の移転防止に関する法律の実務対応に関するＱ＆Ａ」の改訂について

本協会では、令和９年４月１日に施行される「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則」の改正（本人確認方法の見直し）等を踏まえて、当局にも必要な照会を行ったうえ、本協会「犯罪による収益の移転防止に関する法律の実務対応に関するＱ＆Ａ」を別紙のとおり、改訂いたしました。

本Ｑ＆Ａを、広く御利用いただければ幸いです。

一般社団法人
第二種金融商品取引業協会

# 犯罪による収益の移転防止に関する法律の実務対応に関するＱ＆Ａ
# 【第三版】

令和８年11月20日

一般社団法人　第二種金融商品取引業協会

《目次》[1]

Ⅰ．R９改正規則関係 ..... 1
改－１　改正のポイント【R９改正規則箇所】 ..... 1
改－２　R９改正規則による本人確認方法の見直し【R９改正規則箇所】 ..... 1
改－３　R９改正規則の施行前後による本人確認方法や条文番号の変更【R９改正規則箇所】 ..... 3
改－４　R９改正規則により自然人である顧客又は取引の任に当たる者の本人特定事項の確認方法の見直し【R９改正規則箇所】 ..... 6
改－５　R９改正規則により法人である顧客の本人特定事項の確認方法の見直し【R９改正規則箇所】 ..... 10
Ⅱ．犯収法で求められる義務 ..... 11
Ｑ１　犯収法の構造 ..... 11
Ｑ２　犯収法上、二種業者に求められる義務 ..... 12
Ⅲ　通常の取引時確認 ..... 12
１．取引時確認の対象 ..... 12
Ｑ３　取引時確認の対象①（ファンドの募集・私募） ..... 12
Ｑ４　取引時確認の対象②（ファンドの募集等の取扱い・その１） ..... 13
Ｑ５　取引時確認の対象③（ファンドの募集等の取扱い・その２） ..... 13
Ｑ６　取引時確認の対象④（ファンドの募集等の取扱い・その３） ..... 14
Ｑ７　取引時確認の対象⑤（不動産信託受益権の売買の媒介） ..... 14
２．取引時確認の必要事項等 ..... 14
Ｑ８　顧客の取引時確認の確認事項 ..... 14
Ｑ９　顧客が適格機関投資家・特定投資家の場合の確認の要否 ..... 16
Q10　顧客が国や地方公共団体、上場企業である場合の取引時確認の確認事項 ..... 16
Q11　顧客が人格のない社団又は財団である場合の取引時確認の確認事項 ..... 18
Q12　複数の者が取引時確認を行う場合 ..... 19
Q13　取引時確認の時期 ..... 20
３．本人特定事項の確認 ..... 20

[1]　令和７年６月 24 日に公布された犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の改正に関係するものに【R７改正規則箇所】、同９年４月１日に施行される同施行規則に関係するものに【R９改正規則箇所】と付しています。

Q14　本人確認書類の種類（個人顧客の場合）【R９改正規則箇所】 ..... 20
Q15　日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類 .... 23
Q16　本人確認の方法（個人顧客・対面取引）【R９改正規則箇所】 ..... 23
Q17　本人確認書類のＩＣチップ情報の読み取り方法【R９改正規則箇所】 ..... 25
Q18　本人確認書類のＩＣチップ情報の読み取りと映像面表示【R９改正規則箇所】 ..... 26
Q19　本人確認書類のＩＣチップ情報の読み取り後の照合【R９改正規則箇所】 . 26
Q20　本人確認書類の提示を受ける者とＩＣチップ情報を確認する者の同一性及びその確認の時期【R９改正規則箇所】 ..... 27
Q21　最新の情報がＩＣチップ情報に更新されていない場合の本人確認の方法【R９改正規則箇所】 ..... 28
Q22　本人確認の方法（個人顧客・非対面取引）【R９改正規則箇所】 ..... 28
Q23　オンラインで完結する本人確認の方法（個人顧客・非対面取引）【R７改正規則、R９改正規則箇所】 ..... 32
Q24　二種業者が提供するソフトウェア ..... 36
Q25　白黒画像や解像度の荒い画像情報 ..... 37
Q26　画像情報の送信時期【R９改正規則箇所】 ..... 37
Q27　本人確認書類のＩＣチップ情報の読み取り方法【R９改正規則箇所】 ..... 38
Q28　有効期限の情報の確認【R９改正規則箇所】 ..... 38
Q29　預貯金取扱金融機関又はクレジットカード会社に確認する事項【R９改正規則箇所】 ..... 39
Q30　顧客の預貯金口座が本人確認済であることを確認する方法【R９改正規則箇所】 ..... 40
Q31　カード代替電磁的記録による本人特定事項の確認方法【R７改正規則箇所】 41
Q32　本人限定受取郵便による本人確認【R９改正規則箇所】 ..... 42
Q33　通知カードと個人番号カードの本人確認書類としての利用の可否 ..... 42
Q34　個人番号カードを本人確認書類とする場合の注意事項（個人番号の取得禁止） ..... 43
Q35　国民年金手帳を本人確認書類とする場合の注意事項（基礎年金番号の取得禁止） ..... 43
Q36　本人確認書類の種類（法人顧客の場合） ..... 44

Q37　法人顧客の本人確認方法【R９改正規則箇所】 ..... 44
Q38　本人確認書類の住所と現在の住居が異なる場合 ..... 46
Q39　転送不要郵便の送付に代える措置 ..... 46
Q40　電子署名による本人特定事項の確認【R９改正規則箇所】 ..... 47
Q41　取引の任に当たる者の該当性及び本人確認方法 ..... 48
Q42　取引の任に当たる者の本人確認方法①（ＩＣチップ情報の読み取り）【R９改正規則箇所】 ..... 49
Q43　取引の任に当たる者の本人確認方法②（ＩＣチップなし本人確認書類の提示）【R９改正規則箇所】 ..... 50
Q44　取引の任に当たる者の確認 ..... 50
Q45　ＳＰＣが顧客となる場合の「取引の任に当たる者」 ..... 51
Q46　取引の任に当たる者が変更した場合の取引時確認の要否 ..... 51
４．取引を行う目的 ..... 52
Q47　投資目的の確認と「取引を行う目的」 ..... 52
Q48「取引を行う目的」の申告を受ける方法 ..... 52
５．職業（顧客が自然人の場合） ..... 53
Q49　職業の分類 ..... 53
Q50　「職業」の申告を受ける方法 ..... 53
Q51　勤務先の名称 ..... 53
Q52　複数の職業の申告を受けた場合 ..... 54
６．事業の内容（顧客が法人の場合） ..... 54
Q53　「事業の内容」を確認する書類 ..... 54
Q54　本人特定事項の確認を行った書類による「事業の内容」の確認 ..... 55
Q55「事業の内容」の確認の程度 ..... 55
Q56　法令の規定により当該法人が作成することとされている書類 ..... 55
Q57　官公庁から発行・発給された書類その他これに類するもの ..... 55
Q58　顧客が上場会社の場合の「事業の内容」を確認の要否 ..... 56
Q59　人格のない社団若しくは財団の「事業の内容」の確認方法 ..... 56
Q60　外国顧客の「事業の内容」の確認方法 ..... 56
７．実質的支配者（顧客が法人の場合） ..... 57
Q61　実質的支配者の範囲 ..... 57

Q62　実質的支配者の該当性判断 ..... 61
Q63　国等が実質的支配者の場合 ..... 64
Q64　法人の議決権割合の基準日 ..... 65
Q65　実質的支配者の確認方法 ..... 65
Q66　顧客から実質的支配者を把握していないとの申告を受けた場合 ..... 66
Q67　事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合 ..... 66
Q68　「出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有していると認められる自然人」 ..... 66
Q69　資本多数決法人以外の法人において、「法人の収益配当又は財産分配受領権の25%超を保有する自然人」と「出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人」がともに存在する場合 ..... 67
Q70　ＳＰＣの実質的支配者（ＧＫ－ＴＫスキーム①） ..... 67
Q71　ＳＰＣの実質的支配者（ＧＫ－ＴＫスキーム②） ..... 68
Ⅳ　ハイリスク取引の取引時確認 ..... 68
１．ハイリスク取引の対象 ..... 68
Q72　ハイリスク取引の対象範囲 ..... 68
Q73　イラン又は北朝鮮に国籍のある者等（国内に住所がある者等） ..... 69
Q74　外国ＰＥＰｓの範囲 ..... 70
Q75　外国ＰＥＰｓの該当性の確認方法 ..... 71
２．ハイリスク取引における確認 ..... 71
Q76　ハイリスク取引における確認事項 ..... 71
３．本人特定事項の確認 ..... 72
Q77　本人特定事項の確認方法【Ｒ９改正規則箇所】 ..... 72
Q78　なりすまし又は偽りの疑いがある場合の取引において取引時確認の完了前に確証が得られた場合【Ｒ９改正規則箇所】 ..... 75
４．資産及び収入の状況 ..... 75
Q79　200 万円の算定基準 ..... 75
５．実質的支配者 ..... 76
Q80　実質的支配者の確認方法 ..... 76

Ⅴ　取引時確認済みの顧客の取扱い ..... 77
１．取引時確認済みの顧客との取引 ..... 77
Q81　取引時確認済みの顧客との取引の要件 ..... 77
Q82　「顧客しか知り得ない事項など顧客が確認記録に記録されている者と同一であることを示す事項」の範囲 ..... 79
２．取引時確認済みの顧客との取引の該当性 ..... 79
Q83　過去に取引時確認を行った顧客による異なる特定取引（現金の受払い） ..... 79
Ⅵ　確認記録 ..... 79
１．確認記録の作成 ..... 79
Q84　確認記録の記載事項【R9 改正規則箇所】 ..... 79
Q85　確認記録の様式 ..... 83
Q86　取引時確認を外部に委託している場合の「取引時確認を行った者の氏名」、「確認記録の作成者の氏名」の記載 ..... 84
Q87　本人確認書類のＩＣチップの読み取りと確認記録の記録 ..... 84
Q88　カード代替電磁的記録による本人特定事項の確認方法の確認記録への記録事項【R７改正規則箇所】 ..... 84
Q89　本人確認書類の添付による確認記録の記録事項の省略【R９改正規則箇所】 85
Q90　確認記録と顧客カードの兼用 ..... 85
Q91　確認記録の作成方法 ..... 86
Q92　特定電磁的記録の写しを確認記録に添付する方法【R７改正規則箇所】 ..... 86
２．確認記録の保存 ..... 87
Q93　保存年限 ..... 87
Q94　「取引時確認を行った取引に係る契約が終了した日」 ..... 87
Q95　確認記録を支店・営業所ごとに管理することの可否 ..... 87
３．確認記録の内容の変更 ..... 88
Q96　顧客の確認記録の記載事項の変更 ..... 88
Ⅶ　取引記録 ..... 88
Q97　取引記録の記載事項 ..... 88
Q98　取引記録の法定帳簿による代替 ..... 89
Ⅷ　疑わしい取引の届出 ..... 89
Q99　疑わしい取引の対象 ..... 89

Q100　疑わしい取引の判断方法（確認項目） ..... 90
Q101　疑わしい取引の確認方法①（新規顧客の取引） ..... 91
Q102　疑わしい取引の確認方法②（既存顧客の取引） ..... 91
Q103　疑わしい取引の確認方法③（危険度の高い取引） ..... 92
Q104　疑わしい取引の届出方法 ..... 93
Q105　取引を謝絶した場合の疑わしい取引の届出の要否 ..... 93
Ⅸ　取引時確認等を的確に行うための態勢整備 ..... 93
Q106　態勢整備の内容 ..... 93
Q107　取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置（１回的取引） ..... 95
Q108　特定事業者作成書面の作成について ..... 95
Q109　保存している確認記録・取引記録の継続的精査、必要な情報収集・情報の整理、分析について ..... 96
Q110　統括管理する者 ..... 97

《略称》

本Ｑ＆Ａにおいては、以下の略称を用いています。

| | | |
|---|---|---|
| ・「犯収法」 | ・・・ | 犯罪による収益の移転防止に関する法律 |
| ・「施行令」 | ・・・ | 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令 |
| ・「施行規則」 | ・・・ | 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則 |
| ・「オンライン本人確認方法 QA」 | ・・・ | 犯罪収益移転防止法におけるオンラインで完結可能な本人確認方法に関する金融機関向けＱ＆Ａ（令和９年４月１日以降） |
| ・「R９改正規則」 | ・・・ | 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和７年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第３号）及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和８年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第１号）の施行（令和９年４月１日）に基づく改正施行規則 |
| ・「R７改正規則」 | ・・・ | 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和７年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第２号）の施行（令和７年６月 24 日）に基づく改正施行規則 |
| ・「R８パブコメ」 | ・・・ | 令和８年改正犯罪収益移転防止法施行規則（令和８年３月６日公布）に関するQ&A |
| ・「R７パブコメ（なりすまし防止）」 | ・・・ | 令和７年改正犯罪収益移転防止法施行規則（なりすまし等のリスクの高い本人特定事項の確認方法の廃止等）（令和７年６月 24 日公布）に関するQ&A |
| ・「R７パブコメ（新技術活用）」 | ・・・ | 令和７年改正犯罪収益移転防止法施行規則（新たな技術を用いた本人特定事項の確認方法の新設等）（令和７年６月 24 日公布）に関するQ&A |
| ・「H30 パブコメ」 | ・・・ | 平成 30 年に実施された「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する御意見・御質問に対する警察庁及び共管各省庁の考え方について（平成 30 年 11 月 30 日公表） |
| ・「H27 パブコメ」 | ・・・ | 平成 27 年に実施された「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の |

整備等に関する政令案」等に対する御意見・御質問に対する警察庁及び共管各省庁の考え方について（平成 27 年９月 18 日公表）

・「施行時パブコメ（意見）」　・・・　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令案等に対する御意見並びに御意見に対する警察庁及び共管各省庁の考え方について（平成 20 年１月 30 日公表）

・「H23 パブコメ」　・・・　平成 23 年に実施された「犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令案（仮称）」等に対する意見の募集結果について（平成 24 年３月 26 日公表）

・「ファンド」　・・・　金融商品取引法第２条第２項第５、６号に掲げる権利

・「募集等」　・・・　金融商品取引法第２条第８項第７号に定める有価証券の募集又は私募

・「募集等の取扱い」　・・・　金融商品取引法第２条第８項第９号に定める有価証券の募集若しくは売出しの取扱い若しくは私募の取扱い

・「二種業」　・・・　金融商品取引法第 28 条第２項に規定する第二種金融商品取引業

・「二種業者」　・・・　金融商品取引法第 28 条第２項に規定する第二種金融商品取引業の登録を受けた者（同項第１号又は第２号を行う者に限る）

・「取引時確認」　・・・　犯罪による収益の移転防止に関する法律第４条第１項各号に掲げる事項の確認

・「本人確認」　・・・　犯罪による収益の移転防止に関する法律第４条第１項第１号に掲げる事項の確認

・「ハイリスク取引」　・・・　犯罪による収益の移転防止に関する法律第４条第２項各号に該当する取引

・「取引時確認済みの顧客」　・・・　犯収法第４条第３項に定める他の取引の際に既に取引時確認を行っている顧客

・「確認記録」　・・・　犯収法第６条第１項に定める取引時確認に係る事項、当該取引時確認のためにとった措置その他の主務省令で定める事項に関する記録

・「取引記録」　・・・　犯収法第７条第１項に定める顧客の確認記録を検索するための事項、当該取引の期日及び内容その他の主務省令で定める事項に関する記録

**【令和９年４月１日までに利用する場合の注意点】**

**本Ｑ＆Ａでは、Ⅱ以降においてもＲ９改正規則を反映して記載しています。**

**Ｒ９改正規則前の条文等を確認されたい場合、e-Gov 法令検索（https://laws.e-gov.go.jp/）等によりご確認ください。**

Ⅰ．Ｒ９改正規則関係

改－１　改正のポイント【Ｒ９改正規則箇所】

Ｑ　Ｒ９改正規則の改正の主なポイントは、どういう点でしょうか。

Ａ　Ｒ９改正規則では、主に次の内容が改正されております。

①　非対面での本人特定事項の確認方法のうち、本人確認書類の画像情報の送信を受ける方法等、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクの高い方法の廃止等

②　対面で行う本人特定事項の確認方法のうち、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクの高い確認方法を廃止し、原則として、ＩＣチップ情報の読み取りを義務付けること等

（参考：施行規則第６条、第７条、第 12 条、第 14 条）

改－２　Ｒ９改正規則による本人確認方法の見直し【Ｒ９改正規則箇所】

Ｑ　Ｒ９改正規則による本人確認方法の見直しについて教えてください。

Ａ　近年、偽変造された本人確認書類により開設された架空・他人名義の預貯金口座等が特殊詐欺等の犯罪に悪用されるなど、治安上の大きな課題となっていました。こうした情勢を背景に、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和７年６月 13 日閣議決定）等において、非対面での本人確認方法の見直し（公的個人認証（JPKI）への原則一本化）及び対面での本人確認方法の見直し（マイナンバーカード等のＩＣチップ付き本人確認書類の提示を受けた上でＩＣチップ情報を読み取る方法の原則化）が図られることとなりました。

そして、R９改正規則として非対面に係るものは令和７年６月 24 日に、対面に係るものは令和８年３月６日にそれぞれ公布され、いずれも令和９年４月１日に施行されます。

改正の概要は、以下のとおりです。

（警察庁：犯罪収益移転防止に関する年次報告書（令和７年）５頁より引用）

**【見直しの概要】**

**対面の本人確認方法の見直し**

○　写真付き本人確認書類の提示を受ける現行の方法につき、**対象書類をＩＣチップ付きのもの**(※1)**に限定するとともに、当該ＩＣチップの情報の読み取り**(※2)**を必須**とする(※3)。

(※1)　マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、日本国旅券等を想定。
(※2)　デジタル庁提供のマイナンバーカード用アプリや民間のツールの活用を想定。
(※3)　本人限定受取郵便を用いる方法においても同様に措置。

○　写真なし本人確認書類の提示を受け、かつ、取引関係文書を転送不要郵便物等として送付等する現行の方法につき、**対象書類の変更**(※4)を行うとともに、**ＩＣチップ付きの書類の提示を受ける場合はＩＣチップ情報の読み取りを必須**とする。

(※4)　ＩＣチップがない写真付き本人確認書類（身体障害者手帳等）、偽造・改ざん対策が施された写真なし本人確認書類（住民票の写し等）、ＩＣチップがある写真なし本人確認書類（16歳未満の在留カード等）に限定。

○　上記方法が実施困難である非居住外国人等については、写真付き本人確認書類を提示させることとする(※5)。

(※5)　特定事業者において、顧客等が非居住外国人等であることを確認することが前提となる。

**非対面の本人確認方法の見直し**

○　**自然人の本人確認方法につき、ICチップ付き本人確認書類のICチップ情報の送信を受ける方法を原則とする。**

・　自然人の本人確認方法につき、本人確認書類の画像情報の送信を受ける方法、本人確認書類の写しの送付を受ける方法を原則廃止し、ICチップ付き本人確認書類のICチップ情報の送信を受ける方法等を存置。
・　ICチップ付きの本人確認書類については、マイナンバーカード、運転免許証、在留カード等を想定。

○　**ICチップ付き本人確認書類を保有しない者への対応として必要な補完措置を整備。**

・　偽造を防止するための措置が講じられた住民票の写し、印鑑登録証明書等の原本の送付＋転送不要郵便による方法等を規定。
・　また、本邦内に住居を有しない外国人等の場合は、本人確認書類の原本若しくは写しの送付又は画像情報の送信＋転送不要郵便による方法等を規定。

○　**法人の代表者等の本人確認方法についても、上記と同様に措置。**

・　このほか、法人の本人確認方法につき、本人確認書類の写しの利用を原則不可とし、原本に限定。

（参考：施行規則第６条、第７条）

改－３　Ｒ９改正規則の施行前後による本人確認方法や条文番号の変更【Ｒ９改正規則箇所】

Ｑ　Ｒ９改正規則の施行前後で本人特定事項の確認方法や施行規則の条文番号はどのように変更されるでしょうか。

Ａ　Ｒ９改正規則の施行により、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクの高い方法が廃止されるなどの本人特定事項の確認方法の変更が生じます。

また、Ｒ９改正規則の施行で具体的な本人特定事項の確認方法等を規定する施行規則の条文番号も変更します。

これらの変更の概要は、以下の図のとおりです。

（警察庁：犯罪収益移転防止に関する年次報告書（令和７年）９頁を参考に作成）

| 規定（※1） | | 本人確認方法の内容 | 今回の見直し（令和９年４月１日施行） | 改正後の号の細分 |
|---|---|---|---|---|
| イ | 対面 | 写真付き本人確認書類の提示 | ・対象となる写真付き本人確認書類を IC チップ付きのものに限定<br>・当該書類の提示に加え、IC チップ情報の読み取りを義務付け<br>⇒ ①IC チップ及び写真付きの本人確認書類の提示<br>＋②IC チップ情報の読み取り | イ |
| ロ | | ①写真なし本人確認書類の提示<br>＋②取引関係文書の転送不要郵便での送付 | ・対象となる本人確認書類を変更（※２）<br>・IC チップがある場合は IC チップ情報の読み取りを義務付け<br>⇒ ①本人確認書類（※２に記載のもの）の提示<br>＋②取引関係文書の転送不要郵便での送付<br>（＋③IC チップがある場合は IC チップ情報の読み取り） | ロ |
| ハ | | ２種類の提示 | 廃止 | |
| ニ | | １種類の提示＋原本/写しの送付 | 廃止 | |

| 規定（※1） | | 本人確認方法の内容 | 今回の見直し（令和９年４月１日施行） | 改正後の号の細分 |
|---|---|---|---|---|
| ホ | 非対面 | 特定事業者が提供するソフトウェアによる、顧客等の容貌及び本人確認書類の画像情報の送信 | **廃止** | |
| ヘ | | 特定事業者が提供するソフトウェアによる、<br>①顧客等の容貌の画像情報の送信<br>＋②IC チップ情報の送信 | **特定事業者が提供するソフトウェアによる、<br>①顧客等の容貌の画像情報の送信＋②IC チップ情報の送信** | ハ |
| ト | | 特定事業者が提供するソフトウェアによる、<br>①本人確認書類の画像情報の送信/IC チップ情報の送信<br>＋②銀行照会/口座確認 | **・本人確認書類の画像を用いる方法は廃止<br>・IC チップを用いる方法は存置<br>⇒ ①特定事業者が提供するソフトウェアによる IC チップ情報の送信<br>＋②銀行照会/口座確認** | ニ |
| チ | | ①本人確認書類の原本の送付/特定事業者が提供するソフトウェアによる本人確認書類の画像情報又は IC チップ情報の送信<br>＋②取引関係文書の転送不要郵便での送付 | **・本人確認書類の画像を用いる方法は廃止<br>・原本について対象となる本人確認書類を変更<br>・IC チップを用いる方法は特定事業者が提供するソフトウェアを用いる方法に変更<br>⇒ ①本人確認書類の原本（※３）の送付/特定事業者が提供するソフトウェアによる IC チップ情報の送信<br>＋②取引関係文書の転送不要郵便での送付** | ホ |
| リ | | ①現住居の記載のある本人確認書類の写し２種類の送付/①ⓐ本人確認書類の写し１種類＋ⓑ現住居の記載のある補完書類又はその写し<br>＋②取引関係文書の転送不要郵便での送付 | **廃止** | |
| ヌ | | 一定の取引（※４）における、<br>①本人確認書類の写し１種類の送付<br>＋②取引関係文書の転送不要郵便での送付 | **一定の取引（※４）における、<br>①本人確認書類の写し１種類の送付＋②取引関係文書の転送不要郵便での送付** | ヘ |
| ル（※５） | | ①カード代替電磁的記録の送信<br>＋②当該記録が顧客等のものであることの確認 | **①カード代替電磁的記録の送信＋②当該記録が顧客等のものであることの確認** | ト |
| ヲ | | 本人限定郵便による取引関係文書の送付<br>（郵便事業者等への写真付き本人確認書類の提示/①郵便事業者等へのカード代替電磁的記録の送信＋②当該記録が顧客等のものであることの確認） | **・対象となる写真付き本人確認書類を IC チップ付きのものに限定<br>・当該書類の提示に加え、IC チップ情報の読み取りを義務付け<br>⇒ 本人限定郵便による取引関係文書の送付<br>（①郵便事業者等への IC チップ及び写真付きの本人確認書類の提示＋②IC チップ情報の読み取り<br>/①郵便事業者等へのカード代替電磁的記録の送信＋②当該記録が顧客等のものであることの確認）** | チ |
| ワ | | 民間電子証明書 | **民間電子証明書** | リ |
| カ | | 公的個人認証 | **公的個人認証** | ヌ |
| ヨ | | 民間電子証明書 | **民間電子証明書** | ル |

| 規定（※1） | | 本人確認方法の内容 | 今回の見直し（令和９年４月１日施行） | 改正後の号の細分 |
|---|---|---|---|---|
| ― | 非居住外国人等（※６）に係る特例措置 | ― | ・現行の第６条第１項第１号イに相当する方法を引き続き許容<br>⇒写真付本人確認書類の提示 | ヲ |
| ― | | ― | ・現行の第６条第１項第１号チの一部に相当する方法を引き続き許容<br>⇒ ①本人確認書類の原本（※３の書類を除く。）の送付／特定事業者が提供するソフトウェアによる、本人確認書類の画像情報の送信<br>＋②取引関係文書の転送不要郵便での送付 | ワ |
| ― | | ― | ・現行の第６条第１項第１号リに相当する方法を引き続き許容<br>⇒ ①現住居の記載のある本人確認書類の写し２種類の送付/①ⓐ本人確認書類の写し１種類＋ⓑ現住居の記載のある補完書類又はその写し<br>＋②取引関係文書の転送不要郵便での送付 | カ |

※１　犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第６条第１項第１号の号の細分をいう。

※２　①ＩＣチップがない写真付き本人確認書類（身体障害者手帳等）、②偽造・改ざん対策が施された写真なし本人確認書類（住民票の写し等）、③ＩＣチップがある写真なし本人確認書類（16 歳未満の在留カード等）に限る。

※３　偽造・改ざん対策が施された写真なし本人確認書類（住民票の写し等）に限る。

※４　①法人の被用者の預貯金口座の開設、②有価証券口座開設（顧客等からマイナンバーの提供を受けている場合に限る。）、③②の取引と同時に又は連続して行う社債等の振替のための口座の開設等。

※５　令和７年６月改正で即日施行。

※６　本邦内に住居を有しない者（海外居住者、観光客等）及び本邦内に住居を有する外国人のうち住民基本台帳法の適用を受けない者（外交官・領事官、米軍関係者、短期在留者等）をいう。

改－４　Ｒ９改正規則により自然人である顧客又は取引の任に当たる者の本人特定事項の確認方法の見直し【Ｒ９改正規則箇所】

Ｑ　Ｒ９改正規則により顧客又は取引の任に当たる者（自然人）の本人特定事項の確認方法は、どのようになるでしょうか。

Ａ　Ｒ９改正規則では、自然人である顧客又は取引の任に当たる者の本人特定事項の確認方法について以下のとおり見直しがなされます。

①　施行規則第６条第１項第１号イ→（改正後）同号イ

写真付き本人確認書類の提示を受ける方法

→（改正点）

・　提示による方法については対象書類をＩＣチップ付きのもの（日本国旅券にあっては氏名、生年月日及び写真の情報、それ以外のものにあっては氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものであり、個人番号カード、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、日本国旅券等を想定。以下、「特定半導体集積回路付き本人確認書類」という。）に限定するとともに、当該ＩＣチップの情報の読み取りによる映像面の表示を必須とする。

②　施行規則第６条第１項第１号ロ→（改正後）同号ロ

写真なし本人確認書類の提示を受け、かつ、取引関係文書を転送不要郵便物等として送付等する方法

→（改正点）

・　提示による方法については対象書類を①ＩＣチップがない写真付き本人確認書類（身体障害者手帳、運転経歴証明書、乗員手帳等）、②偽造・改ざん対策が施された写真なし本人確認書類（印鑑登録証明書、住民票の写し等、改正後の施行規則第７条第１号ニに規定する本人確認書類をいう。以下同じ。）、③ＩＣチップ付きの写真なし本人確認書類（16 歳未満の在留カード及び特別永住者証明書、１歳未満の者に係る個人番号カード等）に限定する。

・　ＩＣチップ付きの書類の提示を受ける場合はＩＣチップ情報の読み取りによる映像面の表示を必須とする。

③　施行規則第６条第１項第１号ハ及びニ→（改正後）廃止

写真なし本人確認書類２通の提示を受ける現行の方法及び写真なし本人確認書類の提示を受けるとともに、本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受ける方法は【廃止】

④　施行規則第６条第１項第１号ホ→（改正後）廃止

顧客又は取引の任に当たる者の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報の送信を受ける方法は【廃止】

⑤　施行規則第６条第１項第１号へ→（改正後）同号ハ

顧客又は取引の任に当たる者の容貌の画像情報及び写真付き本人確認書類のＩＣチップ情報（氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれ、これに記録された情報をいう。）の送信を受ける方法は【存置】

⑥　施行規則第６条第１項第１号ト→（改正後）同号ニ（一部廃止）

本人確認書類の画像情報又はＩＣチップ情報の送信を受けるとともに、他の特定事業者（銀行等）において既に取引時確認済みであることを確認すること又は預貯金口座に金銭の振込みを行い、振込額等が記載された預貯金通帳の写し等の送付を受けることのいずれかを行う方法

→（改正点）

- 本人確認書類の画像情報の送信を受けることによる方法は【廃止】
- 本人確認書類のＩＣチップ情報（氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれ、これに記録された情報をいう。本設問で以下同じ。）の送信を受けることによる方法は【存置】

⑦　施行規則第６条第１項第１号チ→（改正後）同号ホ（一部廃止）

本人確認書類の原本の送付を受け、又は本人確認書類のＩＣチップ情報若しくは画像情報の送信を受けるとともに、取引関係文書を転送不要郵便等として送付する方法

→（改正点）

- 本人確認書類の画像情報の送信を受けることによる方法は【廃止】
- 本人確認書類の原本の送付を受けることによる方法は対象書類を偽造・改ざん対策が施された写真なし本人確認書類（印鑑登録証明書、住民票の写し等）に限定する。

・　本人確認書類のＩＣチップ情報の送信を受けることによる方法は二種業者が提供するソフトウェアを使用する場合に限定して【存置】

⑧　施行規則第６条第１項第１号リ→（改正後）廃止

現在の住居の記載がある本人確認書類２通の写しの送付を受け、又は本人確認書類の写し及び現在の住居の記載がある補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、取引関係文書を転送不要郵便等として送付する方法は【廃止】

⑨　施行規則第６条第１項第１号ヌ→（改正後）同号ヘ

預貯金契約の締結のうち法人の被用者との間で行うもの（給与等の振込用の預貯金口座に係るものであることが確認できるものに限る。）又は有価証券を取得させる行為を行うことを内容とする契約の締結（顧客又は取引の任に当たる者（自然人）から個人番号の提供を受けている場合に限る。）等を行う際に、本人確認書類の写しの送付を受けるとともに、取引関係文書を転送不要郵便等として送付する現行の方法は【存置】

⑩　施行規則第６条第１項第１号ル→（改正後）同号ト

スマートフォンに搭載したカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、顧客又は取引の任に当たる者（自然人）の氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているもの（以下、「特定電磁的記録」という。）の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が顧客のものであることの確認を行う方法（令和７年６月に新設）は【存置】

⑪　施行規則第６条第１項第１号ヲ→（改正後）同号チ（一部廃止）

本人限定受取郵便等（配達員が二種業者に代わって、写真付き本人確認書類の提示を受けるなどする措置又はカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録の一部の送信を受けるなどする措置がとられているものに限る。）により、取引関係文書を送付する方法

→（改正点）

・　提示による方法については対象書類をＩＣチップ付きの写真付き本人確認書類に限定するとともに、当該ＩＣチップの情報の読み取りによる映像面の表示を必須とする。

・　令和７年６月に新設された、スマートフォンに搭載した特定電磁的記録の送信を受けることによる方法は【存置】

⑫　施行規則第６条第１項第１号ワからヨまで→（改正後）同号リからルまで

電子署名及び認証業務に関する法律及び電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づく電子証明書及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法は【存置】

⑬　（改正後）施行規則第６条第１項第１号ヲ（新設）

住民基本台帳法の適用を受けない者（本邦内に住居を有しない外国人や外交官等をいう。以下同じ。）について、旅券等で在留資格や外交官等の身分の確認を行いつつ、写真付き本人確認書類を提示させる方法

⑭　（改正後）施行規則第６条第１項第１号ワ及びカ（新設）

住民基本台帳法の適用を受けない者及び同法第 17 条第３号に規定する国外転出者　（以下、「非居住外国人等」という。）について、本人確認書類の住所欄等により対象者（非居住外国人等）であることの確認を行いつつ、以下の確認方法による本人特定事項の確認を行う方法

・　本人確認書類の原本（偽造・改ざん対策が施された写真なし本人確認書類を除く。）の送付を受け、又は本人確認書類の画像情報の送信を受けるとともに、取引関係文書を転送不要郵便等として送付する確認方法

・　現在の住居の記載がある本人確認書類２通の写しの送付を受け、又は本人確認書類の写し及び現在の住居の記載がある補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、取引関係文書を転送不要郵便等として送付する確認方法

（参考：R９改正規則第６条第１項第１号、第 12 条第１項）

## 改－５　Ｒ９改正規則により法人である顧客の本人特定事項の確認方法の見直し【Ｒ９改正規則箇所】

Ｑ　Ｒ９改正規則により法人である顧客の本人特定事項の確認方法は、どのようになるでしょうか。

Ａ　Ｒ９改正規則の施行前では、法人である顧客の本人特定事項の確認方法である施行規則第６条第１項第３号ニにおいて、本人確認書類の原本又は写しの送付を受けるとともに、取引関係文書を転送不要郵便等として送付する方法が規定されていましたが、本人確認書類の偽変造等によるなりすまし等のリスクに鑑み、Ｒ９改正規則の施行後は、このうち本人確認書類の写しの送付を受ける方法は廃止され、原本の利用のみが認められるようになります。

ただし、顧客が外国に本店又は主たる事務所を有する法人である場合にあっては、改正後に非対面での取引に係る有効な確認方法が実質的に存在しなくなることがないよう、本人確認書類の原本に限らずその写しについても引き続き利用できることとされています。

（参考：施行規則第６条第１項第３号ニ、第７条第２号、第４号）

## Ⅱ．犯収法で求められる義務

### Ｑ１　犯収法の構造

| Ｑ　犯収法は、誰にどういったことを求めていますか。 |
|---|

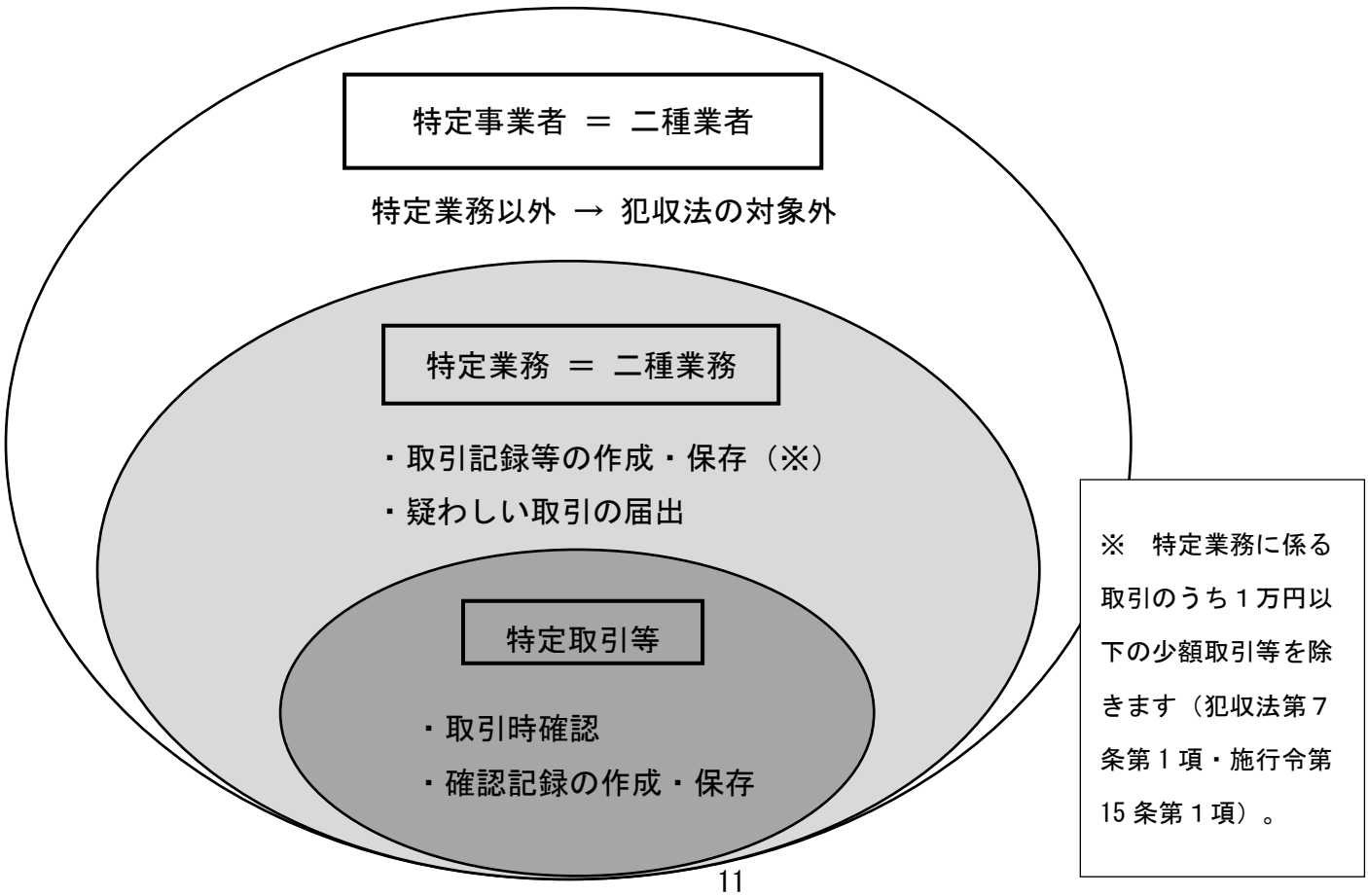
Ａ　犯収法は、特定事業者が特定業務を行う場合に、①行う取引が特定業務のうち施行令第７条に定める取引（以下「特定取引」という。）及びハイリスク取引（以下、合わせて「特定取引等」という。）に当たる際の取引時確認及び確認記録の作成・保存、②疑わしい取引に該当する場合の届出等を求めています。

二種業者は「特定事業者」に該当し、二種業は「特定業務」に該当します（犯収法第２条第２項第 21 号、施行令第６条第７号）ので、二種業者が特定業務のうち特定取引を行う際には取引時確認が必要になります。

また、二種業者が行う特定業務において、疑わしい取引が認められた場合には、届出を行う必要があります。

（参考：犯収法第４条、第８条）

（犯収法の対象範囲）



Ｑ２　犯収法上、二種業者に求められる義務

Ｑ　二種業者が、犯収法を遵守するためには、どういったことを行う必要がありますか。

Ａ　二種業者においては、犯収法上、次のことが求められています。

①　特定取引等に対する取引時確認（ハイリスク取引の確認を含む）

②　取引時確認を行った場合の記録の作成、保存

③　特定業務に係る取引を行った場合の記録（以下「取引記録」といいます。）の作成、保存

④　疑わしい取引の届出

⑤　取引時確認や疑わしい取引の届出等の措置を的確に行うための体制の整備

（参考：犯収法第４条、第６条、第７条、第８条、第 11 条）

## Ⅲ　通常の取引時確認

本項では、ハイリスク取引の場合以外の取引時確認について記載しております。ハイリスク取引に関する取引時確認については、後掲Ⅳをご参照ください。

### １．取引時確認の対象

Ｑ３　取引時確認の対象①（ファンドの募集・私募）

Ｑ　当社は、ファンドの私募を行っていますが、取引時確認を行う必要があるでしょうか。また、取引時確認が必要な場合、誰に確認を行えば良いでしょうか。

Ａ　ファンドの募集や私募は「特定取引」に該当しますので、二種業者がファンドの私募を行う場合、顧客の取引時確認を行う必要があります。

ファンドの募集・私募を行う際の取引時確認の対象は、二種業者による募集や私募によって、契約に至った投資家（出資者）が該当します。

（参考：施行令第７条第１項第１号リ）

Ｑ４　取引時確認の対象②（ファンドの募集等の取扱い・その１）

| |
|---|
| Ｑ　当社は、ファンドの募集等の取扱いを行っていますが、顧客に対して、取引時確認を行う必要があるでしょうか。また、取引時確認が必要な場合、誰に確認を行えば良いでしょうか。 |

Ａ　ファンドの募集等の取扱いは「特定取引」に該当しますので、ファンドの募集等の取扱いを行う場合、顧客の取引時確認を行う必要があります。

ファンドの募集等の取扱いを行う際の取引時確認の対象は、当該取扱いによって、契約に至った投資家（出資者）であり、契約に至らなかった顧客の取引時確認は不要です。

（参考：施行令第７条第１項第１号リ）

Ｑ５　取引時確認の対象③（ファンドの募集等の取扱い・その２）

| |
|---|
| Ｑ　当社は、ファンドの募集等の取扱いとして勧誘行為を行っていますが、ファンドの申込みや契約の締結には関与せず、当該申込みや契約の締結は、顧客とファンドの事業者（発行者）が直接、行っています。したがって、当社は、勧誘を行った相手方が、ファンドの契約の締結に至ったのか把握していませんが、この場合でも取引時確認は必要でしょうか。 |

Ａ　二種業者には、契約に至った投資家（出資者）に対する取引時確認義務があります。ご質問のケースでは、二種業者は、ファンドの事業者（発行者）との募集等の取扱いの委託契約において、二種業者に代わり事業者において取引時確認を行う等の取り決めを定めるなど、取引時確認が適切に実施される措置を講じる必要があります。

なお、二種業者に代わり事業者が取引時確認を行う場合であっても、委託した二種業者の責任において、受託者による取引時確認及び確認記録の作成、保存の措置が確実に行われる必要があります。また、二種業者は、自社の営業所で保存している場合と同様に、必要に応じて直ちに確認記録を検索できる状態を確保しておかなければなりません。これらの措置が行われなかったときは、委託者である二種業者が犯収法上の責任を負うことに注意が必要です。

Ｑ６　取引時確認の対象④（ファンドの募集等の取扱い・その３）

| |
|---|
| Ｑ　当社は、ファンドの事業者（発行者）からファンドの募集等の取扱いの委託を受けることとなりました。ファンドの募集等の取扱いに係る委託契約を締結する際、ファンドの事業者（発行者）の取引時確認は必要でしょうか。 |

Ａ　施行令第７条第１項第１号リ「金融商品取引法第二条第八項（略）第九号までに掲げる行為により顧客等に有価証券（略）を取得させる行為を行うことを内容とする契約の締結」とは、ファンドの募集等の取扱いによりファンドを取得（出資）する契約の締結を想定しており、ファンドの募集等の取扱いに係る委託契約は想定しておりません。

したがって、ファンドの事業者（発行者）への取引時確認は不要です。

Ｑ７　取引時確認の対象⑤（不動産信託受益権の売買の媒介）

| |
|---|
| Ｑ　当社は、不動産信託受益権の売買の媒介を行っていますが、取引時確認を行う必要があるでしょうか。また、取引時確認が必要な場合、誰に確認を行えば良いでしょうか。 |

Ａ　不動産信託受益権の売買の媒介は「特定取引」に該当しますので、不動産信託受益権の売買の媒介を行う場合、顧客の取引時確認を行う必要があります。

不動産信託受益権の売買の媒介を行う際の取引時確認の対象は、当該受益権の売り手、買い手の双方の取引時確認が必要となります。

なお、不動産信託受益権の売買の代理を行う場合にも、媒介の場合と同様に、代理契約の相手方（本人）及び代理人として行う売買契約の相手方の双方の取引時確認が必要となります。

（参考：施行令第７条第１項第１号リ）

２．取引時確認の必要事項等

Ｑ８　顧客の取引時確認の確認事項

| |
|---|
| Ｑ　顧客の取引時確認にあたり、どういう事項を確認する必要がありますか。 |

Ａ　顧客が自然人である場合、①本人特定事項（氏名、住居、生年月日）、②取引を行う目的、③職業の確認が必要となります。

顧客が法人である場合、①本人特定事項（名称、本店又は主たる事務所の所在地）、②取引を行う目的、③事業の内容、④実質的支配者の本人特定事項の確認が必要となります。

また、顧客に代理人がいる場合や法人顧客の場合には、実際に取引の任に当たっている自然人（以下、「取引の任に当たる者」といいます。）についても、本人特定事項（氏名、住居、生年月日）の確認、及び、顧客のために特定の任に当たっていることの確認（Q44 参照）を行う必要があります。

（取引時確認の確認事項・確認方法）

| | 確認事項 | 確認方法 |
|---|---|---|
| 個人顧客 | ①本人特定事項（氏名、住居、生年月日） | Q16、22 参照 |
| | ②取引を行う目的 | 顧客からの申告 |
| | ③職業 | 顧客からの申告 |
| | ④（代理人取引の場合）取引の任に当たる者（代理人）の本人特定事項 | Q16、22 参照 |
| 法人顧客 | ①本人特定事項（名称、本店又は主たる事務所の所在地） | Q37 参照 |
| | ②取引を行う目的 | 取引の任に当たる者からの申告 |
| | ③事業の内容 | ① 国内法人<br>定款、登記事項証明書などによる確認（Q53 参照）<br>② 外国法人<br>上記①の書類以外に、「外国の法令により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載があるもの」による確認（Q60 参照） |

| | | |
|---|---|---|
| | ④実質的支配者の本人特定事項 | Q65 参照<br>なお、実質的支配者の判断について、Q61、62 参照。 |
| | ⑤取引の任に当たる者（取引担当者）の本人特定事項 | Q16、22、41 参照 |

（参考：法第４条第１項、第４項）

Ｑ９　顧客が適格機関投資家・特定投資家の場合の確認の要否

Ｑ　顧客が適格機関投資家、特定投資家の場合でも、犯収法の取引時確認は必要でしょうか。

Ａ　犯収法では、顧客が適格機関投資家や特定投資家であることをもって、取引時確認を免除していません。

したがって、顧客が適格機関投資家や特定投資家の場合でも取引時確認を行う必要があります。

なお、顧客が国や上場企業など一定の者である場合、取引時確認の必要事項が一部異なります（詳細はQ10、11 参照）。

（参考：犯収法第４条第１項、第５項）

Q10　顧客が国や地方公共団体、上場企業である場合の取引時確認の確認事項

Ｑ　顧客が国や地方公共団体、上場企業である場合、取引時確認にあたり、どういう事項を確認する必要がありますか。

Ａ　犯収法第４条第５項で定める「国等」には、①国、②地方公共団体、③人格のない社団又は財団、④施行令第 14 条各号で定める者、⑤施行規則第 18 条各号で定める者が該当し、上場企業は、施行令第 14 条第５号で指定されています。

顧客が国等の場合、当該顧客に対する確認事項の一部（Ｑ８の個人顧客の①～③、法人顧客の①～④に掲げる事項）は不要ですが、当該取引の任に当たる自然人（取引担当者）の本人特定事項の確認が必要となります。ただし、上記③の人格のない社団又は財団については、別の取扱いとなります（Q11 参照）。

したがって、顧客が上場企業の場合には、取引担当者の本人特定事項の確認が必要となります。

（顧客が国等の場合の確認事項）

| 顧客 | 確認事項 |
|---|---|
| 国 | ○　取引の任に当たる者（自然人）の本人特定事項の確認<br>※　顧客の本人特定事項、取引を行う目的、事業内容、実質的支配者の確認は不要。 |
| 地方公共団体 | |
| 施行令第 14 条各号で定める者（上場会社など） | |
| 施行規則第 18 条各号で定める者 | |
| 人格のない社団又は財団 | ○　取引を行う目的<br>○　事業の内容<br>○　取引の任に当たる者（自然人）の本人特定事項 |

（国等の一覧）

| 国等に該当する者 | 根拠条文 |
|---|---|
| 国 | 犯収法４Ⅴ |
| 地方公共団体 | 犯収法４Ⅴ |
| 人格のない社団又は財団 | 犯収法４Ⅴ |
| 独立行政法人 | 施行令 14① |
| 国又は地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人 | 施行令 14② |
| 外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行又は我が国が加盟している国際機関 | 施行令 14③ |
| 勤労者財産形成貯蓄契約等を締結する勤労者 | 施行令 14④ |
| 上場企業 | 施行令 14⑤ |
| 勤労者財産形成基金 | 施行規則 18① |
| 存続厚生年金基金 | 施行規則 18② |

| | |
|---|---|
| 国民年金基金 | 施行規則 18③ |
| 国民年金基金連合会 | 施行規則 18④ |
| 企業年金基金 | 施行規則 18⑤ |
| 被用者の給与等から控除される金銭を預貯金又は定期積金等とするものを締結する被用者 | 施行規則 18⑥ |
| 給与等から控除される金銭を信託金とする信託契約を締結する被用者 | 施行規則 18⑦ |
| 団体扱い保険又はこれに相当する共済に係る契約を締結する被用者 | 施行規則 18⑧ |
| 金融商品取引契約（※）のうち、団体扱い保険又はこれに相当する共済に係る契約を締結する被用者<br>※ 投資助言・代理業及び投資運用業に係る契約を除く。 | 施行規則 18⑨ |
| 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介に係る契約のうち、被用者の給与等から控除される金銭により返済がされるものを締結する被用者 | 施行規則 18⑩ |
| 有価証券の売買を行う外国（国家公安委員会及び金融庁長官が指定する国又は地域に限る。）の市場に上場又は登録している会社 | 施行規則 18⑪ |

（参考：犯収法第４条第５項）

Q11　顧客が人格のない社団又は財団である場合の取引時確認の確認事項

| |
|---|
| Q　人格のない社団又は財団とは、どのような団体を指すのでしょうか。また、顧客が人格のない社団又は財団である場合、取引時確認にあたり、確認が必要な事項を教えてください。 |

A　人格のない社団又は財団とは、民法第 667 条第１項に基づく組合や、権利能力なき社団（例えば、マンションの管理組合など）が該当します。

顧客が人格のない社団又は財団の場合には、次の確認が必要となります。

① 当該顧客（人格のない社団又は財団）の取引を行う目的

② 当該顧客（人格のない社団又は財団）の事業の内容

③　当該顧客（人格のない社団又は財団）の取引の任に当たる自然人（取引担当者）の本人特定事項

なお、匿名組合は、営業者と匿名組合員の二者間契約であり、匿名組合員の出資は営業者の財産に帰属すること（商法第 536 条第１項）から、「人格のない社団又は財団」に該当しないと考えられます。したがって、二種業者は、匿名組合の営業者との間で特定取引を行う場合、当該営業者が自然人か法人かに応じて、取引時確認を行う必要があります（取引時確認の必要事項については、Ｑ８参照）。

（参考：犯収法第４条第５項）

Q12　複数の者が取引時確認を行う場合

| |
|---|
| Q　当社は、今般、不動産信託受益権の売主側の媒介を行うことになりました。買主側には、別の二種業者が媒介に入ることになっており、互いに、売主側の取引時確認は当社が、買主側の取引時確認は相手方の二種業者が行うことを話し合っていますが、このようなやり方も認められるでしょうか。 |

A　二種業者が不動産信託受益権の売買の媒介を行う場合、原則、当該受益権の売り手、買い手双方の取引時確認が必要となります（Ｑ７）。

ご質問のケースのように二種業者が介在する場合には、それらの者のうち代表する者が取引時確認並びに確認記録の作成及び保存を行うことも認められると考えられます。

ただし、この場合、代表する者以外の二種業者の取引時確認等の義務が免除されるわけではありませんので、取引に関与するすべての二種業者の責任の下で当該措置が確実にとられることが必要です。

また、実際に本人確認を行わなかった二種業者についても、例えば、取引記録の記載事項（Q97）について、どの業者が代表して取引時確認を行ったのかを明記する等の措置をとることにより、当該業者が自社で保存する場合と同様に、必要に応じて直ちに確認記録を検索できる状態を確保しておく必要があります。

（参考：施行時パブコメ（意見）１(4)イ参照）

Q13　取引時確認の時期

| |
|---|
| Q　取引時確認は必ず契約を締結するまでに終わらせないといけないでしょうか。 |

A　二種業者は、特定取引を行うに際しては取引時確認を行う必要があります。

「特定取引を行うに際して」とは、契約の締結に際して行うことが原則ですが、継続的取引の場合には、必ずしも契約締結時までに取引時確認を終わらせる必要はなく、契約締結時から合理的期間内に取引時確認を行うことも認められます。

なお、どの程度の期間であれば合理的期間と呼べるかについては、取引の性質ごとに合理的期間の判断も変わるため、一概に基準を示すことはできず、個別取引ごとに判断することになると考えられます。

３．本人特定事項の確認

Q14　本人確認書類の種類（個人顧客の場合）【R９改正規則箇所】

| |
|---|
| Q　個人顧客の本人特定事項を確認するための書類には、どういったものがありますか。 |

A　個人顧客の本人特定事項を確認するための書類（以下「本人確認書類」といいます。）としては、主に次の書類が挙げられます。

なお、有効期限のある書類については有効期限内のものに限り、有効期限のない書類については、原則として、二種業者が提示又は送付を受ける日の前６ヶ月以内に作成されたものに限られます。

また、日本に在留していない外国人及び外国に本店又は主たる事務所を有する法人においては、下記書類に加えて、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類で本人特定事項の記載のある書類も本人確認書類として認められます。

①　顔写真が貼付されている書類

ア．ＩＣチップが組み込まれているもの

個人番号カード（※１）、運転免許証、在留カード、特別永住者証明書、パスポート（※２）

（※１）通知カードは、個人番号カードと異なり、本人確認書類として使うことは出来ません。

（※２）ＩＣチップが組み込まれているパスポートには住居の記載・記録がないため、単体で本人特定事項の確認を完了することは出来ません（現在の住居が記載された他の本人確認書類若しくは補完書類の提示又は送付を受ける必要があります。）。

イ．　ＩＣチップが組み込まれていないもの

運転経歴証明書、船舶観光上陸許可書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（当該自然人の写真が貼り付けられたものに限る。）、療育手帳又は戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居、生年月日の記載があるものに限る。）

ウ．　上記のほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの

②　顔写真が貼付されていない書類

ア．　ＩＣチップが組み込まれているもの

16 歳未満の者に係る在留カード・特別永住者証明書[2]、１歳未満の者に係る個人番号カード

イ．　ＩＣチップが組み込まれておらず、偽造を防止するための措置が講じられているもの

印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し（注）、住民票の写し・住民票の記載事項証明書又はこれらに類するもの（官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、偽造を防止するための措置が講じられたものに限る。）

（注）令和５年２月１日より「戸籍謄本又は戸籍抄本（戸籍の附票の写しが添付されているものに限る。）」から「戸籍の附票の写し」に改正。

ウ．　ＩＣチップが組み込まれておらず、偽造を防止するための措置が講じられていないもの

---

[2]　令和８年６月 14 日以降に出入国在留管理庁より交付される１歳以上 16 歳未満の在留カード・特別永住者証明書は顔写真が貼付されたものとなります。
【出入国在留管理庁】https://www.moj.go.jp/isa/11_00093.html

国民健康保険等の資格確認書[注]、母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居、生年月日の記載があるものに限る。）等

（注）令和６年 12 月２日より「各種健康保険証」が廃止され、「国民健康保険等の資格確認書」に改正。

エ．　上記のほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、顔写真のないもの

（参考：施行規則第６条第１項、第２項、第７条）

（参考：R９改正規則第７条第１項第１号・第４号に基づく分類）

| | |
|---|---|
| 第１号イ | 運転免許証、運転経歴証明書、在留カード・特別永住者証明書・個人番号カード（当該自然人の写真が貼り付けられたものに限る。）、パスポート、船舶観光上陸許可書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（当該自然人の写真が貼り付けられたものに限る。）、療育手帳又は戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。） |
| 第１号ロ | イに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該自然人の写真を貼り付けたもの |
| 第１号ハ | 在留カード・特別永住者証明書・個人番号カード（イに掲げるものを除く。）、精神障害者保健福祉手帳（当該自然人の写真が貼り付けられたものを除く。）、国民健康保険等の資格確認書、母子健康手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）等 |
| 第１号二 | 印鑑登録証明書、戸籍の附票の写し、住民票の写し、住民票の記載事項証明書又はこれらに類するもの（官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、偽造を防止するための措置が講じられたものに限る。） |

| | |
|---|---|
| 第１号ホ | イからニまでに掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるもの（国家公安委員会等が指定するものを除く。） |
| 第４号（本邦に在留していない外国人） | 第１号に定めるもののほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、第１号に定めるものに準ずるもの（氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。） |

Q15　日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類

| |
|---|
| Ｑ　日本国政府の承認した外国政府の発行した書類には、台湾や外国の地方政府が発行した書類も含まれますか。また、権限ある国際機関とは、どのような機関が該当しますか。 |

Ａ　外国政府の発行した書類には、台湾政府や外国の地方政府が発行したものも含まれます。また、権限ある国際機関には、例えば、国際連合、ＩＭＦ（国際通貨基金）、世界銀行等の機関が含まれます。

Q16　本人確認の方法（個人顧客・対面取引）【Ｒ９改正規則箇所】

| |
|---|
| Ｑ　個人顧客と対面取引を行うにあたり、顧客の本人特定事項を確認するには、どのような方法がありますか。 |

Ａ　個人顧客との対面取引の本人特定事項を確認（以下「本人確認」といいます。）する方法としては、次の方法があります。

①　顔写真が貼付され、ＩＣチップが組み込まれている本人確認書類

顔写真が貼付されている本人確認書類による場合、顧客から当該書類の提示を受けるとともに、ＩＣチップ情報をこれを読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示させる方法により本人確認を行うことが出来ます。

②　顔写真が貼付され、ＩＣチップが組み込まれていない本人確認書類

顔写真が貼付され、ＩＣチップが組み込まれていない本人確認書類の場合、顧客から当該書類の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている顧客の住居宛に取引に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便等として送付する方法により本人確認を行うことが出来ます。

③　顔写真が貼付されておらず、ＩＣチップが組み込まれている本人確認書類

顔写真が貼付されておらず、ＩＣチップが組み込まれている本人確認書類の場合、顧客から当該書類の提示を受けるとともに、ＩＣチップ情報をこれを読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示させ、かつ、当該書類に記載されている顧客の住居宛に取引に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便等として送付する方法により本人確認を行うことが出来ます。

④　顔写真が貼付されておらず、ＩＣチップが組み込まれていない本人確認書類（偽造を防止するための措置が講じられたもの）

顔写真が貼付されておらず、ＩＣチップが組み込まれていない本人確認書類（偽造を防止するための措置が講じられたもの）の場合、顧客から当該書類の提示を受けるとともに、当該書類に記載されている顧客の住居宛に取引に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便等として送付する方法により本人確認を行うことが出来ます。

（対面取引における本人確認方法[3]）

| 本人確認書類の種類 | 具体例 | 確認方法 |
|---|---|---|
| 顔写真が貼付されて、ＩＣチップが組み込まれている書類 | ・個人番号カード<br>・運転免許証<br>・在留カード<br>・特別永住者証明書　等 | 提示＋ＩＣチップ読み取り＋映像面表示 |

[3] 対面取引とは、取引相手と対面して取引時確認を行う取引を指します。

| | | |
|---|---|---|
| 顔写真が貼付され、ＩＣチップが組み込まれていない本人確認書類 | ・身体障害者手帳<br>・運転経歴証明書　等 | 提示＋取引関係文書の転送不要郵便 |
| 顔写真が貼付されておらず、ＩＣチップが組み込まれている本人確認書類 | ・16 歳未満の者に係る在留カード・特別永住者証明書[4]<br>・１歳未満の者に係る個人番号カード　等 | 提示＋ＩＣチップ読み取り＋映像面表示＋取引関係文書の転送不要郵便 |
| 顔写真が貼付されておらず、ＩＣチップが組み込まれていない本人確認書類（偽造を防止するための措置が講じられたもの） | ・印鑑登録証明書<br>・戸籍の附票の写し<br>・住民票の写し<br>・住民票の記載事項証明書　等 | 提示＋取引関係文書の転送不要郵便 |

（参考：施行規則第６条第１項第１号、第７条第１号）

Q17　本人確認書類のＩＣチップ情報の読み取り方法【R９改正規則箇所】

Ｑ　個人の顧客から本人確認書類の提示を受けてＩＣチップ情報の読み取りをする場合、どのような情報の読み取りが必要でしょうか。

Ａ　施行規則第６条第１項第１号イ、ロ(2)及びチに掲げる方法では二種業者又は郵便業者が個人の顧客から本人確認書類の提示を受けてＩＣチップ情報の読み取りをします。

この場合、「特定半導体集積回路付き本人確認書類」にあってはＩＣチップ内の氏名、住居、生年月日及び写真（ただし、パスポートの場合は氏名、生年月日及び写真）の情報を読み取り、それ以外のＩＣチップ情報読取対象の本人確認書類にあってはＩＣチップ内の氏名、住居及び生年月日の情報を読み取ることになります。

[4] 令和８年６月 14 日以降に出入国在留管理庁より交付される１歳以上 16 歳未満の在留カード・特別永住者証明書は顔写真が貼付されたものとなります。

また、署名用電子証明書の確認までは必要ありません。

なお、ＩＣチップ読み取り装置の不具合によりＩＣチップ情報の読み取りができない場合には、合理的な期間内にＩＣチップ情報の読み取りを行うことで取引時確認を完了させることが可能です。

（参考：施行規則第６条第１項第１号イ、ロ(2)及びチ、R８パブコメ No.11、18）

Q18　本人確認書類のＩＣチップ情報の読み取りと映像面表示【R９改正規則箇所】

| |
|---|
| Q　個人の顧客から本人確認書類の提示を受けてＩＣチップ情報の読み取りをする場合に必要となる「これを読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示させる方法」とはどのような内容でしょうか。 |

Ａ　まず、「これを読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示させる方法」と認められるためには、読み取ったＩＣチップ情報を（例えば、ＰＣやＩＣチップ読取機器に接続された）ディスプレイ装置等に映像として表示することができ、可視できることが必要です。ですので、読み取ったＩＣチップ情報を、人の知覚によっては認識できない、単なる電気信号としてのデータの形式で表示しても、映像面に表示したことにはなりません。

また、読み取った本人確認書類のＩＣチップ情報と当該本人確認書類の券面情報を照らし合わせることで本人確認書類の偽変造等によるなりすましを防ぐことが必要であることから、二種業者又は郵便業者において当該照合が可能となるような形で映像面の表示をする必要があります。

なお、読み取ったＩＣチップ情報を、当該ＩＣチップ情報を読み取るための装置上の映像面に表示させる必要はなく、当該ＩＣチップ情報を読み取るための装置とは別の装置や端末上の映像面に表示させることも可能です。

（参考：施行規則第６条第１項第１号イ、ロ(2)、チ、R8 パブコメ No.14）

Q19　本人確認書類のＩＣチップ情報の読み取り後の照合【R９改正規則箇所】

| |
|---|
| Q　個人の顧客から本人確認書類の提示を受けてＩＣチップ情報の読み取りをする場合、券面情報との照合は必要でしょうか。 |

Ａ　施行規則第６条第１項第１号イ、ロ(2)及びチに掲げる方法では二種業者又は郵便業者が個人の顧客から本人確認書類の提示を受けてＩＣチップ情報をこれを読み

取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示させることを定めていますが、券面情報との照合をする旨の文言はありません。

もっとも、本人確認書類のＩＣチップ情報を読み取ることとした趣旨は、読み取った本人確認書類のＩＣチップ情報と当該本人確認書類の券面情報とを照らし合わせることで本人確認書類の偽変造等によるなりすましを防ぐものでありますので、読み取ったＩＣチップ情報と券面情報の照合を行う必要があります。

なお、ＩＣチップ情報を読み取った際に、本人確認書類の券面情報とＩＣチップ情報が合致しない場合等には、本人確認書類が偽変造等されたものであることが考えられます。

（参考：施行規則第６条第１項第１号イ、ロ(2)、チ、R８パブコメ No.12、16）

Q20　本人確認書類の提示を受ける者とＩＣチップ情報を確認する者の同一性及びその確認の時期【R９改正規則箇所】

| |
|---|
| Q　営業担当者が個人顧客や法人顧客の取引の任に当たる者を訪問し、ＩＣチップが組み込まれた本人確認書類の提示を受け、当該本人確認書類のＩＣチップ情報を本社に送信するような場合において、本人確認書類の提示を受ける者とＩＣチップ情報を確認する者が同一ではなくてよいでしょうか。また、本人確認書類の提示及び読み取りとＩＣチップ情報の確認の間にタイムラグが生じてもよいでしょうか。 |

Ａ　ＩＣチップが組み込まれた本人確認書類の提示を受ける者と当該本人確認書類のＩＣチップ情報の送信を受ける者が同一人である必要はありません。

また、本人確認書類の提示及び読み取りとＩＣチップ情報の確認が即時に行われることは必須ではありませんが、取引時確認を完了させるためには、読み取ったＩＣチップ情報を合理的な期間内に確認することが必要です。

（参考：施行規則第６条第１項第１号イ、ロ(2)、チ、第 12 条第１項、R８パブコメ No.19）

Q21　最新の情報がＩＣチップ情報に更新されていない場合の本人確認の方法【R９改正規則箇所】

| |
|---|
| Q　住所変更などで運転免許証や在留カードを更新した際に、裏面には現在の住居が記載されるもののＩＣチップ情報が更新されないことがあります。施行規則第６条第１項第１号イ、ロ(2)及びチに掲げる方法により本人確認をする際、本人確認書類の券面情報とＩＣチップ情報が相違（ＩＣチップ情報が旧住所）する場合には、施行規則第６条第２項に基づく確認が必要でしょうか。 |

A　施行規則第６条第１項第１号イ、ロ(2)及びチに掲げる方法については、本人確認書類のＩＣチップの情報が旧住居である場合には、券面に記載された新住居のほか、ＩＣチップに記録された旧住居と券面に記載された旧住居が一致することを確認するなどして、適切に住居の確認を行うことになります。

また、最新の情報がＩＣチップ情報に更新されていない場合であっても、現在の住居が券面から確認できる場合は、同条第２項による確認は必要ありません。

（参考：施行規則第６条第１項第１号イ、ロ(2)、チ、R８パブコメ No.13）

Q22　本人確認の方法（個人顧客・非対面取引[5]）【R９改正規則箇所】

| |
|---|
| Q　個人顧客と非対面で取引を行うにあたり、顧客の本人特定事項を確認するには、どのような方法がありますか。 |

A　個人顧客との非対面取引においては、次の方法により、本人特定事項の確認ができます。

１．オンラインで完結する確認方法

Q23 に記載の方法により、本人確認を行うことができます。

２．上記１以外の確認方法

上記１以外の確認方法として以下のものがあります。

①　顧客から当該顧客の本人確認書類のうち施行規則第７条第１号ニに掲げるもの（印鑑登録証明書や住民票の写しなど）の送付を受け、又は二種業者が提供

[5] 非対面取引とは、インターネットやFAX、電話による受付など、取引相手と対面しないで取引時確認を行う取引を指します。

するソフトウェアを使用して、当該顧客に当該ソフトウェアを使用して読み取りをさせた当該顧客の本人確認書類のうち同条第１号若しくは第４号に定めるもの（氏名、住居及び生年月日の情報が記録されている半導体集積回路が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受けるとともに、当該本人確認書類に記載され、又は当該情報に記録されている当該顧客の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法（施行規則第６条第１項第１号ホ）

② 次の（１）若しくは（２）に掲げる取引又は当該顧客等との間で（２）に掲げる取引と同時に若しくは連続して行われる施行令第７条第１項第１号テ若しくはサに掲げる取引を行う際に当該顧客等又はその代表者等から当該顧客等の本人確認書類のうち施行規則第７条第１号又は第４号に定めるものの写し（当該本人確認書類の写しに当該顧客等の現在の住居の記載がないときは、当該本人確認書類の写し及び当該記載がある補完書類（施行規則第６条第２項に規定する補完書類をいう。）又はその写し）の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写しに記載されている当該顧客等の住居（当該本人確認書類の写しに当該顧客等の現在の住居の記載がない場合にあっては、当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客等の住居）に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法（施行規則第６条第１項第１号ヘ）

（１）施行令第７条第１項第１号イに掲げる取引のうち、法人（特定事業者との間で行われた取引の態様その他の事情を勘案してその行う取引が犯罪による収益の移転の危険性の程度が低いと認められる法人に限る。）の被用者との間で行うもの（当該法人の本店等又は営業所に電話をかけることその他これに類する方法により給与その他の当該法人が当該被用者に支払う金銭の振込みを受ける預金又は貯金口座に係るものであることが確認できるものに限る。）

（２）施行令第７条第１項第１号リに掲げる取引（特定事業者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 14 条第１項の規定により当該顧客等から同法第２条第５項に規定する個人番号の提供を受けている場合に限る。）

③　顧客から、スマートフォンに搭載されたカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、当該顧客の氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているもの（特定電磁的記録）の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該顧客のものであることの確認を行う方法[6]（施行規則第６条第１項第１号ト）

④　その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれに準ずるもの（二種業者に代わって住居を確認し、特定半導体集積回路付き本人確認書類の提示を受けるとともに、当該特定半導体集積回路付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報をこれを読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示させ、並びに施行規則第20条第１項第１号、第３号（括弧書を除く。）及び第18号に掲げる事項（取引時確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項、本人確認書類の提示を受けた日付及び時刻や当該本人確認書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類を特定するに足りる事項）を当該二種業者に伝達する措置（以下、「特定半導体集積回路付き本人確認書類提示等措置」という。）又は二種業者に代わって住居を確認し、特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該顧客のものであることの確認を行い、並びに施行規則第20条第１項第１号及び第５号に掲げる事項（取引時確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項と当該送信を受けた日付）を当該二種業者に伝達する措置（以下、「特定電磁的記録送信等措置」という。）がとられているものに限る。）により、当該顧客に対して、取引関係文書を送付する方法（施行規則第６条第１項第１号チ）

３．住民基本台帳法の適用を受けない者などを対象とする確認方法

住民基本台帳法の適用を受けない者などを対象とする確認方法として以下のものがあります。

[6] 対面取引・非対面取引を問わず用いられる確認方法です。

① 顧客（住民基本台帳法の適用を受けない者に限る。）から当該顧客の写真付き本人確認書類の提示（施行規則第７条第１号ロに掲げる書類（一を限り発行又は発給されたものを除く。）の代表者等からの提示を除く。）を受ける方法（施行規則第６条第１項第１号ヲ）

② 顧客（非居住外国人等に限る。以下③において同じ。）から当該顧客の本人確認書類のうち施行規則第７条第１号若しくは第４号に定めるもの（同条第１号ニに掲げるものを除く。）の送付を受け、又は二種業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該顧客に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該顧客の本人確認書類（同条第一号イからハまでに掲げるもののうち一を限り発行又は発給されたものに限る。）の画像情報であって、当該本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日並びに当該本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受けるとともに、当該本人確認書類に記載されている当該顧客の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法（施行規則第６条第１項第１号ワ）

③ 顧客から当該顧客の現在の住居の記載がある本人確認書類のうち施行規則第７条第１号若しくは第４号に定めるもののいずれか二の書類の写しの送付を受け、又は当該顧客の本人確認書類の写し及び当該顧客の現在の住居の記載がある補完書類（施行規則第６条第２項第３号に掲げる書類にあっては、当該顧客と同居する者のものを含み、当該本人確認書類に当該顧客の現在の住居の記載がないときは、当該補完書類及び他の補完書類（当該顧客のものに限る。）とする。）若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該顧客の住居（当該本人確認書類の写しに当該顧客の現在の住居の記載がない場合にあっては、当該補完書類又はその写しに記載されている当該顧客の住居）に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法（施行規則第６条第１項第１号カ）

（参考：施行規則第６条第１項、第７条第１号、R7 パブコメ（新技術活用）No.１、９）

Q23　オンラインで完結する本人確認の方法（個人顧客・非対面取引）【R７改正規則、R９改正規則箇所】

| |
|---|
| Q　個人顧客と取引を行うにあたり、オンラインで完結する顧客の本人特定事項を確認するには、どのような方法がありますか。 |

A　個人顧客と取引においては、次の方法により、オンラインで完結する本人特定事項の確認ができます。

１．本人確認書類を用いた方法

①「写真付き本人確認書類のＩＣチップ情報」＋「容貌の画像」を用いた方法（施行規則６条１項１号ハ）

顧客から、二種業者が提供するソフトウェアにより、「写真付き本人確認書類に組み込まれたＩＣチップ情報」（氏名、住居、生年月日及び写真の情報）の送信を受けるとともに、当該ソフトウェアを使用して撮影された顧客の「容貌の画像」の送信を受ける方法です。

（金融庁・「犯罪収益移転防止法におけるオンラインで完結可能な本人確認方法の概要」より引用。以下、本ＱＡ内の図について同じ。）

［例］

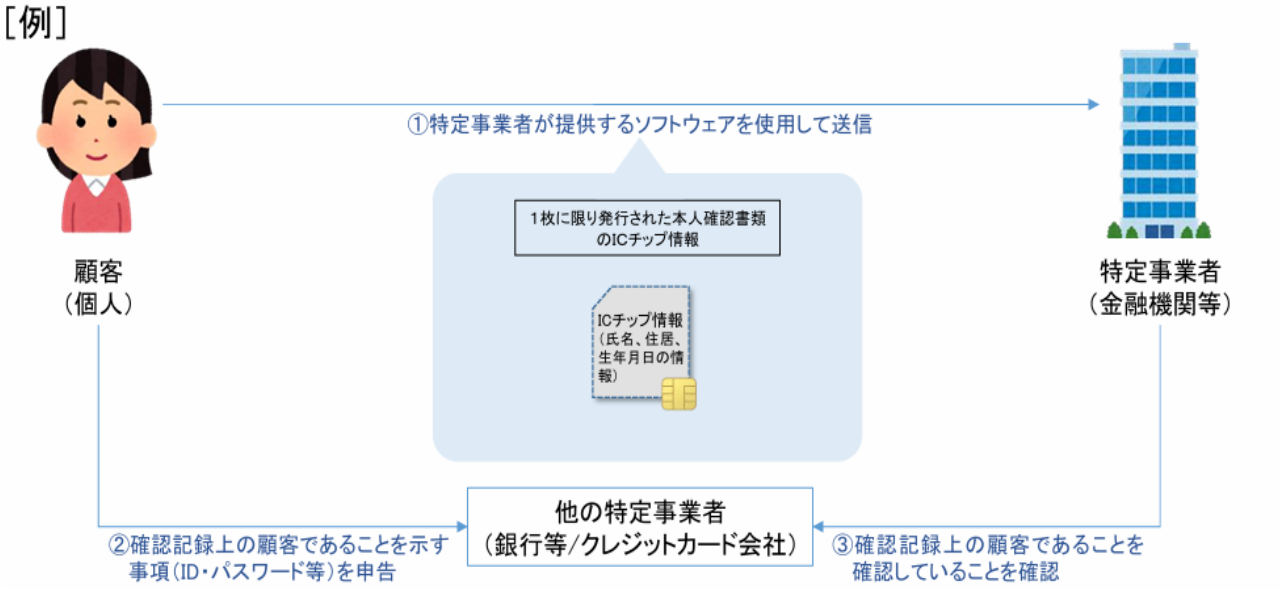



【補足】
✓「特定事業者が提供するソフトウェア」は、特定事業者の委託先などが開発・提供するソフトウェアも可。また、ソフトウェアを使用する端末は、顧客の端末（パソコン、スマートフォンなど）でも特定事業者の端末でもいずれも可。
✓「画像」は、静止画に限らず動画も含まれる。
✓ ICチップ情報は「特定事業者が提供するソフトウェア」を使用せず送信することも可。

②「本人確認書類のＩＣチップ情報」＋「銀行等への顧客情報の照会」を用いた方法（施行規則６条１項１号ニ（１））

顧客から、二種事業者が提供するソフトウェアを使用して、１枚に限り発行された本人確認書類のＩＣチップ情報（氏名、住居及び生年月日の情報）の送信を受けるとともに、他の特定事業者（銀行等又はクレジットカード会社）が顧客から顧客しか知りえない事項等（ID・パスワード等）の申告を受けることにより、預貯金口座やクレジットカードの契約時の確認記録に記録されている顧客と同一であることを確認していることを確認する方法です。

［例］

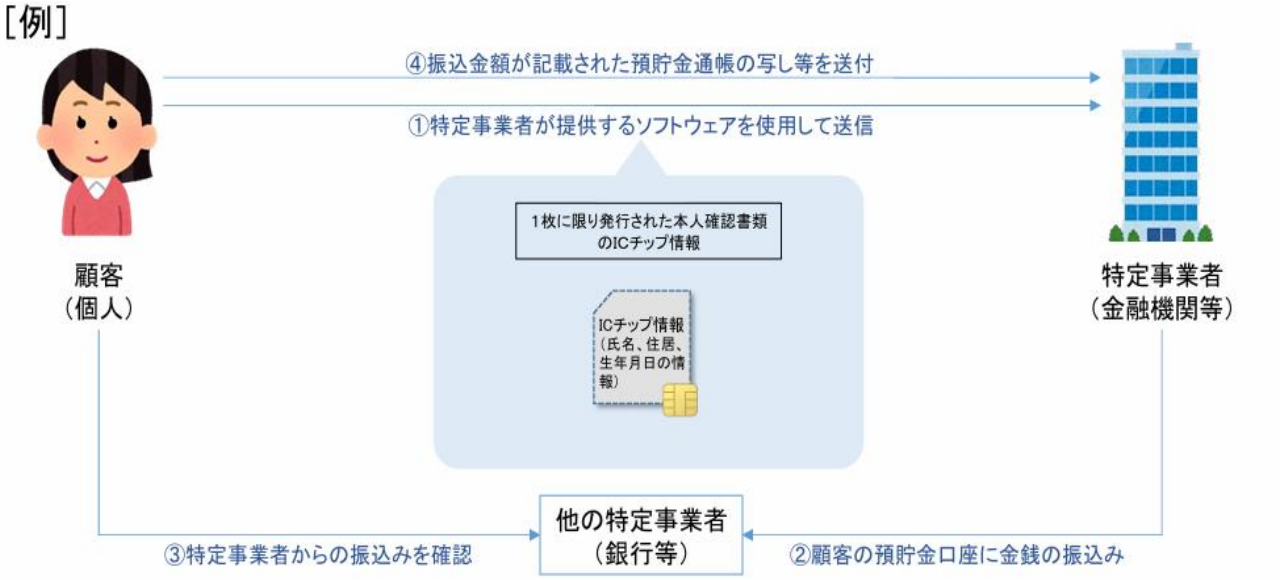



【補足】
✓「特定事業者が提供するソフトウェア」は、特定事業者の委託先などが開発・提供するソフトウェアも可。また、ソフトウェアを使用する端末は、顧客の端末（パソコン、スマートフォンなど）でも特定事業者の端末でもいずれも可。

③「本人確認書類のＩＣチップ情報」＋「顧客名義口座への振込み」を用いた方法（施行規則６条１項１号ニ（２））

顧客から、二種業者が提供するソフトウェアを使用して、１枚に限り発行された本人確認書類のＩＣチップ情報（氏名、住居及び生年月日の情報）の送信を受けるとともに、顧客の預貯金口座に振込みを行い、顧客からその振込金額が記載された預貯金通帳の写し等の送付を受ける方法です。

［例］

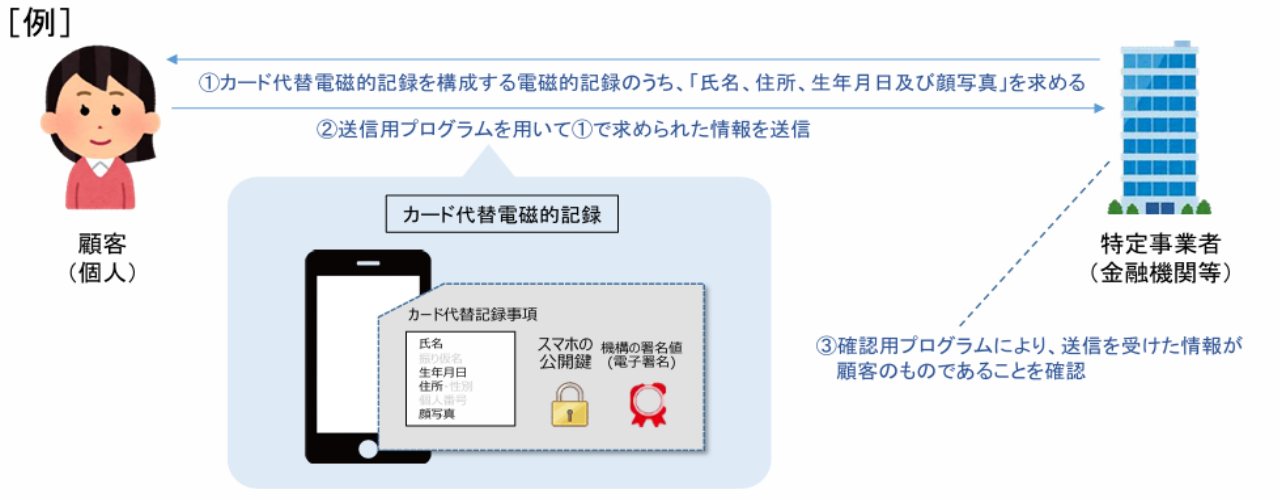



【補足】
✓「特定事業者が提供するソフトウェア」は、特定事業者の委託先などが開発・提供するソフトウェアも可。また、ソフトウェアを使用する端末は、顧客の端末（パソコン、スマートフォンなど）でも特定事業者の端末でもいずれも可。

２．カード代替電磁的記録を用いた方法（施行規則６条１項１号ト）

顧客から、カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているものの送信を受けるとともに、送信された情報が当該顧客のものであることを確認する方法です（Q31）[7]。

［例］




【補足】
✓ カード代替電磁的記録とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号利用法」）第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録をいう。
✓ 送信用プログラムとは、番号利用法第18条の3第1項により内閣総理大臣の認定を受けたプログラムをいう。
✓ 確認用プログラムとは、番号利用法第18条の4第1項により内閣総理大臣が提供するプログラム又は同条第2項の認定を受けたプログラムをいう。

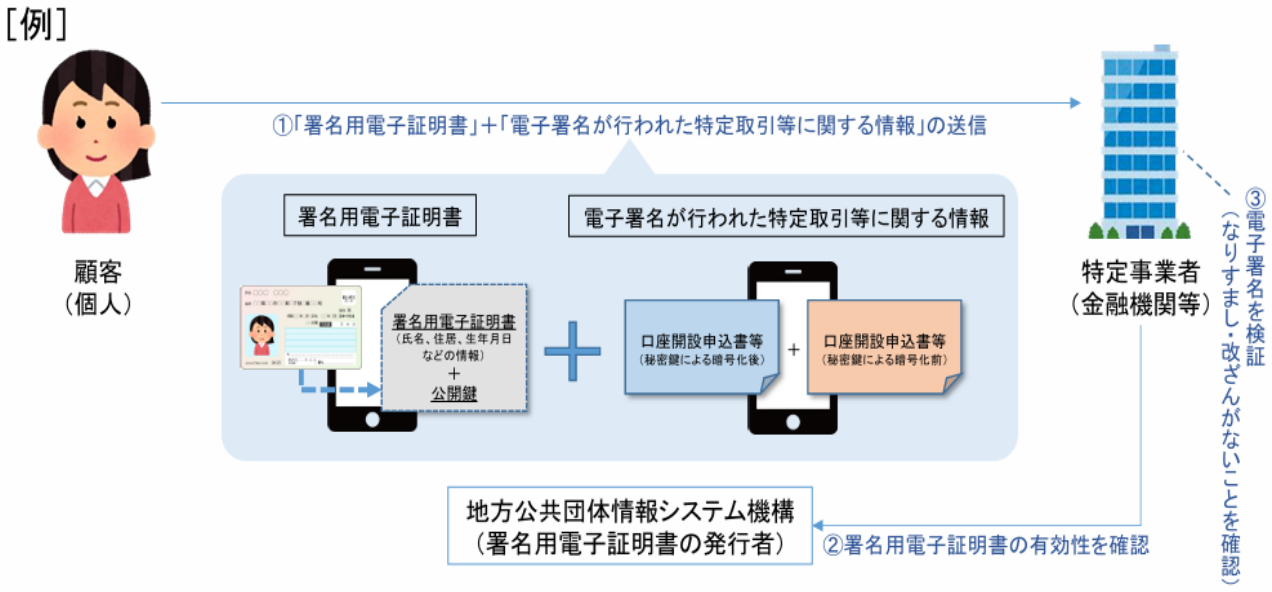
[7] 対面取引・非対面取引を問わず用いられる確認方法です。

３．電子証明書を用いた方法

①「公的個人認証サービスの署名用電子証明書（マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書）」を用いた方法（施行規則６条１項１号ヌ）

顧客から、「公的個人認証サービスの署名用電子証明書（マイナンバーカードに記録された署名用電子証明書）」及び「当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた特定取引等に関する情報」の送信を受ける方法です。「特定取引等に関する情報」とは、例えば、口座開設申込書や契約書などが考えられます。

［例］

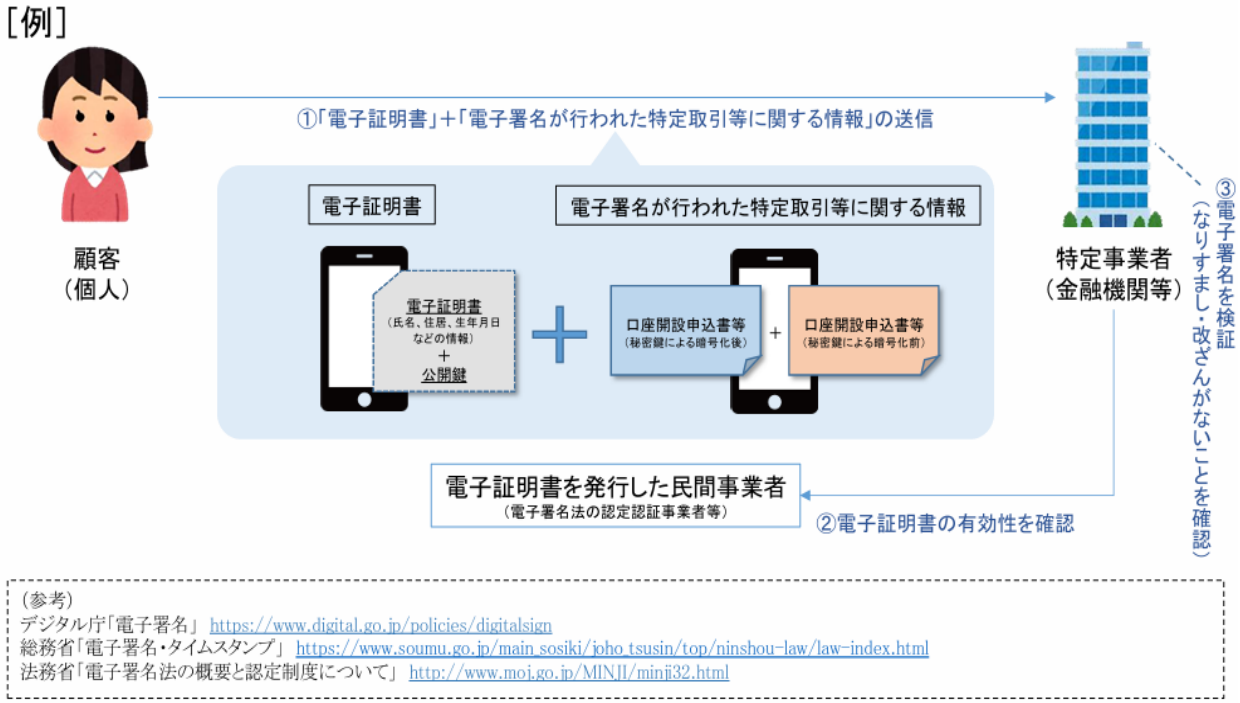



【補足】民間事業者が公的個人認証サービスを利用する場合、公的個人認証法17条1項6号の総務大臣の認定を受ける必要があるが、当該認定を受けた他の事業者（公的個人認証サービスのプラットフォームを提供する事業者）に、電子証明書の有効性の確認、電子署名の検証等に係る業務を全て委託することにより、当該認定を直接受けずに公的個人認証サービスを利用することも可能。

（参考）総務省「公的個人認証サービスによる電子証明書（民間事業者向け）」 https://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kojinninshou-02.html

②「民間事業者発行の電子証明書」を用いた方法（施行規則６条１項１号リ・ル）

顧客から、「民間事業者発行の電子証明書」（氏名、住居及び生年月日の記録のあるもの）及び「当該電子証明書により確認される電子署名が行われた特定取引等に関する情報」の送信を受ける方法です。「民間事業者」とは、電子署名法の認定認証事業者又は公的個人認証法 17 条１項５号の認定を受けた署名検証者が該当します。




（参考：施行規則第６条第１項第１号、第７条第１号、オンライン本人確認方法 QA１～７、R7 パブコメ（新技術活用）No. １）

## Q24　二種業者が提供するソフトウェア

| |
|---|
| Q　二種業者が、顧客の本人確認を行うために、顧客が写真付き本人確認書類と顧客の容貌を撮影・送信するためのソフトウェアを提供する場合、当該ソフトウェアの性能等に制限はあるでしょうか。 |

A

１．二種業者が提供するソフトウェアの性能等は、本人特定事項の確認のために必要な要素を満たしていると合理的に認められるものであることが必要になります。例えば、なりすまし等の防止の観点から画像が加工されないことを確実に担保するため、ソフトウェアは画像の加工機能がないものである必要があります。

　また、送信を受ける画像情報は、本人特定事項の確認に必要な情報が十分に判別できないものや、本人確認書類の真正性の判別が困難なものは認められません。

　加えて、二種業者が提供するソフトウェアを利用した撮影及び送信は、本人特定事項の確認時に行われるものに限られます（Q26 参照）。

２．顧客の本人特定事項の確認を行う二種業者が提供するソフトウェアには、二種業者の委託先が開発したものや、第三者が開発したものも含まれます。

また、提供するソフトウェアについては、スマートフォン向けのアプリケーションも含まれます。

（参考：施行規則第６条第１項第１号ハ、ワ、H30 パブコメ No.７から９、17、21、 R７パブコメ（なりすまし防止）No.18、オンライン本人確認方法 QA10、12、13～17）

Q25　白黒画像や解像度の荒い画像情報

| |
|---|
| Q　顧客から送信を受ける画像情報については、「特徴」を確認できるものであるなら、白黒のものや解像度の荒いものでも許容されるのでしょうか。 |

Ａ　白黒画像や本人特定事項の確認に支障を生じる解像度のものは、本人確認を行うための画像情報として認められません。

（参考：施行規則第６条第１項第１号ハ、ワ、H30 パブコメ No.18、オンライン本人確認方法 QA20）

Q26　画像情報の送信時期【R９改正規則箇所】

| |
|---|
| Q　顧客から送信を受ける画像情報について、あらかじめ撮影したものや撮影後、ある程度の期間を置いた後に送信したものも本人確認のために利用できるでしょうか。<br>また、一定の期間内に送信を受ける必要がある場合、二種業者は、当該期間内における送信であるかの確認を行う必要があるでしょうか。 |

Ａ

１．顧客から送信を受ける画像情報については、撮影も送信も本人特定事項の確認時に行われるものに限られ、あらかじめ撮影されたものは認められません。

また、顧客が撮影した画像は、当該画像が加工可能な状態に置かれることのないよう、撮影後直ちに送信させる必要があります。

２．二種業者は、顧客から送信を受けた画像が本人確認時に撮影されたものであり、事前に撮影した写真を撮影させたものなどではないことを確認する必要がありま

す。このため、例えば、本人確認時にランダムな数字等を顧客に示し、一定時間内に顧客に当該数字等を記した紙と一緒に容貌や本人確認書類を撮影させて直ちに送信を受けることや、ＩＤセルフィー（容貌と本人確認書類を同時に撮影する方法）では、その撮影の際に顧客に示したランダムなポーズをとらせるなどが考えられます。

（参考：施行規則第６条第１項第１号ハ、ワ、H30 パブコメ No.21、22、49、オンライン本人確認方法 QA24、38）

Q27　本人確認書類のＩＣチップ情報の読み取り方法【R９改正規則箇所】

| |
|---|
| Q　施行規則第６条第１項第１号ハに掲げる方法について本人確認書類のＩＣチップ情報の読み取りに関しては、二種業者が提供するソフトウェアに限定されないという理解でよろしいでしょうか。 |

A　ご理解のとおりです。本人確認書類のＩＣチップ情報については、二種業者が提供するソフトウェアによる読み取りに限定しておらず、読み取り端末についても制限はありません。

（参考：施行規則第６条第１項第１号ハ、H30 パブコメ No.45、オンライン本人確認方法 QA35）

Q28　有効期限の情報の確認【R９改正規則箇所】

| |
|---|
| Q　施行規則第６条第１項第１号ニ又はホに掲げる方法について、ＩＣチップに記録されている情報のうち、氏名、住居及び生年月日の情報のみ確認すればよく、有効期限の情報については確認をしなくてよいでしょうか。 |

A　有効期間又は有効期限のある本人確認書類は、提示等を受ける日において有効なものに限られるため、施行規則第６条第１項第１号ニ又はホに掲げる方法により本人特定事項の確認を行う際には、ＩＣチップに記録されている有効期限の情報についても確認が必要です。

　また、これらの方法により本人特定事項の確認を行う際、二種業者には、ＩＣチップ情報が真正なものであることの確認が求められます。

具体的には、秘密鍵で暗号化されている当該ＩＣチップ情報に係る事項の送信を受け、これを公開鍵で復号することによって真正なものであることを確かめることが考えられます。

（参考：施行規則第６条第１項第１号二、ホ、R7パブコメ（なりすまし防止）No.６）

Q29　預貯金取扱金融機関又はクレジットカード会社に確認する事項【R９改正規則箇所】

| |
|---|
| Q　顧客の本人確認として、二種業者が提供するソフトウェアを使用して、本人確認書類のＩＣチップ情報の送信を受けるとともに、預貯金取扱金融機関又はクレジットカード会社に当該顧客の本人特定事項を確認済であることを確認する場合、どういった事項を確認する必要があるでしょうか。 |

A

1.二種業者は、預貯金取扱金融機関又はクレジットカード会社に対し、顧客の本人特定事項を確認済みであることを確認する場合、次の事項を確認する必要があります。なお、当該事項の確認にあたっては、合理的と認められる方法により確認する必要がありますが、一般的には、具体的な方法について、当該二種業者と当該他の特定事業者（銀行等又はクレジットカード会社）との間の契約等において決定されるものと考えられます。

①　預貯金の受入れ契約又はクレジットカード等の交付若しくは付与を内容とする契約に際して顧客の氏名、住居、生年月日を確認していること

②　当該確認に係る記録を保存していること

③　当該顧客又はその代理人から当該顧客しか知り得ない事項その他の当該顧客が上記②の記録に記録されている顧客と同一であることを示す事項の申告を受けることにより、当該顧客が当該記録に記録されている顧客と同一であることを確認していること

２．二種業者は、顧客から送信を受けた本人確認書類の情報（氏名、住居、生年月日）と、預貯金取扱金融機関又はクレジットカード会社が保存している確認記録の氏名、住居及び生年月日の一致を確認する必要があり、これらが一致しない場合には本人確認として認められません。

３．「当該顧客等しか知り得ない事項その他の当該顧客等が確認記録に記録されている顧客等と同一であることを示す事項」とは、例えばID・パスワードのほか、静脈等の生体情報等が想定されます。

（参考：施行規則第６条第１項第１号二（１）、H30パブコメNo.72、75、オンライン本人確認方法QA63、66）

Q30　顧客の預貯金口座が本人確認済であることを確認する方法【R９改正規則箇所】

Q　顧客の預貯金口座に金銭を振り込み、当該顧客から当該振込を特定するために必要な事項が記載された預貯金通帳等の写しの送付を受けて本人確認を実施する方法について、顧客の預貯金口座が本人確認済であることはどのように確認するのでしょうか。

A　例えば、振込先金融機関がその全ての顧客について本人確認済であることを公表している場合には、当該振込先金融機関に開設された当該顧客の預貯金口座が本人確認済みのものであると判断することができると考えられます。また、振込先金融機関が全ての顧客について本人確認済みでなかったとしても、インターネットバンキングの利用顧客については全て本人確認済みであって、その旨を公表している場合には、当該顧客が当該インターネットバンキングの利用者であることを確認すること（例えば当該インターネットバンキングの利用画面のスクリーンショットの送付を受けて確認することが考えられます。）により、本人確認済みであると判断することができると考えられます。

また、電話等により個別に振込先金融機関に問い合わせる方法も想定されます。

なお、二種業者は顧客本人名義の既存の預貯金口座に振込みを行う必要がありますが、振込む金額や通貨の種類について法令上の指定はなく、また、ＡＴＭからの振込も許容されます。

（参考：施行規則第６条第１項第１号二（２）、H30パブコメNo.80、81、84、89、オンライン本人確認方法QA70、71、73、77）

## Q31　カード代替電磁的記録による本人特定事項の確認方法【R７改正規則箇所】

Q　カード代替電磁的記録による本人特定事項の確認方法としてどういった方法が認められるでしょうか。

A　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い施行規則も改正され、令和７年６月 24 日より、個人番号カードと同等の機能（カード代替電磁的記録）をスマートフォンに搭載できることになりました。

そして、カード代替電磁的記録による本人特定事項の確認方法として、特定事業者又は顧客等に対して取引関係文書を送付する者が顧客等からスマートフォンに搭載したカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、当該顧客等の氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているもの（以下、「特定電磁的記録」という。）の送信を受け、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該顧客のものであることの確認をする方法が認められています。

また、本人限定受取郵便等による取引関係文書を送付する本人確認方法として、配達員が二種業者に代わって住居を確認し、特定電磁的記録の送信を受け、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該顧客のものであることを確認し、施行規則第 20 条第１項第１号及び第５号に掲げる事項を二種業者に伝達する措置により、顧客等に対して取引関係文書を送付することも認められます。

さらに、ハイリスク取引における確認方法について、前記の確認方法による場合には、併せて施行規則第 14 条第１項第２号ロに掲げる方法による確認を行うこととされました。

カード代替電磁的記録を用いた本人特定事項の確認方法は、現時点においてスマートフォンのみを想定しており、対面取引・非対面取引を問わず用いられます。なお、個人番号カードをスマートフォンに搭載するためには署名用電子証明書が必要であることから、基本的には、15 歳以上の者について利用可能な方法となります。

（参考：施行規則第６条第１項第１号ト、チ、第 14 条第１項、R７パブコメ（新技術活用）No.1、４、９）

Q32　本人限定受取郵便による本人確認【R９改正規則箇所】

| |
|---|
| Q　当社が本人確認を行うことに代えて、契約書など取引関係文書を本人限定受取郵便により行うことはできますか。 |

A　個人顧客と非対面で取引を行うにあたり、本人限定受取郵便による本人確認方法も認められています。

この方法は、顧客に対して、本人限定受取郵便により取引関係文書を送付し、その際に、郵便業者等が、二種業者に代わって住居を確認し、ＩＣチップが組み込まれた写真付本人確認書類の提示を受けるとともに、当該書類に組み込まれたＩＣチップに記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報を読み取ることにより映像面に表示させ、又は、スマートフォンに搭載された特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該顧客のものであることの確認を行う方法です。その場合には、二種業者は、委託する業者から本人確認事項の確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項と、当該本人確認書類の提示を受けた場合には提示を受けた日付及び時刻、本人確認書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類を特定するに足りる事項、当該送信を受けた場合には当該送信を受けた日付の伝達を受ける措置を取る必要があります。具体的には、特定事項伝達型本人限定受取郵便を利用することが考えられます。

なお、この本人確認方法を利用した場合、確認記録の添付書類として特定電磁的記録又はその写しを添付する必要はありません。

（参考：施行規則第６条第１項第１号チ、R７パブコメ（新技術活用）No.12）

Q33　通知カードと個人番号カードの本人確認書類としての利用の可否

| |
|---|
| Q　通知カードと個人番号カードは本人確認書類として扱うことができますか。また、本人確認書類として扱う場合の注意事項はあるでしょうか。 |

A　犯収法に基づく本人特定事項の確認にあたっては、通知カードは利用できない一方、個人番号カードは利用することが出来ます。

（参考：施行規則第７条、H27 パブコメ No.87、88）

Q34　個人番号カードを本人確認書類とする場合の注意事項（個人番号の取得禁止）

| |
|---|
| Q　個人番号カードを本人確認書類として提示を受ける場合の注意事項はあるでしょうか。 |

A　個人番号をその内容に含む個人情報の取得等は番号法により原則として禁止されていることから、本人特定事項の確認に当たって顧客から個人番号カードの提示を受けた場合や個人番号カードのＩＣチップ情報の読み取りをした場合には、二種業者は、個人番号を書き写したり、個人番号が記載された個人番号カードの裏面の写しを取らないように留意する必要があります。

この場合、確認記録の「本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項」には、例えば、個人番号カードの発行者（市区町村長）及び有効期限等を記載することになります。

（参考：H27 パブコメ No.87）

Q35　国民年金手帳を本人確認書類とする場合の注意事項（基礎年金番号の取得禁止）

| |
|---|
| Q　国民年金手帳を本人確認書類として提示又は写しの送付を受けた場合の注意事項はあるでしょうか。 |

A　国民年金法により基礎年金番号の告知を求めること等が禁止されています。本人特定事項の確認に当たって顧客から国民年金手帳の提示を受けた場合には、二種業者は、基礎年金番号の記載部分のコピーを取らず、確認記録に基礎年金番号を書き写さないように留意する必要があります。

また、国民年金手帳の写しの送付を受けることにより本人特定事項の確認を行う場合、同手帳の基礎年金番号部分を復元できない程度にマスキングを施した上で、当該写しを確認記録に添付することが必要になります。

この場合、確認記録の「本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項」には、例えば、書類の交付年月日等を記載することになります。

なお、国民年金手帳は、改正国民年金法の施行により令和４年４月１日に廃止されていますが、施行の際に現に交付されている国民年金手帳は施行規則第７条第１号ハに掲げる書類とみなされるとの経過措置があります。そして、R９規則の施行後もこの経過措置は有効です。

（参考：施行規則第７条第１項ハ、R８パブコメ No.３）

Q36　本人確認書類の種類（法人顧客の場合）

| |
|---|
| Q　法人顧客の本人特定事項を確認するための書類には、どういったものがありますか。 |

A　法人顧客の本人確認書類としては、主に次の書類が挙げられます。

なお、有効期限のある書類については有効期限内のものに限ります。また、有効期限のない書類については、原則として、二種業者が提示又は送付を受ける日の前６ヶ月以内に作成されたものに限られます。

（法人顧客の本人確認書類）

○　法人の設立登記に係る登記事項証明書、印鑑登録証明書

○　官公庁から発行・発給された書類その他これに類するもので、当該法人の名称、本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの

（参考：施行規則第７条第２号）

Q37　法人顧客の本人確認方法【R９改正規則箇所】

| |
|---|
| Q　法人顧客の本人特定事項を確認するには、どのような方法がありますか。 |

A　法人顧客との取引における本人確認の方法としては、次の方法があります。

また、法人顧客の場合、取引の任に当たる者の本人確認（Q41）も行う必要があります。

（対面取引）

法人顧客との対面取引では、次の方法により本人確認を行うことが出来ます。

①　顧客から本人確認書類（Q36）の提示を受ける方法

②　顧客から顧客の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、一般財団法人民事法務協会から登記情報の送信を受ける方法

③　顧客から顧客の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、国税庁の法人番号公表サイトにより公表されている顧客の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を確認する方法

（非対面取引）

法人顧客との非対面取引では、次の方法により本人確認を行うことが出来ます。

④　顧客から顧客の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、一般財団法人民事法務協会から登記情報の送信を受ける方法[8]（取引担当者が当該顧客を代表する権限を有する役員でない場合に対面しないで当該申告を受ける場合には、当該方法に加え、顧客の本店等[9]宛に取引に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便等として送付する方法）

⑤　顧客から顧客の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、国税庁の法人番号公表サイトにより公表されている顧客の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を確認する方法に加え、顧客の本店等宛に取引に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便等として送付する方法

⑥　顧客から本人確認書類（Q36）の送付を受けるとともに、本人確認記録に記載されている顧客の本店等宛に取引に係る文書を書留郵便等により、転送不要郵便等として送付する方法

（対面取引）

| 番号 | 本人確認書類又は申告事項 | 本人確認方法等 |
|---|---|---|
| ① | ・登記事項証明書、印鑑登録証明書等（Q36） | 提示＋取引の任に当たる者の本人確認 |
| ② | 顧客の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告 | 登記情報提供サービスを利用する方法＋取引の任に当たる者の本人確認 |
| ③ | 同上 | 国税庁の法人番号公表サイト＋取引の任に当たる者の本人確認 |

[8]　登記情報提供サービスを利用することを指します。

[9]　「本店等」とは、本店、主たる事務所、支店又は日本に営業所を設けていない外国会社の日本における代表者の住居をいいます（H30 改正規則第６条第１項第３号ロ）。

（非対面取引）

| 番号 | 本人確認書類又は申告事項 | 本人確認方法等 |
|---|---|---|
| ④ | 顧客の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告 | 登記情報提供サービスを利用する方法＋（取引担当者が代表権を有する役員として登記されていない場合）転送不要郵便＋取引の任に当たる者の本人確認 |
| ⑤ | 同上 | 国税庁の法人番号公表サイト＋転送不要郵便＋取引の任に当たる者の本人確認 |
| ⑥ | ・登記事項証明書、印鑑登録証明書等（Q36） | 送付＋転送不要郵便＋取引の任に当たる者の本人確認 |

（参考：施行規則第６条第１項第３号、第７条第２号、H30 パブコメ No.103、オンライン本人確認方法 QA100）

Q38　本人確認書類の住所と現在の住居が異なる場合

Q　顧客の申込書の住所と本人確認書類の住所が異なっていました。どうしたらよいでしょうか。

A　顧客が申込者や契約書などで申告した住所と本人確認書類の住所が異なっている場合、当該本人確認書類以外の本人確認書類又は補完書類によって、現在の住居を確認する必要があります。この場合の確認方法は、本人確認の場合と同じです（顧客が自然人の場合Q16、22、法人の場合Q37）。

（参考：施行規則第６条第２項）

Q39　転送不要郵便の送付に代える措置

Q　顧客から本人確認の方法として転送不要郵便等が必要となる本人確認書類を受領しましたが、当該書類の住所に転送不要郵便等を送る以外の対応はあるでしょうか。

Ａ　転送不要郵便等が必要となる本人確認方法（施行規則第６条第１項第１号ロ、ホ、ヘ、ワ若しくはカ又は第３号ロからニまでに掲げる方法（同号ロ及びハに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）参照）において、本人確認書類若しくはその写しや補完書類やその写しに記載され、当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録され、登記情報提供サービスの登記情報に記録され、又は国税庁の法人番号公表サイトにより公表されている顧客の住居宛に取引に係る文書を書留郵便等により転送不要郵便等として送付する方法以外に、二種業者の役職員が、当該本人確認書類又はその写しや補完書類又はその写しに記載され、当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録され、登記情報提供サービスの登記情報に記録され、又は国税庁の法人番号公表サイトにより公表されている顧客の住居又は本店等に赴いて顧客（法人である場合にあっては、取引の任に当たる者）に取引関係文書を交付する方法が認められます。

（参考：施行規則第６条第４項）

Q40　電子署名による本人特定事項の確認【R９改正規則箇所】

| |
|---|
| Ｑ　電子証明書により本人確認を行うことは認められますか。 |

Ａ　電子証明書による本人確認として、次の方法が認められます。

１．個人顧客の場合

①　顧客から、電子署名及び認証業務に関する法律に基づく認定認証事業者が発行する電子証明書（氏名、住所、生年月日の記載のあるもの）及び当該電子証明書により確認される電子署名が行われた取引に関する情報の送信を受ける方法（施行規則第６条第１項第１号リ）

②　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（以下、「公的個人認証法」といいます。）の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される同法第２条第１項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法（二種業者が同法第 17 条第４項に規定する署名検証者である場合に限る。）（施行規則第６条第１項第１号ヌ）

③　当該顧客から、公的個人認証法第 17 条第１項第５号に掲げる認定を受けた者であって、同条第４項に規定する署名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う特定認証業務の用に供する電子証明書（当該顧客の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限る。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第２条第１項に規定する電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法（施行規則第６条第１項第１号ル）

２．法人顧客の場合

商業登記法に基づき登記官が作成した電子証明書並びに当該電子証明書により確認される電子署名が行われた特定取引等に関する情報の送信を受ける方法（施行規則第６条第１項第３号ホ）

なお、電子署名を行う「特定取引等に関する情報」の形式は、特定のファイル形式（PDF や Word）に限られず、当該電子署名の方法が公的個人認証法の規定に沿ったもので、テキスト形式のデータへの電子署名に偽造を容易にしてしまうなどの事情がなければ、テキスト形式のデータに電子署名を行うことも許容されます。

（参考：施行規則第６条第１項第１号リ、ヌ、ル、第３号ホ、オンライン本人確認方法 QA111）

Q41　取引の任に当たる者の該当性及び本人確認方法

| |
|---|
| Q　取引の任に当たる者（犯収法上の「代表者等」）とは、どのような者が該当しますか。また、取引の任に当たる者については、どのように本人確認を行う必要がありますか。 |

A

１．取引の任に当たる者とは、代理人取引において代理人、法人顧客において実際に取引の担当となる者が該当します。

したがって、法人顧客の場合、代表者が取引を担当する場合には当該代表者が取引の任に当たる者になりますが、代表者以外の者が取引担当者になる場合には代表者ではなく、当該取引担当者について、取引の任に当たる者として、本人確認を行う必要があります。

また、本人確認が必要となる取引の任に当たる者は、いずれも自然人であるため、代理人が法人である場合、当該法人の取引担当者について本人確認を行うことになります（法人自身の本人確認は不要）。

２．取引の任に当たる者の本人確認においては、個人顧客の場合と同様の方法（Q16、22）により確認を行う必要があります。

なお、法人顧客の取引の任に当たる者が非居住外国人等である場合、上記方法以外に、当該者から本人確認書類の写し[10]の送付を受けるとともに、当該本人確認書類の写し又は当該補完書類若しくはその写しに記載されている当該者の現在の住居に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便等として送付する方法が認められます（施行規則第 12 条第２項）。

（参考：犯収法第４条第４項、施行規則第 12 条）

Q42　取引の任に当たる者の本人確認方法①（ＩＣチップ情報の読み取り）【R９改正規則箇所】

| |
|---|
| Q　取引の任に当たる者の本人確認として、ＩＣチップが組み込まれた顔写真付き本人確認書類の提示を受けた場合、ＩＣチップ情報の読み取りが必要となるでしょうか。 |

Ａ　ＩＣチップが組み込まれた顔写真付き本人確認書類の提示を受けるだけでなく、ＩＣチップ情報をこれを読み取るための装置を用いて読み取ることにより映像面に表示させる方法により本人確認を行うことが必要となります（詳細な確認方法（施行規則第６条第１項第１号）はQ17、18 参照）。

（参考：施行規則第 12 条第１項、第６条第１項第１号イ、R８パブコメ No.35）

[10] 当該本人確認書類の写しに当該取引の任に当たる者の現在の住居の記載がないときは、当該本人確認書類の写しとともに、現在の住居の記載がある補完書類又はその写しが必要となります。

Q43　取引の任に当たる者の本人確認方法②（ＩＣチップなし本人確認書類の提示）【R９改正規則箇所】

| |
|---|
| Q　取引の任に当たる者の本人確認において、本人確認書類（ＩＣチップなし）の提示を受けた場合、当該者の本人確認書類に記載された住所に対して転送不要郵便の送付による確認が必要となるでしょうか。 |

A　取引の任に当たる者の本人確認として、ＩＣチップが組み込まれていない本人確認書類の提示を受けた場合、当該本人確認書類に記載された住所に対して、取引関係文書を転送不要郵便物等として送付することが必要となります。

なお、取引関係文書を転送不要郵便物等として送付することに代えて、二種業者の役職員が顧客の本店等に赴いて取引の任に当たる者に取引関係文書を交付する方法等も認められます。

（参考：施行規則第 12 条第１項、第４項、第６条第１項第１号ロ、H27 パブコメ No.139、R８パブコメ No.36）

Q44　取引の任に当たる者の確認

| |
|---|
| Q　代理人や法人顧客の担当者が顧客のために取引の任に当たっていることを確認するには、どのようなことを確認する必要がありますか。 |

A　二種業者は、代理人や法人顧客の担当者が顧客のために取引の任に当たっているかを確認するため、次のいずれかの場合に該当するかを確認する必要があります。

①　代理人取引の場合

ア.　代理人が顧客の同居の親族又は法定代理人であること。

イ.　代理人が、顧客が作成した委任状その他の当該顧客のために取引の任に当たっていることを証する書面を有していること。

ウ.　顧客に電話をかけるなど、代理人が当該顧客のために取引の任に当たっていることが確認できること。

エ.　二種業者において、顧客と代理人との関係を認識しているなど代理人が当該顧客のために取引の任に当たっていることが明らかであること。

② 法人顧客の場合

ア. 取引担当者が、顧客の作成した委任状その他の当該顧客のために取引の任に当たっていることを証する書面を有していること。

イ. 取引担当者が、当該顧客を代表する権限を有する役員として登記されていること。

ウ. 当該顧客の本店や営業所、当該取引担当者が所属すると認められる官公署に電話をかけるなどにより当該取引担当者が当該顧客のために取引の任に当たっていることが確認できること。

エ. 二種業者において、顧客と取引担当者との関係を認識しているなど当該担当者が当該顧客のために取引の任に当たっていることが明らかであること。

（参考：施行規則第 12 条第５項）

Q45 ＳＰＣが顧客となる場合の「取引の任に当たる者」

| |
|---|
| Q ＳＰＣが顧客となる取引を行うことになりましたが、当該ＳＰＣは、具体的な業務を全てＡＭ（アセットマネージャー）に業務委託しています。この場合、取引の任に当たる者として、確認が必要となるのは、ＳＰＣの代表社員や業務執行者ではなく、実際に取引の交渉等を行うＡＭの担当者でよろしいでしょうか。 |

A ご質問のケースでは、ＳＰＣの取引の任に当たる者は、ＡＭの担当者であると考えられます。

Q46 取引の任に当たる者が変更した場合の取引時確認の要否

| |
|---|
| Q 以前に取引時確認を行い、確認記録を作成・保存している顧客との間で、再度取引をする際に、取引の任に当たる者が以前の者から変更している場合、新たな取引の任に当たる者の本人特定事項の確認は必要でしょうか。 |

A 新たな取引が取引時確認済み顧客との取引に該当する場合には、新たな取引の任に当たる者について、本人特定事項の確認は必要ありません（取引時確認済み顧客との取引の要件は、Q81 参照）。

もっとも、顧客が「人格のない社団又は財団」に該当する場合には、変更後の取引の任に当たる者について取引時確認を行う必要があります。

また、取引の任に当たる者について、法人との取引等何らかの機会において、その本人特定事項の変更又は追加があることを知った場合は、既に確認記録に記録・記載されている内容を残しつつ、当該変更又は追加に係る内容を確認記録に付記することが求められます。なお、確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容を別途記録し、当該記録を確認記録とともに保存することも可能です。

（参考：犯収法第４条第３項、第５項、施行令第 13 条第２項、施行規則第 16 条、第 20 条第１項第 22 号、第３項、H23 パブコメ No.103）

４．取引を行う目的

Q47　投資目的の確認と「取引を行う目的」

| |
|---|
| Q　当社では、取引の申込書に「投資目的」欄に区分を設け、顧客に該当箇所をチェックして貰っています。この場合でも、別途、「取引を行う目的」を確認する必要はあるでしょうか。 |

A　申込書や顧客カードなどによって顧客の投資目的を確認された場合、犯収法第４条第１項第２号の「取引を行う目的」を確認したと考えられますので、別途の確認は不要です。

（参考：H23 パブコメ No.39）

Q48 「取引を行う目的」の申告を受ける方法

| |
|---|
| Q　「取引を行う目的」は、申告を受ける方法により確認することと定められていますが、具体的には、どのように確認すればよいでしょうか。 |

A　「取引を行う目的」を、顧客や取引担当者から口頭で聴取する方法のほか、電子メールやＦＡＸを用いる方法、「取引を行う目的」を一定の類型に分類し、当該類型のいずれかにチェックのある申込書等を受け入れる方法、インターネット画面上のプルダウンメニューの選択をさせることにより確認する方法が考えられます。

（参考：H23 パブコメ No.37）

５．職業（顧客が自然人の場合）

Q49　職業の分類

| |
|---|
| Q　取引時確認の対象となる「職業」は、どの程度の確認が必要でしょうか。 |

A　「職業」の分類としては、例えば「会社員」、「公務員」、「学生」、「無職」等が考えられます。

なお、令和６年４月１日適用「犯罪収益移転防止法の留意事項について」（金融庁企画市場局総務課調査室）において、「職業」を確認するに当たり参考とすべき類型を例示していますので、こちらもご参照ください。

（参考：H23 パブコメ No.43）

Q50　「職業」の申告を受ける方法

| |
|---|
| Q　「職業」は、どのように確認すればよいでしょうか。 |

A　顧客の「職業」の確認は、「取引の目的」と同様、申告を受ける方法により確認する必要があります。

具体的には、顧客や取引担当者から口頭で聴取する方法のほか、電子メールやＦＡＸを用いる方法、「取引を行う目的」を一定の類型に分類し、当該類型のいずれかにチェックのある申込書等を受け入れる方法、インターネット画面上のプルダウンメニューの選択をさせることにより確認する方法が考えられます。

（参考：H23 パブコメ No.37）

Q51　勤務先の名称

| |
|---|
| Q　当社では、契約の申込書に顧客の勤務先を記載して貰っています。この場合、勤務先を書いてもらうことで「職業」の確認に当たるのでしょうか。 |

A　確認事項はあくまで「職業」とされているため、勤務先の名称等から職業が明らかである場合を除き、勤務先の名称等の確認をもって職業の確認に代えることはできません。

（参考：H23 パブコメ No.45）

Q52　複数の職業の申告を受けた場合

| |
|---|
| Q　顧客から複数の職業の申告を受けました。この場合、職業の記録にあたっては、どのようにすればよいでしょうか。また、一つの職業を申告した顧客に対して、複数の職業を有するか確認する必要はあるでしょうか。 |

A　顧客から複数の職業の申告を受けた場合、申告を受けた全ての職業を記録する必要があります。

他方、顧客から一つの職業の申告を受けた場合には、他の職業を有していないかまで積極的に確認することは不要です。

（参考：H23 パブコメ No.44）

６．事業の内容（顧客が法人の場合）

Q53　「事業の内容」を確認する書類

| |
|---|
| Q　法人顧客について、「事業の内容」を確認する書類はどのようなものが考えられますか。 |

A　法人顧客にかかる次の書類が考えられます。

なお、有効期間・期限のない書類にあっては確認する日前６ヶ月以内に作成されたものに、有効期間・期限のある書類にあっては確認する日において有効なものに限ります。

①　定款（これに相当するものを含む）

②　法令の規定により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載があるもの

③　当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書

④　官公庁から発行・発給された書類その他これに類する書類で、当該法人の事業の内容の記載があるもの

（参考：施行規則第 10 条第２号）

Q54　本人特定事項の確認を行った書類による「事業の内容」の確認

Q　法人顧客の本人特定事項の確認のため、登記事項証明書の提出を受けています。この登記事項証明書によって、「事業の内容」を確認することは認められるでしょうか。

A　法人顧客から提出を受けた登記事項証明書によって、本人特定事項と合わせて「事業の内容」を確認することも認められます。

（参考：H23 パブコメ No.49）

Q55 「事業の内容」の確認の程度

Q　取引時確認の対象となる「事業の内容」は、どの程度の確認が必要でしょうか。

A　法人が営んでいる事業が多数である場合等は、定款や登記事項証明書に記載されているすべての事業内容を確認・記録するのではなく、二種業の取引に関係する主たる事業のみを確認・記録することも認められると考えられます。

（参考：H23 パブコメ No.47）

Q56　法令の規定により当該法人が作成することとされている書類

Q　法人顧客の「事業の内容」を確認する書類として、「法令の規定により当該法人が作成することとされている書類」とはどのようなものが考えられますか。

A　「有価証券報告書」や法令により所管官庁に提出することとされている事業報告書等が該当します。

他方、会社のパンフレットやウェブサイトにある事業概要は該当しません。

（参考：H23 パブコメ No.52）

Q57　官公庁から発行・発給された書類その他これに類するもの

Q　法人顧客の「事業の内容」を確認する書類として、「官公庁から発行・発給された書類その他これに類するもの」とはどのようなものが考えられますか。

A　例えば、法務省のオンライン登記情報提供制度により取得する登記情報が該当します。

（参考：H23 パブコメ No.57）

Q58　顧客が上場会社の場合の「事業の内容」を確認の要否

| |
|---|
| Q　顧客が上場会社の場合でも、「事業の内容」を確認する必要があるでしょうか。 |

A　顧客が上場会社の場合、上場会社は「国等」に該当することから、「事業の内容」の確認は不要です。

（参考：犯収法第４条第５項）

Q59　人格のない社団若しくは財団の「事業の内容」の確認方法

| |
|---|
| Q　人格のない社団若しくは財団である顧客の「事業の内容」は、どのように確認すればよいでしょうか。 |

A　顧客が人格のない社団若しくは財団である場合、「事業の内容」の確認は、取引の任に当たる者から「申告を受ける方法」となります。もっとも、顧客（人格のない社団若しくは財団）から、当該顧客の規約等を入手し、事業内容を確認する方法も認められます。

（参考：犯収法第４条第１項、施行規則第 10 条第１号、H23 パブコメ No.41、37）

Q60　外国顧客の「事業の内容」の確認方法

| |
|---|
| Q　顧客が外国法人である場合、外国の法令に基づき作成されたディスクロージャー資料により「事業の内容」を確認することはできますか。 |

A　当該資料が、「外国の法令により当該法人が作成することとされている書類で、当該法人の事業の内容の記載があるもの」（施行規則第 10 条第３号イ）の要件を満たすものであれば、認められます。

ただし、単に「事業の内容」が外国の政府又は公的機関のウェブサイトに掲載されているといった場合や民間のデータベース等は該当しません。

（参考：H23 パブコメ No.58）

## ７．実質的支配者（顧客が法人の場合）

### Q61　実質的支配者の範囲

| |
|---|
| Q　法人顧客の実質的支配者とは、どのような者が該当するのですか。 |

A　実質的支配者は、以下の順序で自然人（個人及び国等。以下同じ。国等を自然人とみなすことについてQ63 参照）が該当します。

①　顧客が資本多数決法人である場合（株式会社、投資法人、特定目的会社など）

ア．議決権の総数の 25%超を保有する自然人がいる場合（※）、当該自然人が実質的支配者に該当します。

⇒　国等を除く法人が顧客の議決権を保有している場合、当該法人の議決権保有状況についても遡る必要があります。

当該法人の議決権の 50%超（直接保有分と間接保有分の合算）の保有者として、個人がいた場合は、当該個人が顧客の議決権を間接保有していたことになり、当該間接保有分の議決権が 25%超の場合、又は当該間接保有分と直接保有と合わせた議決権が 25%超の場合は、当該個人が実質的支配者に該当します（詳しくは、Q62 参照）。

イ．上記アがいない場合、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人がいる場合、当該者が実質的支配者に該当します。

ウ．上記ア及びイがいない場合、代表権のある者であって、その法人の業務を執行する自然人が実質的支配者に該当します。なお、該当者が複数名いた場合、事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合（Q67）を除き、すべての者が実質的支配者に該当します。

※　事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合（Q67）及び他の自然人が議決権の総数の 50%超（直接保有分と間接保有分の合算）を保有している場合は、除かれます。

② 顧客が資本多数決法人でない場合（持分会社（合同会社、合資会社及び合名会社）、一般社団・財団法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、特定非営利法人など）

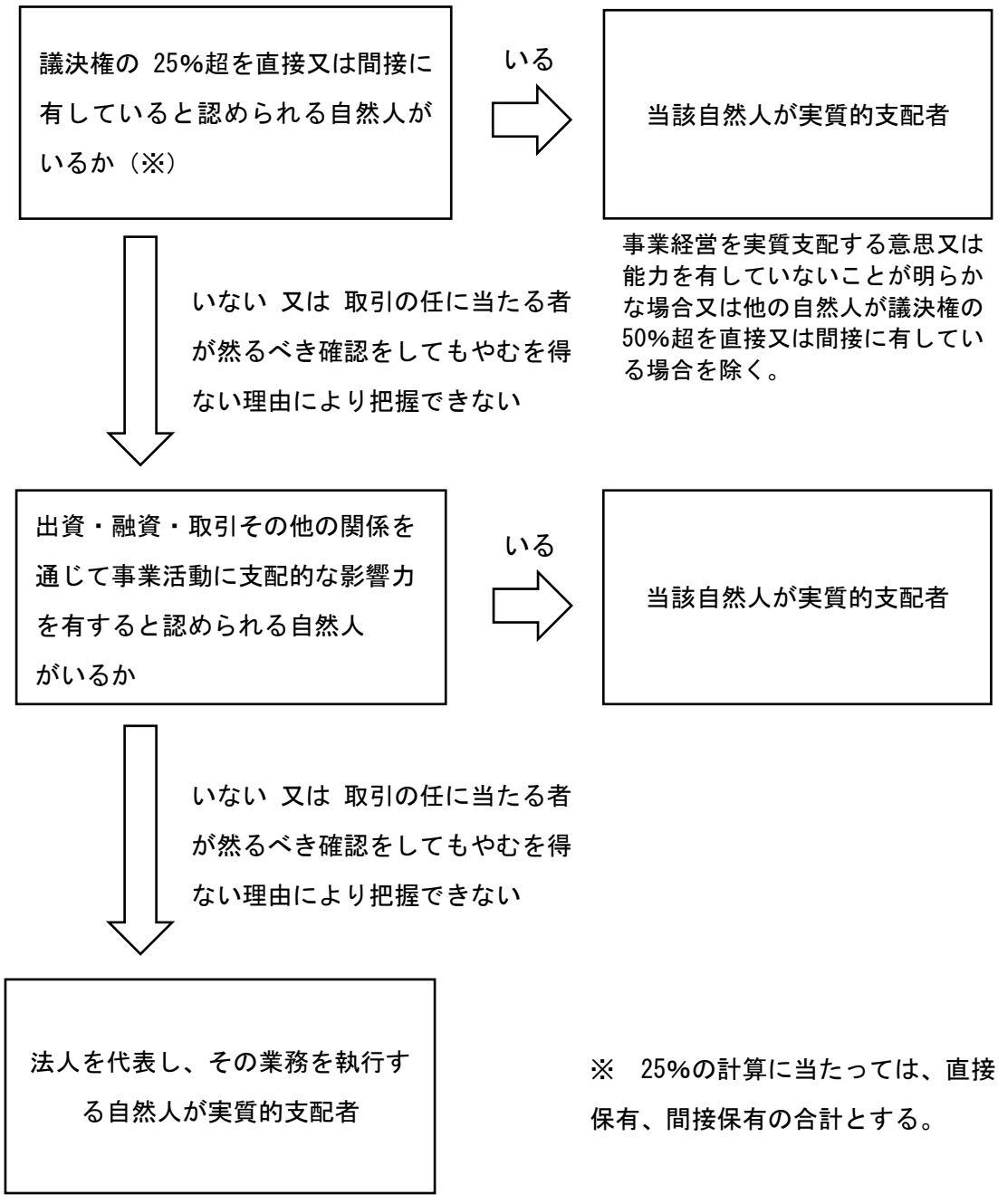
ア. 当該法人の収益配当又は財産分配受領権の 25%超を保有する自然人（※）、ないし、出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる個人がいる場合、当該個人が実質的支配者に該当します。

イ. 上記アがいない場合、代表権のある者であって、その法人の業務を執行する自然人が実質的支配者に該当します。なお、該当者が複数名いた場合、事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合（Q67）をのぞき、すべての者が実質的支配者に該当します。

※ 事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合（Q67）及び他の自然人が議決権の総数の 50%超（直接保有分と間接保有分の合算）を保有している場合は、除かれます。

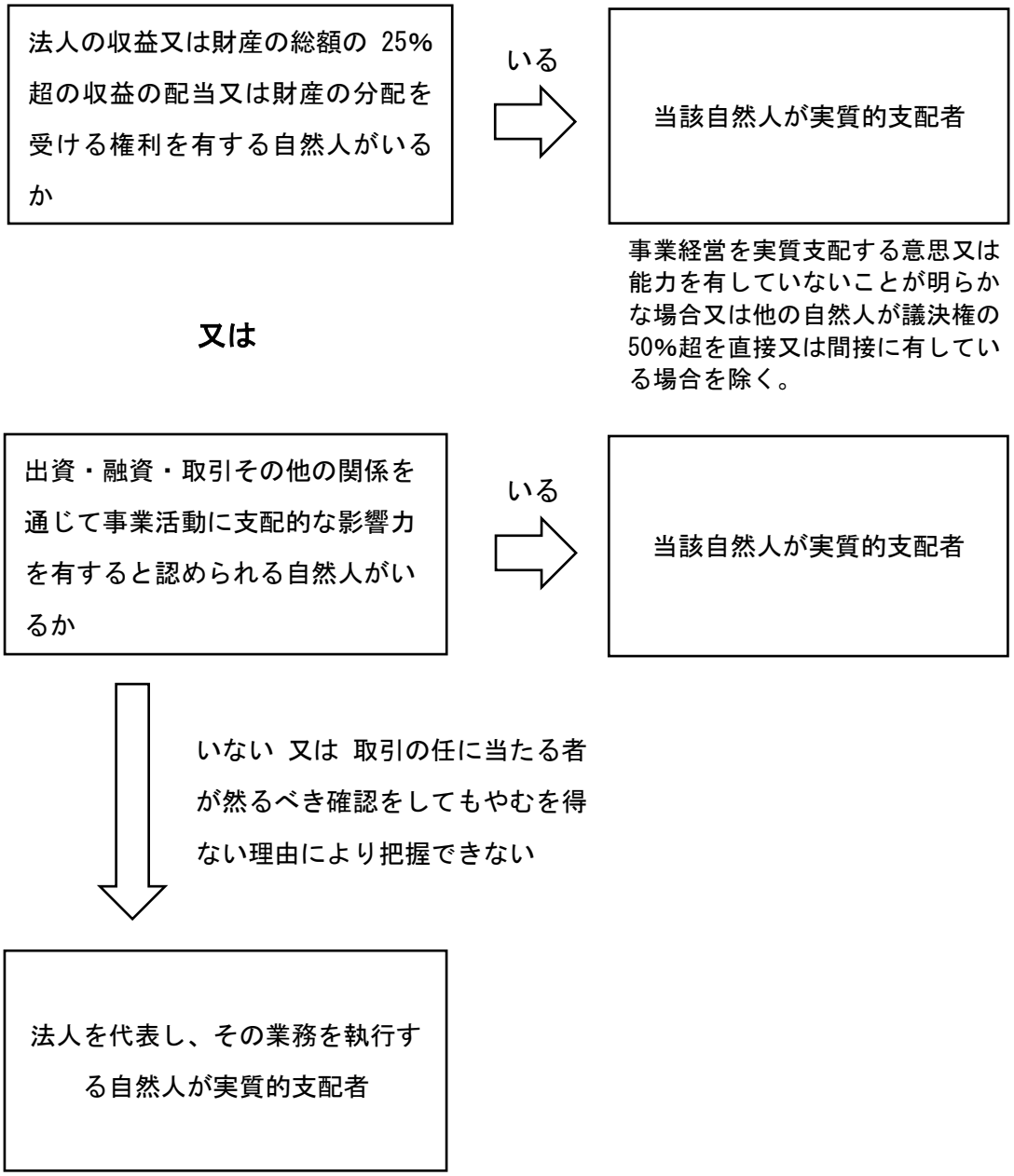
（実質的支配者の範囲）

①　顧客が資本多数決法人である場合




※　25%の計算に当たっては、直接保有、間接保有の合計とする。

② 顧客が資本多数決法人でない場合




（参考：施行規則第 11 条）

Q62　実質的支配者の該当性判断

| |
|---|
| Q　議決権の総数の 25%を保有する自然人がいる場合とは、どのように判断すればよいでしょう（議決権の保有率の計算とは、どのように行えばよいでしょう）。 |

A　ある自然人の議決権保有率を計算するには、直接的に保有している議決権だけではなく、間接的に保有している分も合算する必要があります。間接保有とは、当該自然人が支配する法人（当該自然人が議決権の 50%超を保有する法人）が有する議決権のことを指します。

具体的には、次のとおり、判断してください。

【実質的支配者の判断例】

① 法人Ａの株式（議決権）を 30%保有している個人株主Ｂがいる場合

⇒ 個人株主Ｂは法人Ａの株式（議決権）を直接 30%保有しているため、実質的支配者に該当します。

② 法人Ａの株式（議決権）を 10%保有している個人株主Ｂは、法人Ｃの株式（議決権）を 60%保有しており、法人Ｃは、法人Ａの株式（議決権）を 20%保有している場合

⇒ 個人株主Ｂは法人Ａの株式（議決権）を直接 10%保有し、かつ法人Ｃを通じて間接的に 20%保有しており、合計 30%を保有しているため、実質的支配者に該当します。

個人株主Ｂの間接保有分を計算する場合、個人株主Ｂの法人Ｃの株式（議決権）の保有割合が 60%であるからといって、法人Ｃの法人Ａの株式（議決権）の保有割合を軽減するものではなく（20%×60%＝12%と計算はせず）、個人株主Ｂが支配する法人Ｃが保有している法人Ａの株式（議決権）20%については、個人株主Ｂが保有することとして計算することになります。

③ 法人Ａの株式（議決権）を 20%保有している個人株主Ｂは、法人Ｃの株式（議決権）を 40%保有しており、法人Ｃは、法人Ａの株式（議決権）を 40%保有している場合

⇒　個人株主Ｂは法人Ａの株式（議決権）を直接 20%保有しているものの、法人Ｃの株式（議決権）の保有は 40%で法人Ｃは個人株主Ｂが支配する法人（当該自然人が議決権の 50%超を保有する法人）ではないことから、法人Ｃが保有している法人Ａの株式（議決権）40%は間接保有分として、合算されません。そのため、個人株主Ｂは実質的支配者に該当しません。

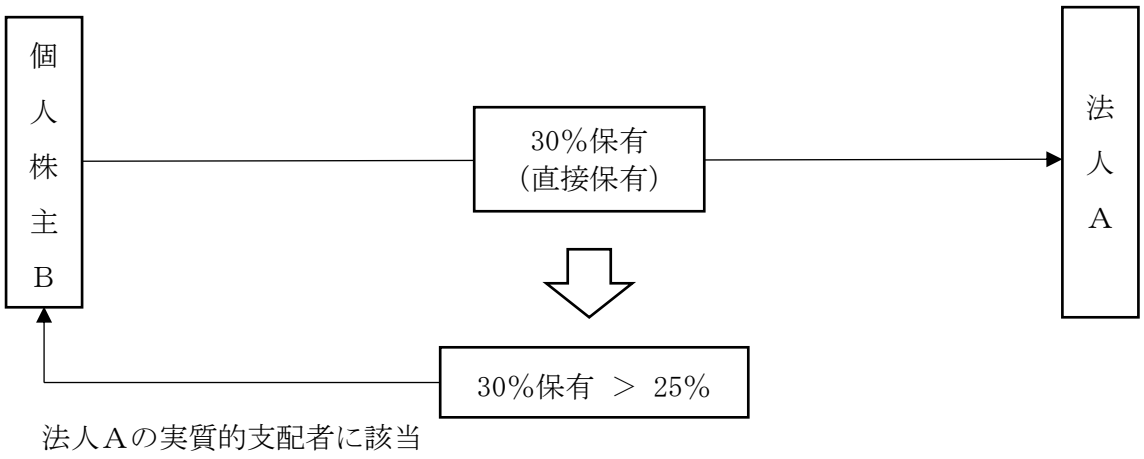
④　法人Ａの株式（議決権）40%を保有している個人株主Ｂと、法人Ａの株式（議決権）を 55%保有している個人株主Ｄがいる場合

⇒　個人株主Ｄが実質的支配者に該当します。個人株主Ｂも法人Ａの株式（議決権）を 40%直接保有していますが、他の者が 50%超を保有している場合には、それ以外の者は実質的支配者に該当しません。

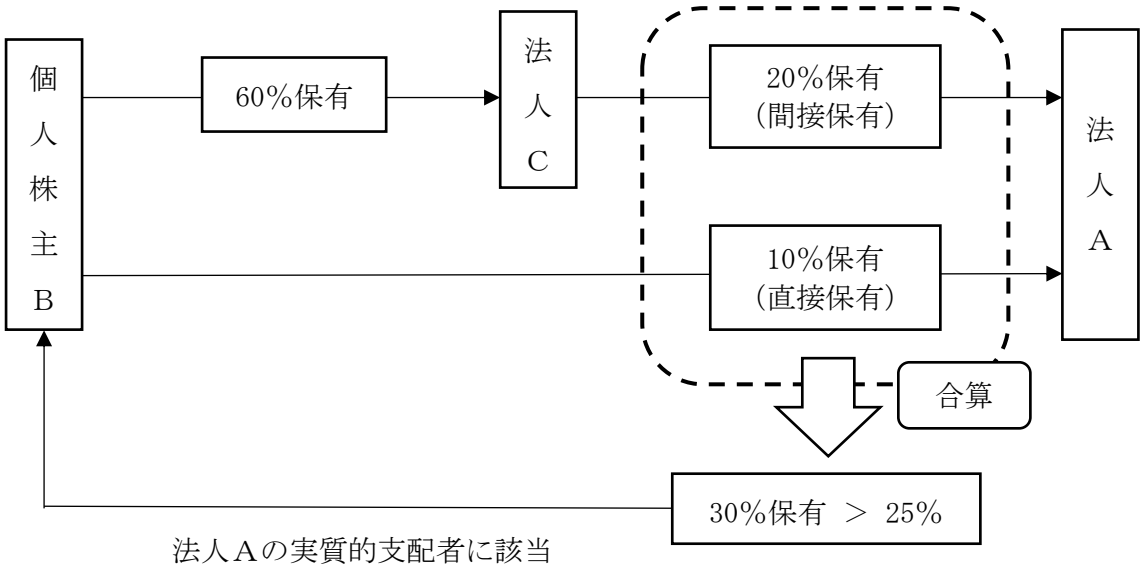
⑤　法人Ａの株式（議決権）40%を保有している個人株主Ｂと、法人Ａの株式（議決権）を 35%保有している個人株主Ｄがいる場合

⇒　個人株主Ｂ及び個人株主Ｄのどちらも実質的支配者に該当します。

（個人株主Ｂが法人Ａの株式を直接 25%以上保有している場合・①のケース）

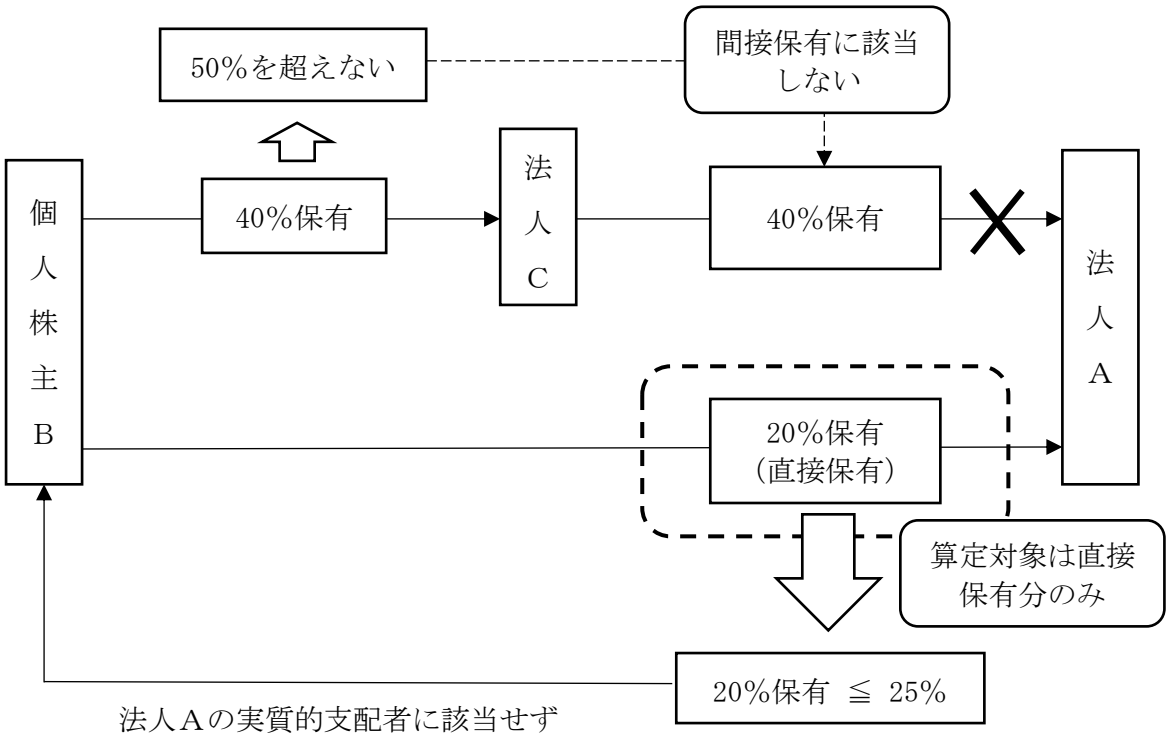


（個人株主Ｂが法人Ａの株式を直接・間接の合算により 25%以上保有している場合・②のケース）



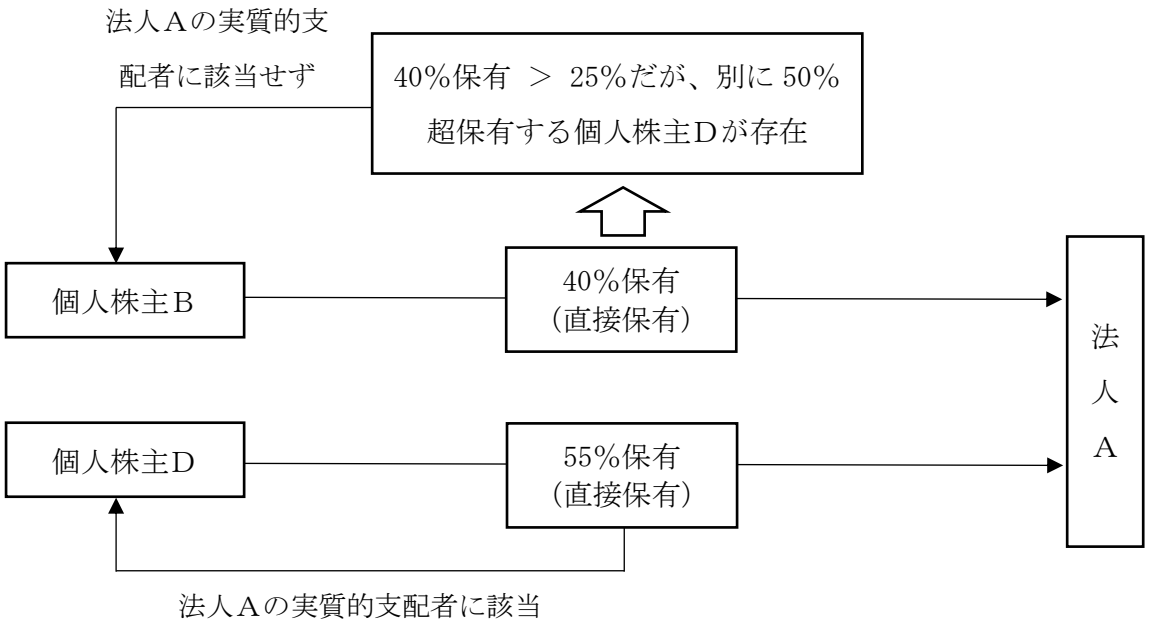

法人Ａの実質的支配者に該当

（法人Ｃの保有株式が合算されない場合・③のケース）

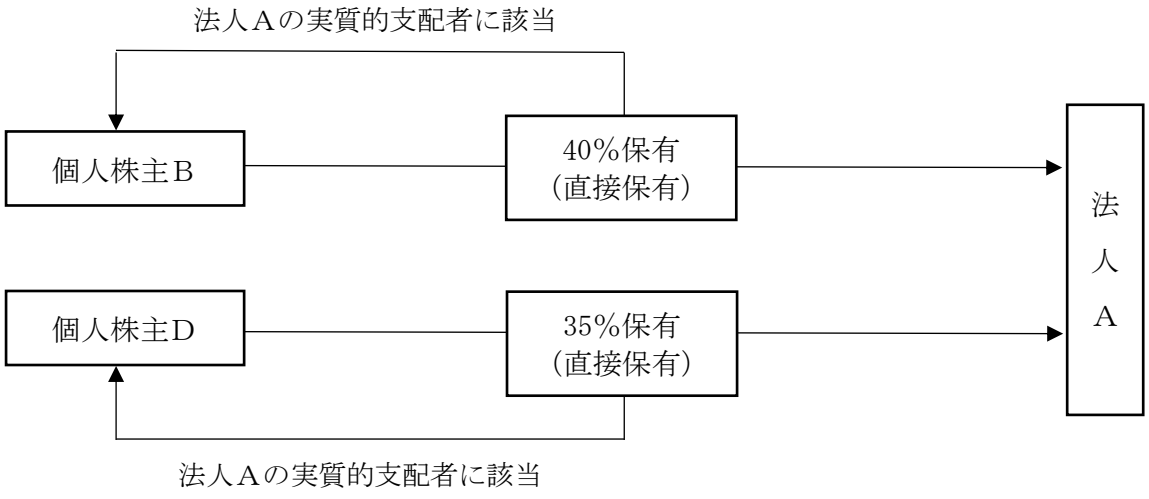



法人Ａの実質的支配者に該当せず

（50%を超える他の株主がいる場合・④のケース）




（25%超 50%以下の保有の者が複数存在する場合・⑤のケース）




Q63　国等が実質的支配者の場合

| |
|---|
| Q　国等（国、地方公共団体、上場会社など。Q10 参照）又はその子会社が実質的支配者の要件を満たす場合でも、自然人まで遡る必要があるでしょうか。 |

Ａ　国等（施行令第 14 条第４号に掲げる者及び施行規則第 18 条第６号から第 10 号までに掲げる者を除く。）又はその子会社（※）に該当する法人が実質的支配者の要件を満たす場合、当該法人を自然人とみなし、当該国等又はその子会社から更に遡る必要はありません。

したがって、当該法人の本人特定事項（名称及び本店又は主たる事務所の所在地）及び顧客との関係の申告を受けることで足ります。

※　会社法第２条第３号に規定する子会社（会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として会社法施行規則第３条で定めるもの）をいいます。

（参考：施行規則第 11 条第４項）

Q64　法人の議決権割合の基準日

| |
|---|
| Ｑ　実質的支配者の該当性について、法人の議決権の保有割合は、いつの時点のもので判断するのですか。 |

Ａ　例えば、直近の株主総会の開催に係る基準日以降で、顧客が株主割合を把握している直近の日を基準日とすることが考えられます。

なお、確認した議決権の割合については記録する義務はありませんが、確認記録内に「実質的支配者と当該顧客等との関係」を記録する必要があります（確認記録の記載事項についてQ84）。

（参考：施行規則第 20 条第１項第 25 号、H23 パブコメ No.66、110）

Q65　実質的支配者の確認方法

| |
|---|
| Ｑ　実質的支配者及び実質的支配者の本人特定事項については、どのように確認すればよいでしょうか。 |

Ａ　実質的支配者及び実質的支配者の本人特定事項については、顧客の取引の任に当たる者から申告を受ける方法により確認する必要があります。

例えば、申込書に、実質的支配者に関する説明を記載したうえで、実質的支配者及び実質的支配者の本人特定事項を記入する欄を設け、顧客の取引の任に当たる者に記入してもらう方法が考えられます。

（参考：施行規則第 11 条第１項）

Q66　顧客から実質的支配者を把握していないとの申告を受けた場合

Q　顧客から、「主要株主が法人であり、当該法人の資本関係が複雑であるため、議決権の 25%超を保有する自然人や 25%超議決権保有と同等の支配力を有する自然人を把握していない。」との申告を受けた場合、どうすればよいでしょうか。

A　顧客が然るべき確認をしてもなお、当該顧客の法人株主の資本関係が複雑であるなどのやむを得ない理由により、議決権の 25%超を保有する自然人や 25%超の議決権保有と同等の支配力を有する自然人（Q61①ア及びイ）、法人の収益配当又は財産分配受領権の 25%超を保有する自然人ないし出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人（Q61②ア）を把握できない場合には、代表権のある者であって、その法人の業務を執行する個人（Q61①ウ又は②イ）を実質的支配者として、申告を受けることも認められます。

（参考：H27 パブコメ No.121 参照）

Q67　事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合

Q　実質的支配者から除外される「事業経営を実質的に支配する意思又は能力を有していないことが明らかな場合」とは、どのような場合を指しますか。

A　例えば、信託銀行が信託勘定を通じて４分の１を超える議決権等を有する場合（信託銀行の個人株主に遡ることは行わない）、病気等により支配意思を欠く場合、他に株式取得資金の拠出者等がいて、当該議決権等を有している者に議決権行使にかかる決定権等がない場合が考えられます。

（参考：H27 パブコメ No.97）

Q68　「出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有していると認められる自然人」

Q　「出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有していると認められる自然人」とは、どのような者を指しますか。

Ａ　例えば、法人の意思決定に支配的な影響力を有する大口債権者や取引先、法人の意思決定機関の構成員の過半を自社から派遣している上場企業、法人の代表権を有する者に対して何らかの手段により支配的な影響力を有している自然人が考えられます。

（参考：H27 パブコメ No.100）

Ｑ69　資本多数決法人以外の法人において、「法人の収益配当又は財産分配受領権の25%超を保有する自然人」と「出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人」がともに存在する場合

| |
|---|
| Ｑ　資本多数決法人以外の法人において、「法人の収益配当又は財産分配受領権の25%超を保有する自然人」に該当する者と「出資、融資、取引その他の関係を通じて当該法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人」に該当する者がいました。この場合、誰が実質的支配者に該当するでしょうか。 |

Ａ　どちらも実質的支配者に該当しますので、両者の本人特定事項の確認が必要となります。また、確認記録には、両者の本人特定事項、当該実質的支配者と当該顧客との関係、その確認を行った方法を記録する必要があります。

（参考：H27 パブコメ No.115）

Ｑ70　ＳＰＣの実質的支配者（ＧＫ－ＴＫスキーム①）

| |
|---|
| Ｑ　ＧＫ-ＴＫスキームによるファンドを顧客とする場合、匿名組合員は合同会社に出資していますが、商法第 536 条第３項（匿名組合員は、営業者の業務を執行し、又は営業者を代表することができない。）により、匿名組合員はファンドの業務執行を行うことができないため、当該合同会社の実質的支配者は、当該合同会社の代表社員（代表社員が法人の場合は業務執行者）と理解してよいでしょうか。 |

Ａ　ある自然人がその支配下にある者を業務執行社員として合同会社を組成し、当該自然人が匿名組合員となるような場合、当該自然人が実質的支配者となる可能性はあります。

したがって、ＧＫ-ＴＫスキームの合同会社の実質的支配者に匿名組合員が該当する可能性はあり、単に商法第 536 条第３項を根拠として、合同会社の実質的支配者が、一律、当該合同会社の代表社員（代表社員が法人の場合は業務執行者）となるとは限りません。

ご質問のケースでは、匿名組合員の中に、①合同会社の収益配当又は財産分配受領権の 25%超を保有する自然人、ないし、②合同会社の出資、融資、取引その他の関係を通じて当該会社の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる自然人がいるかを判定し、該当者がいる場合には当該自然人が実質的支配者に該当し、①及び②がいない場合に代表社員（代表社員が法人の場合は業務執行者）が該当することになります。

（参考：H27 パブコメ No.123）

Q71　ＳＰＣの実質的支配者（ＧＫ－ＴＫスキーム②）

| |
|---|
| Ｑ　ＧＫ-ＴＫスキームによるファンドの場合、合同会社がＡＭ（アセットマネージャー）に運用業務を全て委託しているケースがあります。この場合、ＡＭの担当者が「合同会社の事業活動に支配的な影響力を有する者」として、実質的支配者に該当しないでしょうか。 |

Ａ　合同会社から委託を受けたＡＭ（アセットマネージャー）が常に「合同会社の事業活動に支配的な影響力を有する者」に当たるとは限らず、一概に実質的支配者に該当するとは言えません。

「合同会社の事業活動に支配的な影響力を有する者」に該当するかは、合同会社から単に運用権限を与えられているだけでは足りず、運用権限を第三者に委託するか否か、委託する場合には誰に委託するか、運用以外の合同会社の運営をどうするかなど、当該合同会社の事業活動の意思決定に重要な影響を与える者であるかどうかで判断する必要があると考えられます。

Ⅳ　ハイリスク取引の取引時確認

１．ハイリスク取引の対象

Q72　ハイリスク取引の対象範囲

| |
|---|
| Ｑ　ハイリスク取引の対象となる取引とは、どういった取引ですか。 |

Ａ　ハイリスク取引に該当する取引は、次のとおりです。

①　なりすましの疑いがある取引又は本人特定事項を偽っていた疑いがある顧客の取引（以下「なりすまし又は偽りの疑いがある場合の取引」といいます。）

具体的には、次の取引が該当します。

ア．取引の相手方が、取引の基となる継続的な契約の締結に際して行われた取引時確認（以下「関連取引時確認」といいます。）に係る顧客又は取引の任に当たる者になりすましている疑いがある場合の当該取引

イ．取引の基となる継続的な契約の締結に際して取引時確認が行われた際に取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客又は取引の任に当たる者との取引

② 特定国等に居住・所在している顧客との取引

マネー・ローンダリング対策が不十分であると認められる特定国等に居住・所在している顧客との取引が対象となり、具体的には、イラン又は北朝鮮に居住・所在する者との取引が該当します。

③ 外国ＰＥＰｓとの取引

外国の元首、外国の政府機関などにおいて重要な地位を占める者（外国ＰＥＰｓ）との取引が該当します。

（参考：犯収法第４条第２項、施行令第 12 条）

Q73　イラン又は北朝鮮に国籍のある者等（国内に住所がある者等）

Q　イラン又は北朝鮮に国籍がある者で、国内に住所がある者は、ハイリスク取引に係る確認が必要でしょうか。

また、日本国籍のある者で、転勤等で一時的にイラン又は北朝鮮に居住している者は、ハイリスク取引に係る確認が必要でしょうか。

A　イラン又は北朝鮮の国籍のある者であっても、国内に住所がある者は、ハイリスク取引に係る確認は必要ありません。

一方、日本国籍のある者であっても、転勤等でイラン又は北朝鮮に居住し、又は所在している者は、ハイリスク取引に係る確認が必要となります。

なお、取引時点において、イラン又は北朝鮮に居住していない者が、その後居住することとなった場合でも、その後当該顧客と特定取引を行わないのであればハイリスク取引に係る確認は不要となります。

（参考：H23 パブコメ No.122、127）

Q74　外国ＰＥＰｓの範囲

| |
|---|
| Q　外国ＰＥＰｓとは、どのような者を想定しているのでしょうか。 |

A　外国ＰＥＰｓ（Politically Exposed Persons:重要な公的地位にある者）とは、外国の政府等において重要な地位を占める（占めた）者とその家族等を指し、具体的には、以下の者が該当します。なお、過去に外国政府等において重要な地位を占める者であった者について、退任後の経過期間の定めはなく、確認できた範囲で厳格な顧客管理を行うことになります。

（外国ＰＥＰｓの範囲）

① 外国の元首及び過去外国元首であった者

② 外国政府等で重要な地位を占める者として、以下に該当する者及び過去に当該地位であった者

- 我が国における内閣総理大臣その他国務大臣及び副大臣に相当する職
- 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長又は参議院副議長に相当する職
- 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
- 我が国における特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表又は全権委員に相当する職
- 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長又は航空幕僚副長に相当する職
- 中央銀行の役員
- 予算について国会の議決、又は承認を受けなければならない法人の役員

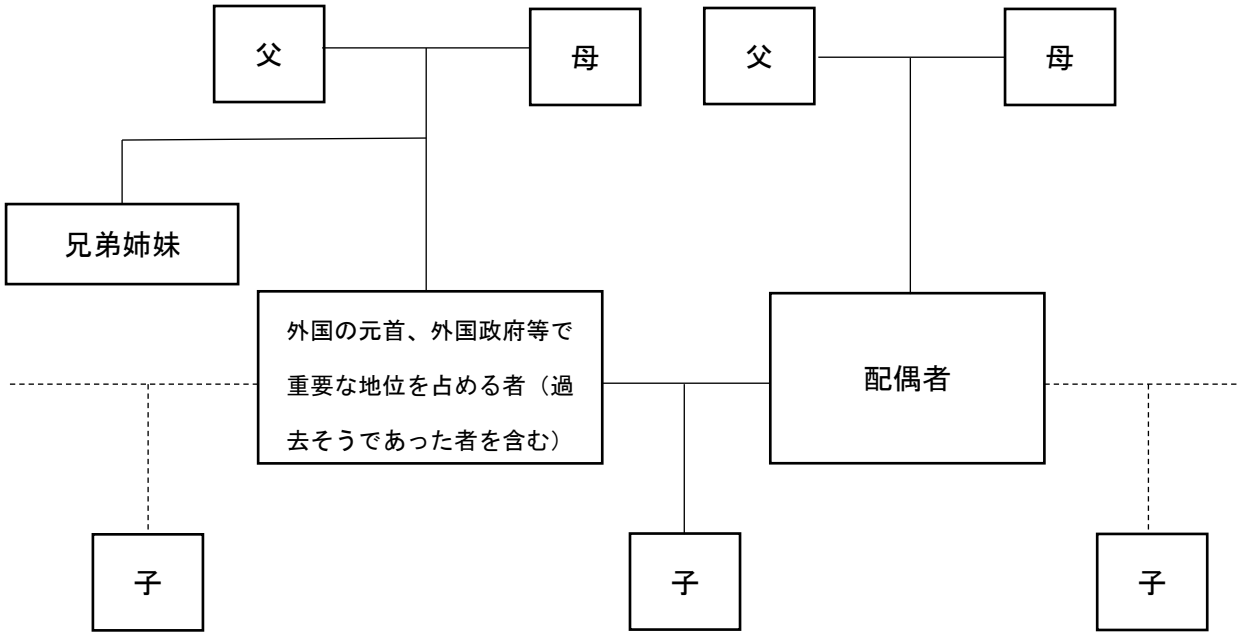
③ 上記①及び②の家族

対象となる家族の範囲は、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含みます）、父母、子、兄弟姉妹、配偶者の父母又は実子以外の子となります。

④ 上記①から③が実質的支配者である法人

なお、日本人であっても、上記③に該当する場合（例えば、子供の配偶者が外国政府等において重要な地位を占める者であった場合）には、外国ＰＥＰs に該当しますので、ハイリスク取引における確認が必要となります。

（外国ＰＥＰｓに該当する親族の範囲）




（参考：施行令第 12 条第３項、施行規則第 15 条）

Q75　外国ＰＥＰｓの該当性の確認方法

| |
|---|
| Q　顧客が外国ＰＥＰｓに該当するか否かは、どのように確認すればよいでしょうか。 |

A　顧客が外国ＰＥＰｓに該当するかの確認方法としては、以下のいずれか又は複数を併せて行うことが考えられます。

①　顧客に申告を求める方法

②　インターネット等の公刊情報を活用して確認する方法

③　民間のデータベースを活用して確認する方法

（参考：H27 パブコメ No.22、30）

２．ハイリスク取引における確認

Q76　ハイリスク取引における確認事項

| |
|---|
| Q　ハイリスク取引の場合、どのような確認が必要でしょうか。 |

Ａ　ハイリスク取引を行うに際しては、通常の取引時確認と異なり、200 万円を超える財産の移転を伴う取引の場合、顧客の「資産及び収入の状況」を確認する必要があります。

また、①本人特定事項、②実質的支配者の確認方法に関しては、通常の取引時確認よりも厳格な方法で行う必要があります（Ｑ77、80 参照）。

（ハイリスク取引に係る確認の必要事項）

| | 個人顧客 | 法人顧客 |
|---|---|---|
| 確認事項 | ①本人特定事項（氏名、住居、生年月日）<br>②取引を行う目的<br>③職業<br>④（200 万円を超える財産の移転を伴う場合）資産及び収入の状況<br>⑤（代理人取引の場合）取引の任に当たる者（代理人）の本人特定事項 | ①本人特定事項（名称、本店又は主たる事務所の所在地）<br>②取引を行う目的<br>③事業の内容<br>④実質的支配者の本人特定事項<br>⑤（200 万円を超える財産の移転を伴う場合）資産及び収入の状況<br>⑥取引の任に当たる者（取引担当者）の本人特定事項 |

（参考：法第４条第２項）

３．本人特定事項の確認

Ｑ77　本人特定事項の確認方法【Ｒ９改正規則箇所】

Ｑ　ハイリスク取引の場合、本人特定事項の確認はどのように行えばよいでしょうか。

Ａ

１．ハイリスク取引の場合、本人特定事項の確認として、以下の確認を行う必要があります。

①　施行規則第６条（第１項第１号へを除く。）又は第 12 条（第２項を除く。）に規定する方法（以下、本ＱＡ内において「通常の確認方法」といいます。）

②　次のア又はイに掲げる上記①に掲げる方法の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める方法（以下、本ＱＡ内において「追加の確認方法」といいます。）

ア．施行規則第６条第１項第１号イからホまで、チ（特定半導体集積回路付き本人確認書類提示等措置がとられているものに限る。以下イにおいて同じ。）及びヲからカまで（これらの規定を第 12 条第１項において準用する場合を含む。）、第２号並びに第３号イ及びニに掲げる方法

…　当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類（当該方法において用いたもの（その写しを用いたものを含む。）を除く。）若しくは補完書類（当該方法において用いたもの（その写しを用いたものを含む。）を除く。）の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくは当該補完書類（第６条第１項第１号ハからホまで、チ、ワ若しくはカ（これらの規定を第 12 条第１項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受けない者若しくは同法第 17 条第３号に規定する国外転出者である当該顧客等若しくは当該代表者等の本人特定事項の確認を行う場合又は第６条第１項第３号ニに掲げる方法により外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合にあっては、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写し）の送付を受ける方法

イ．施行規則第６条第１項第１号ト、チ（特定電磁的記録送信等措置がとられているものに限る。）及びリからルまで（これらの規定を第 12 条第１項において準用する場合を含む。）並びに第３号ロ、ハ及びホに掲げる方法

…　当該顧客等又は当該代表者等から、当該顧客等若しくは当該代表者等の本人確認書類の提示を受け、又は当該本人確認書類（第６条第１項第１号ト若しくはリ（第 12 条第１項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により住民基本台帳法の適用を受けない者若しくは同法第 17 条第３号に規定する国外転出者である当該顧客等若しくは当該代表者等の本人特定事項の確認を行う場合又は第６条第１項第３号ロ、ハ若しくはホに掲げる方法により外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人である当該顧客等の本人特定事項の確認を行う場合（以下ロにおいて「住民基本台帳法の適用を受けない者等の本人特定事項の確認を行う場合」という。）にあっては、当該本人確認書類又はその写し）の送付を受ける方法（当該本人確認書類又はその写しに当該顧客等又は当該代表者等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の

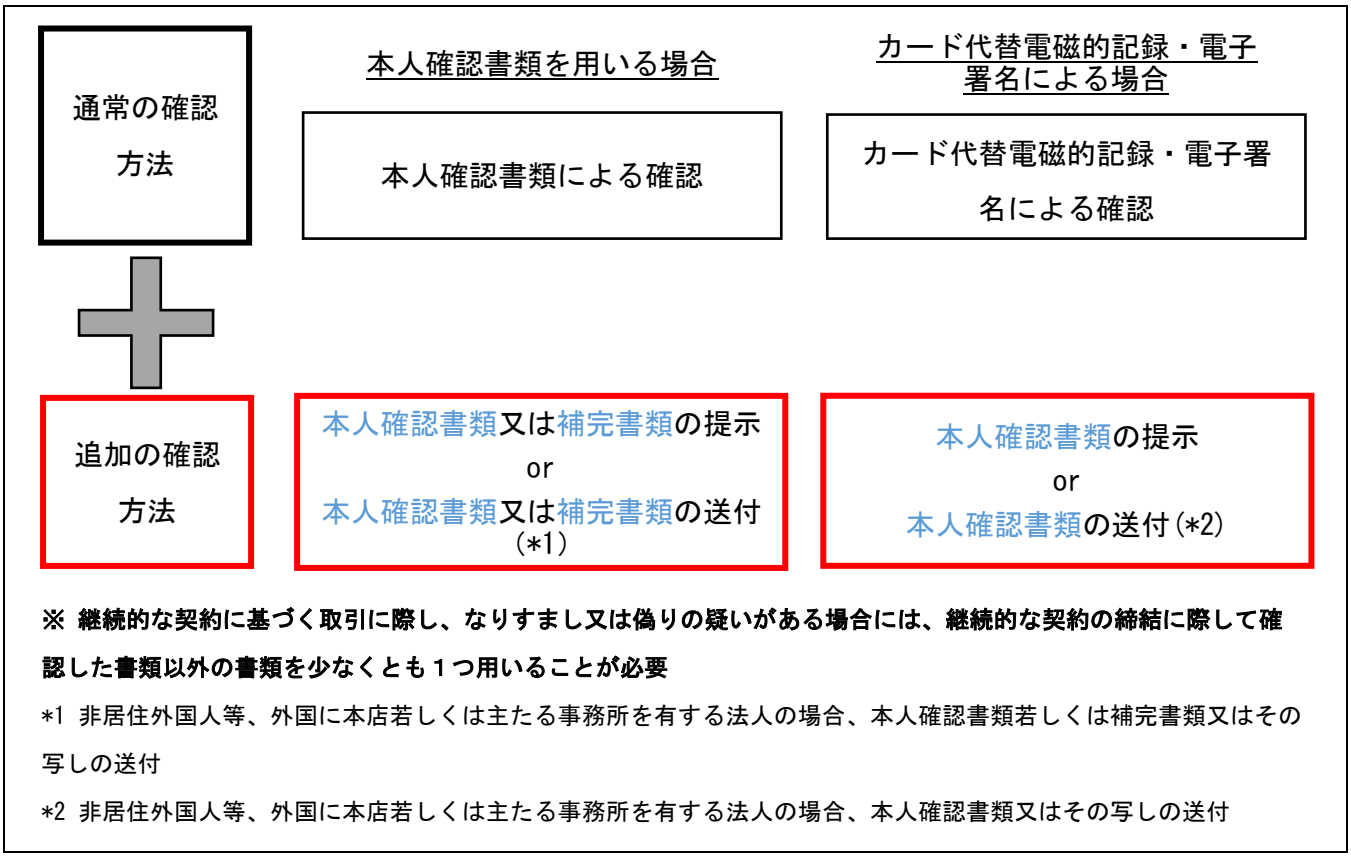
所在地の記載がないときは、当該方法に加え、当該顧客等又は当該代表者等から、当該記載がある当該顧客等若しくは当該代表者等の補完書類の提示を受け、又は当該補完書類（住民基本台帳法の適用を受けない者等の本人特定事項の確認を行う場合にあっては、当該補完書類又はその写し）の送付を受ける方法）

２．なりすまし又は偽りの疑いがある場合の取引においては、関連取引時確認に際して確認した書類以外の書類を少なくとも１つ確認する必要があります。

例えば、なりすまし又は偽りの疑いがある場合の取引において、非対面で取引時確認を行う場合、基本的には、施行規則第 14 条に基づき、関連取引時確認において用いた本人確認書類及び補完書類以外の本人確認書類又は補完書類の少なくとも一を用いて施行規則第６条に規定する方法により本人特定事項の確認を行うとともに、更に追加で本人確認書類又は補完書類の原本の送付を受ける必要があります。

（ハイリスク取引の際の本人特定事項の確認方法）

※ ＪＡＦＩＣ「犯罪収益移転防止法の概要」を参考に作成




**※ 継続的な契約に基づく取引に際し、なりすまし又は偽りの疑いがある場合には、継続的な契約の締結に際して確認した書類以外の書類を少なくとも１つ用いることが必要**

*1 非居住外国人等、外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人の場合、本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付

*2 非居住外国人等、外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人の場合、本人確認書類又はその写しの送付

（参考：犯収法第４条第２項、施行規則第 14 条、Ｒ７パブコメ（なりすまし防止）No.38）

Q78　なりすまし又は偽りの疑いがある場合の取引において取引時確認の完了前に確証が得られた場合【Ｒ９改正規則箇所】

| |
|---|
| Ｑ　なりすまし又は偽りの疑いがある場合の取引において本人特定事項の確認を行う場合、施行規則第６条（第１項第１号チを除く。）又は第 12 条（第２項を除く。）に規定する方法により当該確認を行うことに加え、追加の本人確認書類若しくは補完書類の提示又は送付を受けることが求められるところ、いずれかを行った後に、犯収法第４条第２項第１号イに規定する「関連取引時確認に係る顧客等又は代表者等になりすましている疑い」若しくは同号ロに規定する「関連取引時確認に係る事項を偽っていた疑い」が完全に払拭され、又はこれらの疑いについて確証が得られた場合には、本人特定事項の確認を完了させる必要はないとの理解でよいか。 |

Ａ　犯収法第４条第２項第１号に掲げる取引を行う際には厳格な取引時確認を行う義務が生じることとなるため、原則として施行規則第 14 条に規定する方法により当該確認を完了させる必要があります。

ただし、取引の相手方が第三者になりすましていることが明らかであるなどの場合には、警察等への通報を行うことが求められます。

（参考：Ｒ７パブコメ（なりすまし防止）No.39）

４．資産及び収入の状況

Q79　200 万円の算定基準

| |
|---|
| Ｑ　資産及び収入の状況を確認することとなる「200 万円を超える財産の移転を伴う場合」とは、ファンドの販売の場合、顧客の出資額を基準とすることでよいでしょうか。 |

Ａ　「200 万円を超える財産の移転を伴う」取引か否かは、顧客の出資額が基準となります。また、外貨建て取引の場合は円換算金額によって判断します。

「200 万円」の算定にあっては、基本的には、取引１件当たりの金額で計算することとなりますが、ごく短期間で多数の取引が行われた場合等で、それらの取引全体

が実質的に一つの取引と認められる場合には、取引全体の金額で計算することになります。

（参考：H23 パブコメ No.26、27）

５．実質的支配者

Q80　実質的支配者の確認方法

| |
|---|
| Q　ハイリスク取引の場合、法人顧客の実質的支配者についての確認はどのように行えばよいでしょうか。 |

A　ハイリスク取引の場合、法人顧客の実質的支配者の確認にあたっては、次の書面又は写しを確認し、かつ、顧客の取引の任に当たる者から実質的支配者の本人特定事項の申告を受ける必要があります。

（確認すべき書面）

①　顧客が資本多数決法人である場合

当該顧客の株主名簿、有価証券報告書その他これらに類する当該顧客の議決権の保有状況を示す書類

②　顧客が資本多数決法人以外の場合

次に掲げる書類（有効期間又は有効期限のあるものにあっては特定事業者が確認する日において有効なものに、その他のものにあっては特定事業者が確認する日前６月以内に作成されたものに限る。）のいずれか

ア．当該顧客の設立の登記に係る登記事項証明書（当該顧客が設立の登記をしていないときは、当該顧客を所轄する行政機関の長が当該法人を代表する権限を有している者を証する書類）

イ．上記ア以外に、官公庁から発行・発給された書類その他これに類するもので、当該顧客を代表する権限を有している者を証するもの

ウ．外国に本店又は主たる事務所を有する顧客にあっては、上記ア及びイに掲げるもののほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、当該顧客を代表する権限を有している者を証するもの

（参考：施行規則第 14 条第３項）

## Ⅴ　取引時確認済みの顧客の取扱い

### １．取引時確認済みの顧客との取引

#### Q81　取引時確認済みの顧客との取引の要件

| |
|---|
| Q　過去に取引時確認を行った顧客について、再度の取引時確認が不要となるのは、どういった場合ですか。 |

Ａ　再度の取引時確認が不要となる「取引時確認済みの顧客との取引」となるのは、次の要件全てを満たす場合です。

①　過去に取引時確認が行われており、当該確認記録が作成、保存されていること。

②　次のいずれかの方法又は場合により、既に取引時確認を行った顧客であることを確認していること。

ア．預貯金通帳など顧客が確認記録に記録されている者と同一であることを示す書類その他の物の提示又は送付を受けること

イ．顧客しか知り得ない事項など顧客が確認記録に記録されている者と同一であることを示す事項の申告を受けること

ウ．顧客又は取引の任に当たる者と面識がある場合など顧客が確認記録に記録されている者と同一であることが明らかな場合

③　今回の取引について、次の事項を記録し、７年間保存すること。

ア．口座番号その他の顧客の確認記録を検索するための事項

イ．取引の日付

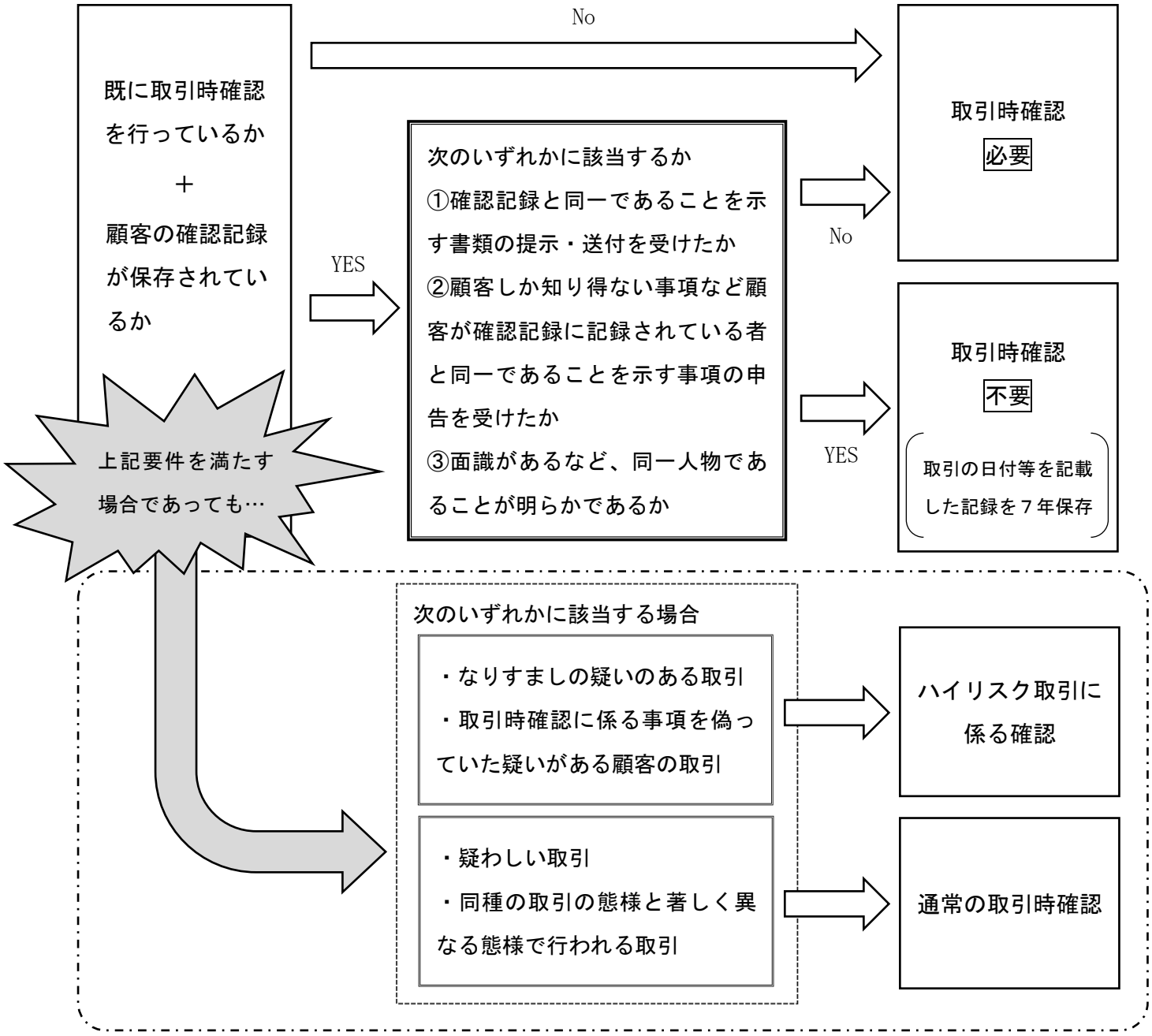
ウ．取引の種類

④　今回の取引が、「なりすましの疑いのある取引」、「取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客の取引」、「疑わしい取引」、「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」に該当しないこと。

なお、上記①から③の要件を満たす取引であっても「なりすましの疑いのある取引」、「取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客の取引」に該当する場合には、ハイリスク取引に係る確認を行う必要があります。

また、上記①から③の要件を満たす取引が「疑わしい取引」、「同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引」に該当する場合には、通常の取引時確認を行う必要があります。

（取引時確認の要否）




（参考：犯収法第４条第３項、施行令第 13 条第２項、施行規則第 16 条）

Q82 「顧客しか知り得ない事項など顧客が確認記録に記録されている者と同一であることを示す事項」の範囲

| |
|---|
| Q 「顧客しか知り得ない事項など顧客が確認記録に記録されている者と同一であることを示す事項」とは、どのような事項が考えられますか。 |

A 例えば、インターネットで注文を受ける場合において、顧客のＩＤや口座番号、暗証番号、パスワード等を組み合わせることが考えられます。

（参考：施行規則第 16 条第１項第２号）

２．取引時確認済みの顧客との取引の該当性

Q83 過去に取引時確認を行った顧客による異なる特定取引（現金の受払い）

| |
|---|
| Q 例えば、ファンドの販売の際、取引時確認を行った後、当該ファンドの償還金について、現金で交付することとなり、交付する現金の額が 200 万円を超える場合(注)、再度、取引時確認を行う必要がありますか。<br>（注）200 万円超の現金の受払いをする取引は、施行令第７条第１項第１号タにより特定取引に該当する。 |

A 現金交付の際、「取引時確認済みの顧客との取引」となる要件（Q81）を満たしていれば、新たに取引時確認を行う必要はありません。ただし、施行規則第 16 条の規定に基づき、取引時確認済みであることの確認を行う必要があります。

（参考：犯収法第４条第３項、施行令第 13 条第２項、施行規則第 16 条）

Ⅵ 確認記録

１．確認記録の作成

Q84 確認記録の記載事項【R9 改正規則箇所】

| |
|---|
| Q 取引時確認を行った場合、確認を行ったことの記録を作成する必要はあるでしょうか。また、記録を作成する必要がある場合、どのような事項を記載する必要があるでしょうか。 |

A 二種業者が顧客の取引時確認を行った場合、直ちに、次の事項を記載した確認記録を作成する必要があります。

なお、確認記録に本人確認書類及び補完書類（いずれも写しを含む）を添付した場合、当該書類に記載がある事項については、確認記録に別途、記載する必要はありません。

（確認記録の記載事項）

| | |
|---|---|
| ・　取引時確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項 | 施行規則20Ⅰ① |
| ・　確認記録の作成者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項 | ② |
| ・　本人確認書類又は補完書類の提示を受けたとき（ハイリスク取引に際して追加の書類として提示を受けたときを除く。）は、当該提示を受けた日付及び時刻（提示を受けた本人確認書類又は補完書類の写しを確認記録に添付する場合は時刻の記載は省略可） | ③ |
| ・　本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたとき（施行規則第６条第１項第１号ホ若しくはワ（第12条第１項において準用する場合を含む。）、ハイリスク取引に際して追加の書類として送付を受けたときを除く。）は、当該送付を受けた日付 | ④ |
| ・　顧客又は取引の任に当たる者の本人特定事項の確認のために特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該顧客又は取引の任に当たる者のものであることの確認を行ったときは、当該送信を受けた日付 | ⑤ |
| ・　顧客又は取引の任に当たる者に取引関係文書を送付する方法で本人特定事項の確認を行ったときは、当該取引関係文書を送付した日付 | ⑥ |
| ・　顧客又は取引の任に当たる者から本人確認用画像情報（当該者の容貌）とＩＣチップ情報を受信する方法で本人特定事項の確認を行ったときは、それらの日付 | ⑦ |
| ・　顧客又は取引の任に当たる者からＩＣチップ情報を受信するとともに、他の特定事業者が預貯金契約又はクレジットカード契約の締結を行った際に取引時確認を行い、その確認に係る確認記録を保存し、かつ、当該者から本人しか知り得ない事項の申告を受けることにより、当該者が当該記録に記録されている顧客又は取引の任に当たる者と同一であることを確認していることの確認を行 | ⑧ |

| | |
|---|---|
| ったときは、事業者がＩＣチップ情報の受信をした日付及び他の事業者が確認していることの確認を行った日付 | |
| ・　顧客又は取引の任に当たる者からＩＣチップ情報を受信するとともに、当該者の本人特定事項の確認済みの預貯金口座に金銭を振り込み、当該者から預貯金通帳の写し等の送付を受けたときは、事業者がＩＣチップ情報の受信をした日付並びに当該者の既存の預貯金口座に金銭を振り込んだ日付及び当該者から預貯金通帳の写し等の送付を受けた日付 | 同上 |
| ・　顧客又は取引の任に当たる者から本人確認書類の送付又はＩＣチップ情報の送信を受けた日付 | ⑨ |
| ・　施行規則第６条第１項第１号ワ（第 12 条第１項において準用する場合を含む。）に掲げる方法により顧客又は取引の任に当たる者の本人特定事項の確認を行ったときは、二種業者が本人確認書類の送付又は本人確認用画像情報の送信を受けた日付 | ⑩ |
| ・　一般財団法人民事法務協会が運営している登記情報提供サービスから登記情報の送信を受ける方法で本人特定事項の確認を行ったときは、その送信を受けた日付 | ⑪ |
| ・　国税庁・法人番号公表サイトを利用し本人特定事項の確認を行ったときは、その公表事項を確認した日付 | ⑫ |
| ・　役職員が顧客又は取引の任に当たる者の住居等に赴いて取引関係文書を交付したときは、当該交付を行った日付 | ⑬ |
| ・　ハイリスク取引において、追加で書類の提示又は送付を受けたときは、当該提示又は送付を受けた日付 | ⑭ |
| ・　取引を行う目的、職業・事業の内容、実質的支配（法人顧客のみ）又は資産及び収入の状況（ハイリスク取引の一部のみ）の確認を行ったときは、確認を行った日付 | ⑮ |
| ・　取引時確認を行った取引の種類 | ⑯ |
| ・　顧客又は取引の任に当たる者の本人特定事項の確認を行った方法 | ⑰ |
| ・　本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項 | ⑱ |

| | |
|---|---|
| ・　本人確認書類に現在の住居等の記載がないため、他の本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより住居等の確認を行ったときは、当該書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項（書類又は写しの送付を受けたときには当該書類又は写しを必ず確認記録に添付） | ⑲ |
| ・　法人顧客について、本人確認書類又は補完書類に記載のある営業所等に取引関係文書を送付すること又は当該営業所等に赴いて取引関係文書を交付したときは、営業所の名称、所在地その他当該場所を特定するに足りる事項及び当該場所の確認の際に提示を受けた本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該書類を特定するに足りる事項（書類又は写しの送付を受けたときには当該書類又は写しを必ず確認記録に添付） | ⑳ |
| ・　顧客の本人特定事項（個人：氏名・住居・生年月日、法人：名称・所在地）<br>また、国、地方公共団体、上場企業等（国等）との取引に当たっては、当該国等の名称、所在地その他の当該国等を特定するに足りる事項 | ㉑ |
| ・　取引の任に当たる者がいるときは、次の事項<br>①　取引の任に当たる者の本人特定事項<br>②　取引の任に当たる者と顧客との関係<br>③　取引の任に当たる者が顧客のために特定取引等の任に当たっていると認めた理由 | ㉒ |
| ・　顧客が取引を行う目的 | ㉓ |
| ・　職業又は事業の内容（顧客が法人である場合には、事業の内容の確認を行った方法及び確認をした書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項） | ㉔ |
| ・　顧客が法人であるときは、実質的支配者の本人特定事項、当該実質的支配者と当該顧客との関係、その確認を行った方法（ハイリスク取引のときには、確認をした書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項） | ㉕ |

| | |
|---|---|
| ・　資産及び収入の状況の確認を行ったときは、当該確認を行った方法及び書類の名称その他の当該書類を特定するに足りる事項 | ㉖ |
| ・　顧客が自己の氏名及び名称と異なる名義を取引に用いるときは、当該名義並びに異なる名義を用いる理由 | ㉗ |
| ・　取引記録を検索するための口座番号その他の事項 | ㉘ |
| ・　顧客が外国ＰＥＰｓであるときは、その旨及び外国ＰＥＰｓと認めた理由 | ㉙ |
| ・　なりすまし又は偽りが疑われる取引のときは、関連取引時確認に係る確認記録を検索するための当該関連取引時確認を行った日付その他の事項 | ㉚ |
| ・　顧客が本邦に住居を有しない旅行者等の短期在留者であって、上陸許可の証印等により在留期間の確認を行った場合には、上陸許可の証印等の名称、日付、番号その他当該証印等を特定するに足りる事項 | ㉛ |

（参考：犯収法第６条第１項、施行規則第 20 条第１項）

Q85　確認記録の様式

| |
|---|
| Q　確認記録は所定の様式が定められていますか。 |

A　確認記録の様式は定められていません。

なお、警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室（ＪＡＦＩＣ）のホームページに掲載されている「犯罪収益移転防止法の概要」において、確認記録の参考様式が掲載されていますので、ご参照ください。

（ＪＡＦＩＣ「犯罪収益移転防止法の概要」掲載ページ）

https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/law_com.htm

Q86　取引時確認を外部に委託している場合の「取引時確認を行った者の氏名」、「確認記録の作成者の氏名」の記載

| |
|---|
| Q　当社では、取引時確認の事務を他社に業務委託しています。この場合、確認記録の「取引時確認を行った者の氏名」や「確認記録の作成者の氏名」は、委託先において、実際に取引時確認を行った者及び実際に確認記録を作成した者の氏名を記録すればよいでしょうか。 |

A　「取引時確認を行った者の氏名」及び「確認記録の作成者の氏名」には、実際に取引時確認を行った者及び実際に確認記録を作成した者の氏名を記録する必要があります。したがって、ご質問のケースでは、委託先において、実際に取引時確認を行った者及び実際に確認記録を作成した者の氏名を記載することになります。

（参考：施行規則第 20 条第１項第１号、第２号）

Q87　本人確認書類のＩＣチップの読み取りと確認記録の記録

| |
|---|
| Q　確認記録には、ＩＣチップ情報や読み取り時のログ、本人確認書類の券面情報とＩＣチップ情報が一致していることを確認したことを記録する必要があるでしょうか。 |

A　二種業者は、ＩＣチップ情報や読み取り時のログ、本人確認書類の券面情報とＩＣチップ情報が一致していることを確認したことを確認記録に記録する必要はありません。

ただし、二種業者が自主的な取組として、ＩＣチップ情報の読み取り時のログを保存するなど、読み取ったことの証跡を残すことは可能です。

（参考：施行規則第 20 条第１項、Ｒ８パブコメ No.39）

Q88　カード代替電磁的記録による本人特定事項の確認方法の確認記録への記録事項

【Ｒ７改正規則箇所】

| |
|---|
| Q　カード代替電磁的記録による本人特定事項の確認記録への記録事項は、どのようなものでしょうか。 |

A　二種業者は、カード代替電磁的記録による本人特定事項の確認をした場合（特定電磁的記録の送信を受け、当該特定電磁的記録が当該送信を行った顧客のものであ

ることの確認をした場合）には、確認記録に特定電磁的記録の送信を受けた日付を記録します。

なお、カード代替電磁的記録による本人特定事項の確認方法においては、個人番号カードの提示を受けるわけではないことから、施行規則第 20 条第１項第 17 号の規定に基づく「本人特定事項の確認を行った方法」の記録にあたっては、個人番号カードにより確認したことの記録ではなく、カード代替電磁的記録による確認方法で本人特定事項の確認を行ったことの記録（例えば、カード代替電磁的記録を構成する電磁的記録の送信を受けた旨）が必要となります。

（参考：施行規則第 20 条第１項５号、R７パブコメ（新技術活用）No.15）

Q89　本人確認書類の添付による確認記録の記録事項の省略【R９改正規則箇所】

| |
|---|
| Q　二種業者は、ＩＣチップ情報を読み取った結果表示される映像面を紙媒体へ印刷したものを確認記録に添付することで確認記録の記録事項を省略できるでしょうか。 |

A　二種業者は、添付資料を確認記録に添付するとき又は施行規則第 20 条第１項第３号の規定により本人確認書類若しくは補完書類の写しを確認記録に添付するときは、同項各号に掲げるもののうち当該添付資料又は当該本人確認書類若しくは補完書類の写しに記載がある事項については、確認記録に記録しないことができます（同条第２項）。

もっとも、ＩＣチップ情報を読み取った結果表示される映像面を紙媒体へ印刷したもの等は本人確認書類の写しには該当しません。そこで、この場合に二種業者は、施行規則第 20 条第１項の規定に基づき、本人確認書類の提示を受けた日付及び時刻の記録又は本人確認書類の提示を受けた日付の記録及び当該本人確認書類の写しの保管等を行う必要があります。

（参考：施行規則第 20 条第２項、第１項第３号、R８パブコメ No.40）

Q90　確認記録と顧客カードの兼用

| |
|---|
| Q　犯収法の確認記録の記載事項は、当社の作成する顧客カードの記載事項と重複しているため、顧客カードで確認記録を兼用することは可能でしょうか。 |

Ａ　顧客カードにおいて、確認記録の記載事項を全て満たしている場合には兼用することも可能です。

Q91　確認記録の作成方法

| |
|---|
| Ｑ　取引時確認を行った場合の確認記録について、どのような方法により作成すればよいでしょうか。 |

Ａ　確認記録は、文書、電磁的記録、マイクロフィルムのいずれかの方法により作成する必要があります。

　また、確認記録の様式については特段、法令上の定めはありませんので、各社において、ご用意いただくことになります。

　なお、顧客の本人特定事項を確認する際に取得した本人確認書類及び補完書類（いずれも写しを含む）等を確認記録に添付するときは、当該書類に記載がある事項については、確認記録に記録しないことができます。

（参考：施行規則第 19 条）

Q92　特定電磁的記録の写しを確認記録に添付する方法【Ｒ７改正規則箇所】

| |
|---|
| Ｑ　施行規則第６条第１項第１号トに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったときには、スマートフォンに搭載した特定電磁的記録又はその写しを添付する必要がありますが、「特定電磁的記録の写し」とは、どのようなものでしょうか。 |

Ａ　二種業者は、施行規則第６条第１項第１号トに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったときには、スマートフォンに搭載した特定電磁的記録又はその写しを添付して確認記録を作成する必要があります。

　「特定電磁的記録」にはカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録のうち、顧客の氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されます。そして、特定電磁的記録の「写し」とは、例えば、特定電磁的記録を形態の異なる電子ファイルに変換することや、紙に印字したものをスキャナで読み込んでイメージデータ化したものを指します。

　なお、確認記録に添付する「特定電磁的記録の写し」としては、スマートフォンの公開鍵や機構の署名値（電子署名）に係る情報の記録は必要ありません。ただし、各種業法その他の法令等に抵触しない範囲内において、二種業者の自主的な取組としてこれらの情報の記録を残すことは可能です。

（参考：施行規則第 19 条第１項第２号ホ、第６条第１項第１号ト、R７パブコメ（新技術活用）No.13、14）

２．確認記録の保存

Q93　保存年限

| |
|---|
| Q　確認記録は、何年間、保存する必要がありますか。 |

A　確認記録は、取引時確認を行った取引に係る契約が終了した日から７年間、保存する必要があります。

　また、取引時確認後、再度、当該顧客との取引があり、その際、取引時確認済み顧客の取引として扱われた場合、７年間の起算点は、取引時確認済み顧客の取引に係る契約が終了した日から改めて開始することになります。

（参考：犯収法第６条第２項）

Q94　「取引時確認を行った取引に係る契約が終了した日」

| |
|---|
| Q　当社は、ファンドの私募の取扱いを行っています。この場合、確認記録の保存期間の起算点となる「取引時確認を行った取引に係る契約が終了した日」とは、ファンドの発行者と締結した私募の取扱いに係る委託契約が終了した日と、私募の取扱いを行ったファンドの出資契約（例えば、組合契約）が終了した日のどちらでしょうか。 |

A　私募の取扱いを行ったファンドの出資契約が終了した日を指します。

（参考：施行規則第 21 条第２項）

Q95　確認記録を支店・営業所ごとに管理することの可否

| |
|---|
| Q　確認記録や取引記録を本社で一括管理するのではなく、支店・営業所ごとに作成し、管理してもよいでしょうか。 |

A　各支店・営業所において検索可能な記録を作成していれば、必ずしも本社において一括管理するのではなく、支店・営業所ごとに管理することも差し支えありません。

３．確認記録の内容の変更

Q96　顧客の確認記録の記載事項の変更

| |
|---|
| Q　確認記録を作成した後、顧客の商号や本店所在地に変更があったことを知りました。再度、顧客の取引時確認を行い、確認記録を作成する必要があるでしょうか。 |

A　確認記録の記載事項に変更があったことを知った場合、再度、取引時確認を行う必要はありませんが、変更事項について、確認記録に付記する必要があります。この場合、変更前に記載した内容は消去してはいけません。

なお、確認記録に付記することに代えて、変更内容の記録を別途作成し、既存の確認記録とともに保存することも認められます。

（参考：施行規則第 20 条第３項）

Ⅶ　取引記録

Q97　取引記録の記載事項

| |
|---|
| Q　犯収法上、取引に係る記録を作成する必要はあるでしょうか。また、作成する必要がある場合、どのような事項を記載する必要がありますか。 |

A　二種業者が二種業務に係る取引を行った場合、法令により、直ちに、次の事項を記載した取引記録を作成しなければなりません。

なお、取引記録は、取引が行われた日から７年間保存する必要があります。

（取引記録の記載事項）

| | |
|---|---|
| ・　口座番号その他の顧客の確認記録を検索するための事項（確認記録がない場合にあっては、氏名その他の顧客又は取引を特定するに足りる事項） | 施行規則24① |
| ・　取引の日付、種類、財産の価額 | ②～④ |
| ・　財産移転を伴う取引にあっては、当該取引及び当該財産移転に係る移転元又は移転先の名義その他の当該財産移転に係る移転元又は移転先を特定するに足りる事項 | ⑤ |

（参考：犯収法第７条第１項、第３項、施行規則第 24 条）

Q98　取引記録の法定帳簿による代替

| |
|---|
| Q　取引記録について、金融商品取引法上の帳簿書類で代替することはできますか。 |

A　取引記録を金融商品取引法上の帳簿書類で代替することは可能です。

ただし、金融商品取引法上の帳簿書類に記録されていない取引記録の記載事項は、別途記録しなければなりません。この場合、既に作成している他の帳簿に当該取引に係る取引記録の記載事項があり、当該帳簿が保存されていれば別途記録を作成する必要はありません。

Ⅷ　疑わしい取引の届出

Q99　疑わしい取引の対象

| |
|---|
| Q　疑わしい取引とは、どのような場合に該当しますか。 |

A　疑わしい取引とは、次の３つのうちいずれかに該当する取引をいいます。

①　収受した財産が犯罪による収益である疑いがある取引

②　顧客が組織的犯罪処罰法第 10 条の罪に当たる行為を行っている疑いがある取引

③　顧客が麻薬特例法第６条の罪に当たる行為を行っている疑いがある取引

なお、上記①の「犯罪による収益」とは、財産上の不正な利益を得る目的で犯した犯罪行為により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産などをいい、収受した財産が犯罪による収益である疑いがあるとは、収受した財産が、これらに該当する疑いがあること、②の「顧客が組織的犯罪処罰法第 10 条の罪に当たる行為を行っている疑いがある」とは、犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は犯罪収益等を隠匿し、隠匿しようとしている疑いがあること、③の「顧客が麻薬特例法第６条の罪に当たる行為を行っている疑いがある」とは、薬物犯罪収益等の取得若しくは処分につき事実を仮装し、又は薬物犯罪収益等を隠匿しようとしている疑いがあることをいいます。

（参考：犯収法第８条第１項）

Q100　疑わしい取引の判断方法（確認項目）

| |
|---|
| Q　疑わしい取引か否かの判断にあたり、どのような項目に従って行えばよいでしょうか。 |

A　疑わしい取引の判断にあたっては、取引時確認の結果、当該取引の態様その他の事情、犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、次の項目に従って、当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する必要があります。

（確認項目）

①　一般的な取引の態様との比較

他の顧客との間で通常行う取引の態様に照らして、マネー・ローンダリングの疑いがあるかどうか。

なお、金融庁のホームページ「疑わしい取引の参考事例（金融商品取引業者）」において、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型が例示されています。

（例）

・　多額の現金又は小切手により、ファンドや不動産信託受益権の売買や投資を行う取引

・　公務員や会社員がその収入に見合わない高額な取引を行う場合　等

②　顧客との過去の取引との比較

顧客との間で行った他の特定業務に係る取引の態様に照らして、マネー・ローンダリングの疑いがあるかどうか。

（例）

・　通常は取引がないにも関わらず、突如多額の投資が行われる口座に係る取引

・　契約締結時に確認した取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引　等

③　取引時の確認との整合性

（例）

・　架空名義又は借名名義であるとの疑いが生じた口座を使用した取引

・　住所と異なる連絡先に取引報告書等の証書類の送付を希望する顧客に係る口座を使用した取引　等

（参考：犯収法第８条第３項、施行規則第 26 条）

Q101　疑わしい取引の確認方法①（新規顧客の取引）

| |
|---|
| Q　新規顧客の取引が疑わしい取引か否かの判断にあたり、どのような方法により確認すればよいでしょうか。 |

A　新規顧客の取引については、Q100 の「一般的な取引の態様との比較」、「取引時の確認との整合性」の項目に従い、疑わしい取引か否かの判断を行う必要があります。

なお、Q100 の「顧客との過去の取引との比較」については確認できないことから、確認不要です。

（参考：犯収法第８条第３項、施行規則第 27 条）

Q102　疑わしい取引の確認方法②（既存顧客の取引）

| |
|---|
| Q　既存顧客の取引が疑わしい取引か否かの判断にあたり、どのような方法により確認すればよいでしょうか。 |

A　既存顧客の取引については、Q100 の「一般的な取引の態様との比較」、「顧客との過去の取引との比較」、「取引時の確認との整合性」の項目に加えて、顧客の確認記録及び取引記録の精査を行う必要があります。

顧客の確認記録及び取引記録の精査に関しては、例えば、取引時確認等の措置（取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置）を的確に行うため、保存している確認記録及び取引記録等を目視により確認して取引時確認を行った結果、把握した職業や取引を行う目的と整合的かなどといった観点から取引の異常の有無を確認したり、システムにより取引の異常を検知したりすることが考えられます。

（参考：犯収法第８条第３項、施行規則第 27 条）

Q103　疑わしい取引の確認方法③（危険度の高い取引）

| |
|---|
| Q　マネー・ローンダリングに利用される危険性の程度が高いと認められる取引（以下「危険度の高い取引」といいます。）に関して、通常よりも厳格な確認を行う必要があると聞きました。<br>危険度の高い取引の対象、危険度の高い取引に該当した場合の確認方法について教えてください。 |

A　危険度の高い取引の対象、及び、確認方法は、次のとおりです。

①　危険度の高い取引の対象

危険度の高い取引とは、施行規則第 27 条第１項第１号ハにおいて規定されている次の取引を指します。

ア.　ハイリスク取引

- なりすましの疑いのある取引
- 取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客の取引
- 北朝鮮・イランに居住・所在する顧客との取引
- 外国ＰＥＰｓとの間で行う取引

イ.　顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引

- 疑わしい取引
- 同種の取引の態様と著しく異なる態様で行われる取引

ウ.　上記ア及びイ以外で、犯罪収益移転危険度調査書において、注意を要するとされた国・地域に居住・所在する顧客との間で行う取引

エ.　犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して、犯罪収益移転の危険性が高いと認められるもの

②　危険度の高い取引における確認方法

危険度の高い取引に該当する場合は、以下の確認等が必要となります。

ア.　新規顧客の場合、Q101 の確認。

イ.　既存顧客の場合、Q102 の確認。

ウ.　顧客又は取引の任に当たる者に対する質問その他の当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認するために必要な調査。

エ.　上記アからウを踏まえ、統括管理する者又はこれに相当する者が、当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認し、取引を実施する場合は、当

該者が犯罪収益移転危険度調査書のリスク要因の理由等を踏まえ、取引の可否を判断し、承認すること。

（参考：施行規則第 27 条第１項第１号ハ）

Q104　疑わしい取引の届出方法

| |
|---|
| Q　疑わしい取引に該当すると判断した場合、どこに、どのように届け出ればよろしいでしょうか。 |

A　二種業の取引に疑わしい取引が認められた場合、金融庁「疑わしい取引の届出手続き」ホームページの説明に従って、届出ください。

Q105　取引を謝絶した場合の疑わしい取引の届出の要否

| |
|---|
| Q　今般、疑わしい取引だと判断し、取引を謝絶しました。取引を謝絶した場合は、疑わしい取引の届出は不要でしょうか。 |

A　疑わしい取引と判断したものは、当該取引の謝絶の有無に関わらず、届出を行う必要があります。

Ⅸ　取引時確認等を的確に行うための態勢整備

Q106　態勢整備の内容

| |
|---|
| Q　取引時確認や疑わしい取引の届出を的確に行うための態勢整備が必要と聞きましたが、どういったことを行う必要があるのでしょうか。 |

A　事業者は、取引時確認、取引記録の保存、疑わしい取引の届出等の措置（以下「取引時確認等の措置」という。）を的確に行うため、次の措置を行う必要があります。

なお、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（以下「監督指針」といいます。）Ⅲ－２－６では、取引時確認等の措置の的確な実施態勢に関して、留意事項が示されています。

①　取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置

なりすましの疑い等を的確に判断するためには、顧客の最新の本人特定事項等を把握していることが必要であることから、事業者は、確認をした事項について、最新の内容に保つための措置を講じることとされています。

具体的には、確認した本人特定事項等に変更があった場合に顧客が事業者にこれを届け出る旨を約款に盛り込むこと等の措置を講ずる必要があります。

② 使用人に対する教育訓練の実施等の措置

事業者の使用人等が、犯罪収益移転防止法上に定める措置を的確に実施できるようにするため、事業者は、次の措置を講ずる必要があります。

・ 実際に顧客と接する職員等に、マネー・ローンダリングのリスクがあるか否かを認識するための具体的な注意点や対応要領について教育訓練する

・ 疑わしい取引の届出を行うべき場合に該当するかを一元的に集約・判断する部署を設置する

・ 犯罪収益移転防止法の遵守状況を監査する機能を強化する

・ 取引を行うに当たっての内部手続を定めた規則を作成する

・ 本人特定事項等をスムーズかつ効率的に識別できる情報検索システムを導入する等

③ 取引時確認などの措置の実施に関する規程の作成

取引時確認等の的確な実施を確保するため、事業者は、取引時確認等の措置の実施手順や対応要領等を定めた規程を作成する必要があります。

④ リスク評価、情報収集、記録の精査

事業者は自らが行う取引を調査、分析して、マネー・ローンダリングのリスクを評価した上で、これを書面化し（以下「特定事業者作成書面」といいます。）、これを更新する必要があります。

また、特定事業者作成書面の内容を勘案し、取引時確認等の措置を行うに際して必要な情報を収集するとともに、当該情報を整理、分析すること、確認記録や取引記録等を継続的に精査することが求められます。

⑤ 統括管理者の選任

事業者において、教育訓練の実施、内部規程の作成、法の遵守状況の監査等、取引時確認等の的確な実施のために必要な業務に関する責任の所在を明らかにし、一元的・効率的な業務運営を行う必要があることから、取引時確認等の実施等に関する事項を統括管理する者を選任することが求められます。

⑥ リスクの高い取引を行う際の対応

事業者が外国ＰＥＰｓとの取引や通常でない取引等のリスクの高い取引を行うに際しては、統括管理者の承認を得ることが求められます。

また、事業者は、リスクの高い取引に関して、情報の収集、整理及び分析を行った場合は、その結果を記録し、確認記録や取引記録とともに保存する必要があります。

⑦　必要な能力を有する職員を採用するための措置

事業者は取引時確認等の措置が的確に行われるために必要な能力を有する者を採用するために必要な措置を講ずる必要があります。

⑧　取引時確認等に係る監査の実施

事業者は、取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査の実施を行う必要があります。

（参考：犯収法第 11 条、施行規則第 32 条）

Q107　取引時確認をした事項に係る情報を最新の内容に保つための措置（１回的取引）

| |
|---|
| Q　当社は、不動産信託受益権の売買の媒介を行っているが、媒介により売買が成立した後は、顧客との間で継続的な関係が生じません。こうした場合にも、最新の内容に保つための措置を講ずる必要があるのでしょうか。 |

A　継続的な関係が想定されない１回的取引については、確認した内容を更新する機会がないことから、基本的には、最新の情報に保つための措置を講ずる必要はありません。

（参考：犯収法第 11 条、H23 パブコメ No.135）

Q108　特定事業者作成書面の作成について

| |
|---|
| Q　各社の判断で、特定事業者作成書面について、作成するか否かを決めることはできないでしょうか。 |

A　犯収法では、特定事業者作成書面の作成は努力義務とされていますが、監督指針において、「自らが行う取引がテロ資金供与やマネー・ローンダリング等に利用されるリスクについて適切に調査・分析した上で、その結果を記載した書面等（以下「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、定期的に見直しを行っているか。」（同指針Ⅲ－２－６（１）①イ）との留意事項が定められています。

また、金融庁「マネー･ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」では、金融商品取引業者を含む対象業者において、テロ資金供与やマネー・ロ

ーンダリングのリスクの特定、評価等を行うことが求められています（同ガイドラインⅡ－２参照）。

こうしたことに鑑みると、二種業者においては、各社において、特定事業者等作成書面を作成する必要があると考えられます。

（参考：犯収法第 11 条、監督指針Ⅲ－２－６（１）①イ、金融庁「マネー･ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」Ⅱ－２）

Q109　保存している確認記録・取引記録の継続的精査、必要な情報収集・情報の整理、分析について

| |
|---|
| Q　確認記録・取引記録について継続的に精査することとありますが、具体的に何を行えばよいのですか。また、必要な情報収集とは、どういったことを行えばよいのでしょうか。 |

A　各社で作成した特定事業者作成書面で定めた評価に基づき、リスクの高低に応じて、保存している確認記録・取引記録の継続的精査及び必要な情報収集・情報の整理、分析をする必要があります。

もっとも、継続的精査は、すべての取引について、一定頻度で精査を義務付けるものではなく、例えば、次のような精査を行うことも認められます。

- 危険度が高い取引と評価された取引について、不審な点がないか継続的に取引記録をモニタリングすること。
- 危険度が高い取引と評価された取引の増減について、取引記録から確認を行い、自社によるリスク要因の変化が生じていないかを確認すること。
- 取引時確認を行った結果把握した職業や取引を行う目的と整合的かどうかといった観点から、取引の異常の有無を確認すること。

また、必要な情報収集とは、次のような情報収集を行うことが考えられます。

- インターネット等を利用して、外国ＰＥＰｓに該当する者の情報を収集し、顧客が該当するかどうかの確認を行うこと。
- 新聞記事検索システム等を利用して、反社会的勢力に関する情報を収集し、顧客が該当するかどうかの確認を行うこと。

（参考：施行規則第 32 条第１項第２号、第３号、H27 パブコメ No.178、182～187）

Q110　統括管理する者

| |
|---|
| Q　犯収法第 11 条に規定する「取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な監査その他の業務を統括管理する者」の選任について、どういった者を選任すればよいでしょうか。 |

A　統括管理する者の選任にあたっては、明確な基準の定めはありませんが、取引時確認等の措置の的確な実施のために必要な業務を統括管理する役割を担えることが必要となります。

　また、統括する者の人数の限定はなく、各社の組織に従い複数名選任することも認められます。

　例えば、第二種業内部管理統括責任者を、取引時確認等の最終判断を行う者（統括管理する者）とし、顧客対応をする部署内の責任者（内部管理責任者など。複数名可）を統括管理する者に相当するもの（委任を受けた者）として、危険度の高い取引に関する承認や疑わしい取引の該当性の確認を行うといった体制が考えられます。

（参考：H27 パブコメ No.189）

以　上

第一版：平成 28 年９月 16 日
第二版：平成 31 年３月 26 日
改訂第二版：令和５年２月２日
第三版：令和８年 11 月 20 日